

ポルトガル
産業財産法

2008年7月25日法律No. 143/2008

2008年10月1日施行

目次

第 I 編 概説部

第 I 章 総則

- 第 1 条 工業所有権の機能
- 第 2 条 工業所有権の範囲
- 第 3 条 人的適用範囲
- 第 4 条 効力
- 第 5 条 仮保護
- 第 6 条 保証を受ける権利
- 第 7 条 権利の証拠
- 第 8 条 権利の回復

第 II 章 行政手続

- 第 9 条 行為実行の正当性
- 第 10 条 行為遂行の正当性
- 第 10-A 条 行為の実行方法
- 第 11 条 優先順位
- 第 12 条 優先権の主張
- 第 13 条 優先権の証拠
- 第 14 条 訂正
- 第 15 条 署名の公証(廃止)
- 第 16 条 通知
- 第 17 条 異議申立及び答弁の期限
- 第 17-A 条 検討の停止
- 第 18 条 意見書の副本(廃止)
- 第 19 条 書類の追加及び返却
- 第 20 条 遅延異議申立(廃止)
- 第 21 条 査察
- 第 22 条 その後の手続
- 第 23 条 決定の変更
- 第 24 条 一般的拒絶理由
- 第 25 条 本質的でない要素の変更又は訂正
- 第 26 条 他の事件ファイルに添付される書類
- 第 27 条 付与書類の交付
- 第 28 条 期間

第 29 条 公告

第 30 条 注記

第 III 章 移転及びライセンス

第 31 条 移転

第 32 条 契約によるライセンス

第 IV 章 工業所有権の失効

第 33 条 無効

第 34 条 取消

第 35 条 無効及び取消の宣言

第 36 条 無効又は取消の宣言の効果

第 37 条 消滅

第 38 条 放棄

第 V 章 不服申立

第 I 節 司法上の不服申立

第 39 条 不服申立の対象にできる決定

第 40 条 管轄裁判所

第 41 条 正当性

第 42 条 期限

第 43 条 答弁書

第 44 条 相手方当事者への要求

第 45 条 専門家の参加要請

第 46 条 裁判所の決定に対する上訴

第 47 条 最終決定の公告

第 II 節 不服申立の仲裁

第 48 条 仲裁裁判所

第 49 条 仲裁契約

第 50 条 構成及び機能

第 II 編 工業所有権法

第 I 章 発明

第 I 節 特許

第 I 款 総則

第 51 条 対象

- 第 52 条 対象に関する制限
- 第 53 条 特許に関する制限
- 第 54 条 特許性についての特例
- 第 55 条 特許性の要件
- 第 56 条 技術水準
- 第 57 条 無害な開示
- 第 58 条 特許を受ける権利に関する一般則
- 第 59 条 特許を受ける権原に関する特則
- 第 60 条 発明者の権利

第 II 款 特許手続

第 I 目 国内経路

- 第 61 条 出願様式
- 第 62 条 提出書類
- 第 62-A 条 仮特許出願
- 第 62-B 条 仮特許出願の変更
- 第 63 条 生物工学的発明
- 第 64 条 明細書及び図面の提出期限(廃止)
- 第 65 条 様式及び制限の審査
- 第 65-A 条 調査報告書
- 第 66 条 出願の公開
- 第 67 条 異議申立(廃止)
- 第 68 条 発明の審査
- 第 69 条 一部付与
- 第 70 条 出願についての変更
- 第 71 条 発明の単一性
- 第 72 条 分冊の公告
- 第 73 条 拒絶理由
- 第 74 条 最終決定の通知

第 II 目 欧州経路

- 第 75 条 範囲
- 第 76 条 欧州特許出願
- 第 77 条 欧州特許出願の作成に用いることができる言語
- 第 78 条 公開された欧州特許出願によって付与される権利
- 第 79 条 欧州特許の翻訳文
- 第 80 条 欧州特許の翻訳文の提出期限
- 第 81 条 翻訳の責任
- 第 82 条 翻訳文に関する通知の公告
- 第 83 条 特許登録簿への記入

- 第 84 条 欧州特許出願の正本
- 第 85 条 翻訳文の訂正
- 第 86 条 国内特許出願への変更
- 第 87 条 ポルトガル実用新案出願への変更
- 第 88 条 二重保護の禁止
- 第 89 条 年次手数料

第 III 目 特許協力条約経路

- 第 90 条 定義及び範囲
- 第 91 条 国際出願
- 第 92 条 指定又は選択官庁
- 第 93 条 国際出願の効力
- 第 94 条 国際出願の翻訳文の提出期限
- 第 95 条 国際出願の公開により付与される権利
- 第 96 条 独立の発明を含む国際出願

第 III 款 特許の効力

- 第 97 条 保護の範囲
- 第 98 条 挙証責任の転嫁
- 第 99 条 存続期間
- 第 100 条 特許の表示
- 第 101 条 特許により付与される権利
- 第 102 条 特許により付与される権利についての制限
- 第 103 条 権利の消尽
- 第 104 条 対抗できない事項

第 IV 款 使用の条件

- 第 105 条 特許の喪失及び収用
- 第 106 条 実施義務
- 第 107 条 強制ライセンス
- 第 108 条 発明の不実施によるライセンス
- 第 109 条 従属ライセンス
- 第 110 条 公共の利益
- 第 111 条 強制ライセンスの請求
- 第 112 条 ライセンスの付与又は拒絶に係る通知及び不服申立

第 V 款 特許の無効

- 第 113 条 無効
- 第 114 条 無効又は一部取消の宣言

第 VI 款 医薬品及び植物薬剤に係る補足的保護証明書

第 115 条 証明書の申請

第 115-A 条 存続期間の延長を求める申請

第 116 条 審査及び公告

第 II 節 実用新案

第 I 款 総則

第 117 条 対象

第 118 条 対象に関する制限

第 119 条 実用新案に関する制限

第 120 条 付与の要件

第 121 条 実用新案を受ける権利に関する一般則

第 122 条 実用新案の所有権に関する特則

第 123 条 考案者の権利

第 II 款 実用新案の手続

第 I 目 国内経路

第 124 条 出願の様式

第 125 条 提出書類

第 126 条 明細書及び図面の提出期限(廃止)

第 127 条 様式及び制限の審査

第 127-A 条 調査報告書

第 128 条 出願の公開

第 129 条 異議申立(廃止)

第 130 条 仮付与

第 131 条 審査請求

第 132 条 考案の審査

第 133 条 一部付与

第 134 条 出願についての変更

第 135 条 考案の単一性

第 136 条 分冊の公告

第 137 条 拒絶理由

第 138 条 最終決定の通知

第 II 目 特許協力条約経路

第 139 条 適用規定

第 III 款 実用新案の効力

第 140 条 保護の範囲

- 第 141 条 挙証責任の転嫁
- 第 142 条 存続期間
- 第 143 条 実用新案の表示
- 第 144 条 実用新案により付与される権利
- 第 145 条 実用新案により付与される権利の制限
- 第 146 条 権利の消尽
- 第 147 条 対抗できない事項

第 IV 款 使用の条件

- 第 148 条 実用新案の喪失及び収用
- 第 149 条 実施義務
- 第 150 条 強制ライセンス

第 V 款 実用新案の無効

- 第 151 条 無効
- 第 152 条 無効又は一部取消の宣言

第 II 章 半導体製品の回路配置

第 I 款 総則

- 第 153 条 半導体製品の定義
- 第 154 条 半導体製品の回路配置の定義
- 第 155 条 法による保護の対象
- 第 156 条 登録を受ける権利に関する一般則
- 第 157 条 登録を受ける権原に関する特則
- 第 158 条 創作者の権利
- 第 159 条 適用規則

第 II 款 登録手続

- 第 160 条 出願様式
- 第 161 条 拒絶理由

第 III 款 登録の効力

- 第 162 条 存続期間
- 第 163 条 登録の表示
- 第 164 条 登録により付与される権利
- 第 165 条 登録により付与される権利の制限
- 第 166 条 権利の消尽
- 第 167 条 対抗できない事項

第 IV 款 使用条件

第 168 条 登録の喪失及び収用

第 169 条 強制実施ライセンス

第 V 款 登録の無効

第 170 条 無効

第 171 条 無効又は一部取消の宣言

第 172 条 消滅

第 III 章 意匠又はひな形

第 I 款 総則

第 173 条 意匠又はひな形の定義

第 174 条 製品の定義

第 175 条 登録に関する制限(廃止)

第 176 条 付与の要件

第 177 条 新規性

第 178 条 識別性

第 179 条 開示

第 180 条 無害な開示

第 181 条 登録を受ける権利に関する一般則

第 182 条 登録の所有権に関する特則

第 183 条 創作者の権利

第 II 款 登録手続

第 184 条 出願の様式

第 185 条 提出書類

第 186 条 出願の単一性

第 187 条 複合出願

第 188 条 方式に関する審査及び職権による審査

第 189 条 公告

第 190 条 公告の延期

第 190-A 条 その後の手続

第 191 条 異議申立(廃止)

第 192 条 仮登録(廃止)

第 193 条 審査請求(廃止)

第 194 条 審査(廃止)

第 195 条 一部付与(廃止)

第 196 条 出願についての変更(廃止)

第 197 条 拒絶理由

第 198 条 最終決定の通知(廃止)

- 第 III 款 登録の効力
- 第 199 条 保護の範囲
- 第 200 条 著作権との関係
- 第 201 条 存続期間
- 第 202 条 意匠又はひな形の表示
- 第 203 条 登録により付与される権利
- 第 204 条 登録により付与される権利の制限
- 第 205 条 権利の消尽
- 第 206 条 意匠又はひな形の変更不能性
- 第 207 条 意匠又はひな形についての変更

- 第 IV 款 登録の無効
- 第 208 条 無効
- 第 209 条 取消可能性
- 第 210 条 無効又は一部取消の宣言

第 V 款 先の保護

- 第 I 目 総則
- 第 211 条 出願対象(廃止)
- 第 212 条 先の保護に係る出願(廃止)
- 第 213 条 秘密及び申立(廃止)

- 第 II 目 保護出願手続
- 第 214 条 出願の方式(廃止)

- 第 III 目 先の保護に係る出願の効力
- 第 215 条 存続期間(廃止)
- 第 216 条 出願の更正(廃止)
- 第 217 条 先の保護により付与される権利(廃止)
- 第 218 条 消滅(廃止)
- 第 219 条 出願の変更(廃止)
- 第 220 条 行政行為又は訴訟に係る申請の登録(廃止)
- 第 221 条 手数料(廃止)

第 IV 章 商標

第 I 款 総則

- 第 I 目 商品及びサービスの商標
- 第 222 条 商標の構成

- 第 223 条 除外例
- 第 224 条 所有権及び排他権
- 第 225 条 登録を受ける権利
- 第 226 条 権利所有者の代理人による登録
- 第 227 条 無登録商標

第 II 目 団体商標

- 第 228 条 定義
- 第 229 条 組合商標
- 第 230 条 証明商標
- 第 231 条 登録を受ける権利
- 第 232 条 適用規定

第 II 款 登録手続

第 I 目 国内経路

- 第 233 条 出願
- 第 234 条 出願の作成
- 第 235 条 単一の登録
- 第 236 条 出願の公告
- 第 237 条 手続上の方式
- 第 238 条 登録拒絶理由
- 第 239 条 その他の拒絶理由
- 第 240 条 無登録の包装又はラベルの模倣
- 第 241 条 周知商標
- 第 242 条 名声のある商標
- 第 243 条 同意の宣言
- 第 244 条 一部拒絶
- 第 245 条 模倣又は不法使用の概念
- 第 246 条 特別の登録手続(廃止)

第 II 目 共同体商標

- 第 247 条 国内商標登録出願への変更

第 III 目 国際登録

- 第 248 条 登録を受ける権利
- 第 249 条 出願
- 第 250 条 放棄
- 第 251 条 登録についての変更
- 第 252 条 出願の公告
- 第 253 条 手続上の方式

第 254 条 拒絶理由

第 III 款 登録の効力

第 255 条 存続期間

第 256 条 使用意思の陳述(廃止)

第 257 条 登録の表示

第 258 条 登録により付与される権利

第 259 条 権利の消尽

第 260 条 登録により付与される権利の制限

第 261 条 商標の変更禁止

第 IV 款 移転及びライセンス

第 262 条 移転

第 263 条 移転の制限

第 264 条 ライセンス

第 V 款 商標登録又はそれから得られる権利の失効

第 265 条 無効

第 266 条 取消

第 267 条 容認による除外

第 268 条 商標の使用

第 269 条 消滅

第 270 条 消滅宣言の申請

第 V 章 褒章

第 I 款 総則

第 271 条 対象

第 272 条 褒章の表示についての条件

第 273 条 所有権

第 II 款 登録手続

第 274 条 出願

第 275 条 出願の準備

第 276 条 拒絶理由

第 277 条 書類の返却

第 III 款 使用及び移転

第 278 条 褒章の表示

第 279 条 移転

- 第 IV 款 登録の失効
- 第 280 条 取消可能性
- 第 281 条 消滅

第 VI 章 商号及び記章

第 I 款 総則

- 第 282 条 登録を受ける権利(廃止)
- 第 283 条 商号の構成(廃止)
- 第 284 条 記章の構成(廃止)
- 第 285 条 拒絶理由(廃止)

第 II 款 登録手続

- 第 286 条 出願(廃止)
- 第 287 条 出願の準備(廃止)
- 第 288 条 同意の宣言(廃止)
- 第 289 条 単一登録(廃止)
- 第 290 条 出願の公告(廃止)
- 第 291 条 その後の手続(廃止)
- 第 292 条 拒絶(廃止)

第 III 款 登録の効力

- 第 293 条 存続期間(廃止)
- 第 294 条 商号又は記章の表示(廃止)
- 第 295 条 登録により付与される権利(廃止)
- 第 296 条 商号又は記章の変更禁止(廃止)

第 IV 款 登録の移転, 無効, 取消可能性及び消滅

- 第 297 条 移転(廃止)
- 第 298 条 無効(廃止)
- 第 299 条 取消可能性(廃止)
- 第 300 条 消滅(廃止)

第 VII 章 ログタイプ

- 第 301 条 ログタイプの構成(廃止)
- 第 302 条 ログタイプに係る権利(廃止)
- 第 303 条 ログタイプの表示(廃止)
- 第 304 条 適用規則(廃止)

第 I 款 総則

- 第 304-A 条 ログタイプの構成

第 304-B 条 登録を受ける権利

第 II 款 登録手続

第 304-C 条 単一登録

第 304-D 条 出願

第 304-E 条 書類

第 304-F 条 出願の公告

第 304-G 条 手続上の方式

第 304-H 条 登録拒絶理由

第 304-I 条 その他の拒絶理由

第 304-J 条 同意の宣言

第 III 款 登録の効力

第 304-L 条 存続期間

第 304-M 条 ロゴタイプの表示

第 304-N 条 登録により付与される権利

第 304-O 条 ロゴタイプの変更禁止

第 IV 款 登録の移転, 無効, 取消可能性及び消滅

第 304-P 条 移転

第 304-Q 条 無効

第 304-R 条 取消可能性

第 304-S 条 消滅

第 VIII 章 原産地名称及び地理的表示

第 I 款 総則

第 305 条 定義及び所有権

第 306 条 地域の境界画定

第 II 款 登録手続

第 I 目 国内経路

第 307 条 出願

第 308 条 拒絶理由

第 II 目 国際経路

第 309 条 原産地名称の国際登録

第 III 款 登録の効力, 無効, 取消可能性及び消滅

第 310 条 存続期間

- 第 311 条 登録の表示
- 第 312 条 登録により付与される権利
- 第 313 条 無効
- 第 314 条 取消可能性
- 第 315 条 消滅

第 III 編 侵害

第 I 章 総則

- 第 316 条 工業所有権の保証
- 第 317 条 不正競争
- 第 318 条 開示されていない情報の保護
- 第 319 条 税関当局による介入

第 II 章 刑事上及び行政上の違法行為

第 I 款 総則

- 第 320 条 副次的権利

第 II 款 刑事上の違法行為

- 第 321 条 特許排他性，実用新案又は半導体回路配置の侵害
- 第 322 条 意匠又はひな形に係る排他権の侵害
- 第 323 条 商標の偽造，模倣又は違法使用
- 第 324 条 製品又は物品の販売，流通又は隠匿
- 第 325 条 原産地名称又は地理的表示の侵害及び違法使用
- 第 326 条 不誠実に取得された意匠又はひな形の特許，実用新案及び登録
- 第 327 条 権利の濫用により取得された又は維持されている登録
- 第 328 条 存在しない行為の登録又は真実を隠した登録
- 第 329 条 不服申立
- 第 330 条 押収された物品の処分

第 III 款 行政上の違法行為

- 第 331 条 不正競争
- 第 332 条 褒章の援用又は違法使用
- 第 333 条 名称及び記章に係る権利の侵害
- 第 334 条 ロゴタイプの排他性の侵害
- 第 335 条 準備行為
- 第 336 条 不法な商標の使用
- 第 337 条 名称，記章又はロゴタイプの不当な使用
- 第 338 条 私権の不当な行使の援用

第 III 章 手続

第 I 款 工業所有権の執行を確保するための措置及び手続

第 I 目 総則

第 338-A 条 商業規模

第 338-B 条 正当性

第 II 目 証拠

第 338-C 条 証拠を入手するための措置

第 338-D 条 証拠を保全するための措置

第 338-E 条 正式手続及び係争

第 338-F 条 失効及び消滅の原因

第 338-G 条 申請人の責任

第 III 目 情報

第 338-H 条 情報提供義務

第 IV 目 予防的手続

第 338-I 条 差止命令

第 338-J 条 押収

第 V 目 補償金

第 338-L 条 損失及び損害に対する補償

第 VI 目 本案判決に基づく措置

第 338-M 条 追加的罰則

第 338-N 条 抑制措置

第 VII 目 公表措置

第 338-O 条 司法決定の公告

第 VIII 目 補則

第 338-P 条 補足的権利

第 339 条 不特定の差止命令(廃止)

第 340 条 押収(廃止)

第 II 款 刑事上及び行政上の違法行為に係る手続

第 341 条 訴訟参加当事者

第 342 条 査察及び押収

第 343 条 行政違法行為手続の開始

第 344 条 罰則に係る審理及び適用

第 345 条 罰金収入の割当

第 IV 編 手数料

第 346 条 手数料の設定

第 347 条 納付の方式

第 348 条 維持手数料の算定

第 349 条 納付期限

第 350 条 回復

第 351 条 減額

第 352 条 払戻

第 353 条 納付の停止

第 354 条 国に属する権利

第 V 編 工業所有権公報

第 355 条 工業所有権公報

第 356 条 内容

第 357 条 目次(廃止)

第 358 条 配布(廃止)

第 I 編 概説部

第 I 章 総則

第 1 条 工業所有権の機能

工業所有権の機能は、生産の技術的方法及び豊かさの発展について私権を付与することにより公正な競争を保証することにある。

第 2 条 工業所有権の範囲

厳密な意味での工業及び商業、漁業、農業、林業、畜産業及び採取産業、並びにすべての天然の又は製造された生産品及びサービスが工業所有権の範囲内に入る。

第 3 条 人的適用範囲

(1) 本法は、すべてのポルトガル国籍を有する自然人若しくは法人、又は 1883 年 3 月 20 日のパリ条約及びその改正条約の条件に基づく工業所有権の保護に関する国際同盟(以下「同盟」という)並びに世界貿易機関(以下「WTO」という)に属する国の国民に対して、住所又は施設の条件に係わりなく、権限及び手続に関する特別規定を例外として、適用される。

(2) その他の国の国民であって、同盟又は WTO に属する国の何れかに実際の、虚構でない住所又は工業上若しくは商業上の施設を有するものは、同盟又は WTO に属する国の国民と同等とみなされる。

(3) 前記以外の外国国民については、ポルトガルとそれらの者が属する国との間の条約の規定が考慮され、又は当該条約が存在しない場合は相互主義の原則が考慮される。

第 4 条 効力

(1) 特許、実用新案及び登録により付与される権利は、ポルトガルの全領域に及ぶ。

(2) 次項を害することなく、工業所有権の付与は、付与についての要件の法律的な容認を意味するに過ぎない。

(3) 褒章の登録は、所有権の真実性及び真正性を保証し、かつ、無期限の排他的使用権を当該所有者に保証する。

(4) 商標、ロゴタイプ、原産地名称及び地理的表示の登録は、当該登録出願の後にされた認可又は変更の申請の対象である会社名であって前記のものと混同される虞があるものを拒絶し又は無効にする根拠となる。

(5) 前項に基づく無効訴訟は、公訴庁により提起される場合を除き、当該法人の会社名の設定又は変更に係る共和国官報による公告から 10 年以内に限って認められる。

第 5 条 仮保護

(1) 特許、実用新案又は登録に係る出願により、工業所有権公報における公告時をもって、当該権利により付与されるのと同じ権利が暫定的に出願人に付与され、何らかの対価の計算に当たって考慮される。

(2) 当該出願について通知を受け、かつ、当該事件の詳細を知らされている者は、公告の前にも、前項にいう仮保護に対して異議を申し立てることができる。

(3) 仮保護に基づいて提起された訴訟における裁定は、特許、実用新案又は登録に係る最終的な承認又は拒絶の前にこれを申し渡すことはできず、事件は弁論終了時に停止するものとする。

第6条 保証を受ける権利

特許及び実用新案並びに半導体製品の回路配置、意匠又はひな形及び商標その他の識別性を有する商業標識の登録から生じる権利は、差押及び押収の対象となり、かつ、法律に基づいて差し押さえるか又は他の形態での財産没収の対象とすることができる。

第7条 権利の証拠

- (1) 工業所有権の証拠は、それぞれの様式に則った付与証書により与えられる。
- (2) 付与証書には、当該権利を完全に特定する上で必要な事項が含まれていなければならない。
- (3) ポルトガルにおける使用のために国際組織が交付した工業所有権に係る証明書は、前各項にいう付与証書と同じ効果を有する。
- (4) 権利所有者は、その権原証書と類似する内容の証明書の交付を受けることができる。
- (5) 次のものも、出願人又は所有者の請求に基づいて交付することができる。
 - (a) 出願証明書
 - (b) ポルトガルにおける使用のために国際組織が付与した工業所有権保護証明書

第8条 権利の回復

- (1) 工業所有権の出願人又は所有者が、状況に応じて必要とされる注意をすべて払ったにも拘らず特定の期限を守れなかった場合において、当該不遵守により権利が付与されなくなるか又は権利の効力が影響を受ける虞があり、かつ、不遵守の原因がこれらの者の責めに直接帰せられないときは、当該権利は、これらの者の請求に基づいて回復されるものとする。
- (2) 適正に理由を付した請求は、当該期間の遵守を妨げた事情の終止から2月以内に書面で提出するものとするが、何れの場合でも、守られなかった期間の終期から1年以内のみ認められる。
- (3) 第12条にいう期間の場合は、請求は、守られなかった期間の終期から2月以内のみ認められる。
- (4) 怠った行為は、(2)にいう2月の期間内に履行し、かつ、権利回復に係る手数料を納付しなければならない。
- (5) 本条の規定は、本法に定める期間の延長が問題となっている場合及び当該工業所有権について満了宣言訴訟が係属している場合は、(2)又は(4)並びに第17条及び第350条にいう期間には適用されない。
- (6) 回復された権利の出願人又は所有者は、付与された権利の喪失と当該権利の回復の通知の公告との間の期間中に、善意で、当該権利の対象物の運用若しくは販売を開始したか又はその運用若しくは販売のために現実かつ誠実な準備を行った第三者に対しては、回復された権利を主張することができない。
- (7) 前項の規定を援用することができる第三者は、出願人又は所有者の権利を回復する決定に対し、当該権利の回復の通知の公告日から2月以内に異議申立を行うことができる。

第 II 章 行政手続

第 9 条 行為実行の正当性

特定の法律行為に利害関係を有する者は、国家工業所有権庁において当該行為を実行する正当性を有する。

第 10 条 行為遂行の正当性

- (1) 手続に係る行為及び条件は、次の者のみが遂行することができる。
 - (a) ポルトガルに施設若しくは住所を有する利害関係人若しくは権利所有者、又はポルトガルに施設若しくは住所を有する者であつて、公認の工業所有権代理人、弁護士若しくは事務弁護士ではないが当該目的の委任状を提出するもの
 - (b) 外国に施設又は住所を有する利害関係人又は権利所有者
 - (c) 公認の工業所有権代理人
 - (d) 代理人としての弁護士又は事務弁護士
- (2) 前項(b)にいう者は、次の何れかをしなければならない。
 - (a) ポルトガルにおける宛先を表示すること
 - (b) 電子メールアドレス又はファックス番号を表示すること
- (3) 前各項にいう事業者は、常時事件ファイルを閲覧し、関係書類の写真複写を取得し、当該写しの認証を請求することができる。
- (4) (2)に定める場合において、すべての法的目的での通知は、利害関係人、権利所有者又は代理人が表示したポルトガルにおける宛先、電子メールアドレス又はファックス番号に送付されなければならない。
- (5) 当事者が弁護士により代理されている場合は、通知はそれらの者に直接送付されなければならない。
- (6) 出願人又は権利所有者による別段の表示がない限り、通知は、維持手数料を支払う者如何に関係なく、事件に係わった最後の弁護士に送付されなければならない。
- (7) ある行為の遂行に瑕疵又は遺漏がある場合は、当事者は、1月以内に適用法規に従うよう直接命じられる。従わない場合は、当該行為は無効にされるが、享有している優先権を失うことはない。

第 10-A 条 行為の実行方法

- (1) 本法に定める行為及び国家工業所有権庁と利害関係人との間の通信は、電子データ送信により行うことができる。
- (2) ある行為が電子データ送信により行われる場合は、国家工業所有権庁との通信を含め他のすべての行為も同じ媒体を通じて行われることが望ましい。
- (3) すべての目的で利害関係人又は国家工業所有権庁により行われた行為に適格な又は届出済の電子署名を付した場合は、これは紙面への手書の署名に代替する。ただし、国の電子認証制度の要件が遵守されることを条件とする。

第 11 条 優先順位

- (1) 本法に定める例外を除いて、特許、実用新案又は登録は、何人であってもすべての要件

を満たして最初に出願する者に付与される。

(2) 出願が郵便により行われた場合は、登録又は消印の日付により優先順位を判定する。

(3) 同一の権利について 2 の出願が同時に又は同一の優先順位をもって行われた場合は、利害関係人が合意により又は管轄裁判所若しくは仲裁裁判所において優先順位の問題を解決するまで事件は進行しない。

(4) - (5) (廃止)

(6) 出願当初にすべての要件が揃っていない場合は、優先順位は、欠落書類のすべてが提出された時を基準とする。

(7) 発明、意匠若しくはひな形、商標、ロゴタイプ、褒章、原産地名称又は地理的表示が当初の公告の時から変更された場合は、新たな通知を工業所有権公報において公告するものとし、かつ、変更の優先順位はそれが請求された日を基準とする。

(8) 第 51 条(4)及び第 117 条(3)を害することなく、審査の結果、特許、実用新案又は登録に係る出願が正しく作成されていないことが明らかになった場合は、出願人は、指示された様式で出願するよう命じられる。

(9) 出願人は、決定が下されるまでは、自己の意志により、当初提出したものと異なる様式で出願を作成し直すことができる。

(10) 決定が下された後、不服申立のための期間中又は不服申立が行われた場合は裁定が確定するまでは、出願人は、出願に付随する権利を移転し、出願の対象を限定し、又は事件ファイルに書類若しくは陳述書を追加することができる。

(11) 前項に定める場合においては、他の利害関係人も、不服申立を行う目的で、事件ファイルに書類又は陳述書を追加することができる。

(12) (8)及び(9)に定める場合においては、出願人が享有していた優先順位が維持されている間、出願は、改めて工業所有権公報において公告される。

(13) 決定が下されるまでは、他の方式上の更正も、適正な理由を付して請求されることを条件として認めることができ、かつ、公告されるものとする。

第 12 条 優先権の主張

(1) 同盟若しくは WTO の何れかの加盟国において、又はポルトガルにおいて有効な権利を付与する権限を有する政府間機関に対し、適正な特許、実用新案、発明者証又は意匠若しくはひな形又は商標の登録に係る適正な出願をした者は、ポルトガルにおける出願のためのその承継人と同様、工業所有権の保護に関する同盟に関するパリ条約第 4 条において定められた優先権を享有することができる。

(2) 同盟若しくは WTO の加盟国の法律又は同盟若しくは WTO の加盟国の間の 2 国間若しくは多国間条約に基づいて適正な国内出願と同一の効力を有する出願は、所有権付与の効果を有する。

(3) 適正な国内出願とは、それが当該国において行われた日を確定することが可能な出願をいい、その後それが何らかの影響を受けるか否かには関係ないものとする。

(4) 従って、その後その優先期間の満了前にポルトガルにおいて行われた出願は、当該期間中に生じた出来事、例えば他の出願又は発明、意匠若しくはひな形の公告若しくは実施を理由として無効にすることはできない。

(5) 先の最初の出願と同一の対象を有する後の出願は最初の出願とみなされ、その提出日が

優先期間の始期となる。ただし、その提出日において、先の出願が、公の審査を経ることなく、如何なる権利も存続することなく、また、優先権主張の根拠とされることなしに、取り下げられ、放棄され又は拒絶されていることを条件とする。

(6) 前項に定める場合において、先の出願を再び優先権主張の根拠とすることはできない。

(7) 先の出願の優先権を利用することを希望する者は、当該出願に係る国名、日付及び番号を表示する陳述書を作成しなければならない。この陳述書は、登録出願の場合は優先期間の終期から1月以内に、また、特許若しくは実用新案出願の場合は優先期間の終期から4月以内に提出することができる。

(8) 1 の出願において複数の優先権が主張されている場合は、優先期間は最も古い優先日から起算する。

(9) 特許、実用新案又は意匠若しくはひな形登録に係る出願の優先権は、これらが異なる国を起源としていても出願人が複数の優先権を主張しているとの理由で拒絶してはならず、また、1 又は複数の優先権を主張する出願に優先権が主張される出願に含まれていなかった 1 又は複数の要素が含まれているとの理由で拒絶してはならない。ただし、双方の場合において、意匠又はひな形における発明又は創作に単一性が存在することを条件とする。

(10) 発明の要素の一部、又は意匠若しくはひな形の場合は優先権が主張されている創作の要素の一部が、本国での出願においてなされたクレームの中に、又は提出された意匠若しくはひな形の複製の中に含まれていないとの理由で優先権を拒絶してはならない。ただし、出願のすべての構成要素によりこれらの要素が正確に示されていることを条件とする。

(11) 審査において、特許若しくは実用新案出願に複数の発明が含まれていること、又は意匠若しくはひな形登録に係る複合出願の場合は当該製品が意匠及びひな形の国際分類の同一クラスに属していないことが明らかになったときは、出願人は、自己の意志により又は命令に従って、出願を分割して複数の分割出願にすることができ、そのそれぞれが、元の出願日及び該当する場合は優先権を維持するものとする。

(12) 出願人は、自己の意志により、特許、実用新案又は意匠若しくはひな形登録に係る出願を分割することもでき、かつ、それぞれの分割出願の日付は元の出願の出願日及び該当する場合は優先権の日付のままとする。

第13条 優先権の証拠

(1) 国家工業所有権庁は、優先権を主張する者に対し、当該命令から2月以内に最初の出願の認証謄本、その提出日の証明書及び必要な場合はポルトガル語の翻訳文を提出することができる。

(2) 前項にいう期間は、1度に限り1月延長することができる。

(3) 前項に定める期間内における出願謄本の提出は無料とする。

(4) 本条に従わない場合は、主張された優先権は消滅する。

第14条 訂正

工業所有権公報における公告の前に瑕疵が発見された場合は、出願人は、必要な訂正を行うよう命じられる。

第15条 署名の公証(廃止)

第16条 通知

- (1) 行政手続に係る者は、国家工業所有権庁の最終決定について通知を受けるとし、何らの主張もなされていない場合に権利付与が下されたときは、当該通知は、専ら工業所有権公報における公告により行われる。
- (2) 手続において異論が申し立てられた場合は、国家工業所有権庁は、直ちに出願人に通知する。
- (3) 係争、説明、終結の申請その他事件ファイルに付された手続的要素についても、類似の通知が行われる。
- (4) (1)に定める場合において通知が専ら工業所有権公報における公告により行われるときは、国家工業所有権庁は、適切と認める方法により、公告について出願人に通知する。

第17条 異議申立及び答弁の期限

- (1) 異議申立の提出期限は、工業所有権公報における出願の公告から2月とする。
- (2) 出願人は、異議申立の通知から2月以内に当該異議申立に答弁することができる。
- (3) 出願に関して如何なる意見も出されず、かつ、手続を明確にする必要がある場合は、追加の説明を認容することができる。
- (4) 国家工業所有権庁は、(1)及び(2)に定める期間中、利害関係人による理由を付した請求に基づいて、異議申立及び答弁のために1月の延長を1回限り認めることができ、その場合は、異議申立人は通知を受ける。
- (5)－(7) (廃止)

第17-A条 検討の停止

- (1) 事件の検討は、利害関係人による請求に基づき、かつ、相手方当事者の同意の下に、最長6月間停止することができる。
- (2) 検討は、職権により又は利害関係人の請求に基づいて、それに関する決定に影響を及ぼす可能性がある事由がある間は停止することができる。

第18条 意見書の副本(廃止)

第19条 書類の追加及び返却

- (1) 書類は、それが言及している事実が申し立てられている部分に添付する。
- (2) 書類を期限内に入手することが不可能であることが証明される場合は、当該書類は、許可を得て事件ファイルに添付することができ、その場合は、相手方当事者は通知を受ける。
- (3) 関連のない又は不必要な書類の追加は、それが期限内であっても拒絶される。礼を失した若しくは不適切な用語で書かれたか又は既になされた申立の不必要な反復を含む本文についても同様とする。
- (4) 前項にいう書類は当事者に返却するものとし、当事者は、書簡により及びその弁護士を通じて、一定の期限内にこれを受領するよう命じられる。その後、当該書類は事件ファイル外に保管される。
- (5) 前項にいう通知は、当事者にも送付される。

第20条 遅延異議申立(廃止)

第21条 査察

- (1) 利害関係人は、手続において行った申立を立証し又は明確にするために、施設その他の場所の査察に係る、理由を付した請求を国家工業所有権庁に提出することができる。ただし、査察の対象について聴聞がなされない限り、請求は認められない。
- (2) 査察の費用は、これを請求する者が負担する。
- (3) 査察を請求した者は、それが実施される前は、当該請求を取り下げることができる。
- (4) 査察の申請が適時に取り下げられ又は拒絶された場合は、供託金は、利害関係人の請求に基づいて返還される。
- (5) 事件の明確な理解のために査察が不可欠な場合は、国家工業所有権庁の裁量によってもこれを実施することができる。
- (6) 何れかの事件に関係する者が状況を明確にするために国家工業所有権庁から要請された場合の協力拒否は、決定の時に考慮の対象とすることができる。ただし、このことは、相手方当事者が故意にそれを不可能にした場合に、立証責任を転換する可能性を害するものではない。

第22条 その後の手続

第17条に定める期間の満了後、当事者の申立が審査、検討され、その結論は、決定を行うための事件ファイルに付加される。

第23条 決定の変更

- (1) 決定の公告から2月以内に当該決定を変更すべきと判断された場合は、当該事件は、決定の変更を正当化するすべての既知の事実と共に上位機関に付託される。
- (2) 上位機関とは、変更されるべき決定に実際に署名した者が直属する上司をいう。

第24条 一般的拒絶理由

- (1) 次の事項は、一般的拒絶理由である。
 - (a) 手数料を納付しないこと
 - (b) 事件の資料を完全なものにするために必要な要素を提出しないこと
 - (c) 権利付与のために不可欠な方式又は手続を履行しないこと
 - (d) - (e) (廃止)
 - (f) 不可能な又は不可解な目的での請求の提出
- (2) 前項に定める場合において、出願人が一定の期限内に当該事項を是正するよう事前に命じられない限り、それについての決定に要求される行為を提起することはできない。

第25条 本質的でない要素の変更又は訂正

- (1) 特許、実用新案又は登録の本質的な要素又は特徴に影響を及ぼさない変更又は訂正は、同一の事件において認められる。
- (2) 本条に定める変更又は訂正の申請は、同一の工業所有権について消滅宣言が係属中である場合は認められない。

(3) (1)にいう変更又は訂正は、第 39 条以下に定める不服申立のために公告され、かつ、当該のファイルに注記される。

第 26 条 他の事件ファイルに添付される書類

(1) 委任状は、出願人が同じ弁護士により代理されている場合でも常に各事件ファイルに添付されるが、これを例外とし、複数の出願に係る書類は、1 のファイルに添付し、他のファイルにはこの事実を記しておくようにすることができる。

(2) 第 39 条以下に定める不服申立の場合は、不服申立人は、自己の費用負担において、当該書類への言及がなされている事件ファイルを証明書の使用により作成しなければならない。

(3) 前各項の不遵守については、当該事件を裁判所に送達する書簡において言及しなければならない。

第 27 条 付与書類の交付

(1) 工業所有権に係る付与書類は、不服申立期間の終期から 1 月後、又は不服が申し立てられた場合は最終的な司法裁定又は仲裁裁定が下された後にのみ、申請に基づいて発行され、所有者に交付される。

(2) (廃止)

第 28 条 期間

(1) 本法に規定する期間は連続的なものとする。

(2) - (3) (廃止)

第 29 条 公告

(1) 公告されるべき行為は、工業所有権公報における公告により当事者及び公衆に通知される。

(2) 工業所有権公報における公告は、当事者に対する直接の通知となるものであり、かつ、別段の表示がない限り、本法に定める期間の始期を示す。

(3) 事件の当事者又は他の利害関係人は、通知が工業所有権公報において公告される前であっても、出願に関する最終決定及びその理由を証明する証明書を自己に交付するよう国家工業所有権庁に請求することができる。

(4) 利害関係人は何人も、登録事項、書類及びファイルの証明書、並びに特許、実用新案又は登録に係る出願に添付して提出された意匠、写真、図面及びひな形の写真複写又は通常の写しも請求することができる。ただし、事件が公表の段階に入ったこと、第三者の権利が侵害されないこと、及び何れの書類も機密扱いになっておらず、かつ、営業上若しくは産業上の秘密を開示するものでないことを条件とする。

(5) 出願が工業所有権公報において公告される時に、事件において公表の段階に入ったとみなされる。

(6) 前各項の規定を害することなく、国家工業所有権庁は、公表の段階に入る前であっても、商標、ロゴタイプ、褒章、原産地名称及び地理的表示の登録出願に関する情報を提供することができる。

第30条 注記

- (1) 次の事項を国家工業所有権庁において注記する。
 - (a) 私権の移転及び放棄
 - (b) 契約による又は強制的な実施ライセンスの付与
 - (c) 保証又は使用の権利の設定，並びに法律に基づいて行われる商品の押収，没収及びその他の留置
 - (d) 私権の無効化又は無効の宣言を求める訴訟
 - (e) 私権を変更する又は消滅させる出来事又は決定
- (2) 前項にいう出来事は，それが注記された日の後にのみ第三者に関して効果を有する。
- (3) 注記を要する出来事は，まだ注記されていない場合も，当事者又はその承継人が援用することができる。
- (4) 注記は，当該出来事を証明する書類を添えた，何れかの利害関係人の請求に基づいて行われる。
- (5) (廃止)
- (6) 注記された出来事は，権原書類がある場合はそれにも，又はそれに添付された書類にも付記されるものとする。
- (7) 注記の通知は，工業所有権公報において公告される。

第III章 移転及びライセンス

第31条 移転

- (1) 特許，実用新案，並びに半導体製品の回路配置，意匠若しくはひな形及び商標の登録から生じる権利は，無償又は有償で，全部又は一部を移転することができる。
- (2) 前項は，当該の出願から生じる権利に適用される。
- (3) - (4) (廃止)
- (5) ロゴタイプ又は商標に登録所有者若しくは出願人又はこれらの代理人の個人，事業又は会社の名称が含まれる場合は，その移転のためには条項を設けなければならない。
- (6) 生きている者の間の移転は，書面により証明されなければならない。ただし，移転人が移転に係る注記を請求する場合は，被移転人も移転を証明する書類に署名するか又は移転を受諾する陳述書を作成しなければならない。

第32条 契約によるライセンス

- (1) 前条(1)にいう権利は，一定の地域又は国全体において，権利の存続期間全体又はそれより短い期間につき，無償又は有償での全面的又は部分的実施ライセンスの対象とすることができる。
- (2) 前項は，当該の出願から生じる権利にも適用されるが，出願が拒絶された場合はライセンスも消滅する。
- (3) ライセンス契約は，書面によらなければならない。
- (4) 別段の明示の規定がない限り，実施権者は，すべての法的目的では，次の各項の規定を例外として，ライセンスの対象である権利の所有者に属する権限を享受する。
- (5) ライセンスは，非排他的なものとする。

(6) 排他的ライセンスとは、権利所有者が、当該ライセンスの有効期間中当該ライセンスの対象である権利について別のライセンスを付与する権限を放棄している場合の当該ライセンスをいう。

(7) 排他的実施ライセンスを付与した場合でも、権利所有者は、別段の規定がない限り、ライセンスに定める権利を自ら行使することを妨げられない。

(8) 別段の規定がない限り、実施ライセンスにより取得された権利は、権利所有者の書面による同意なしには移転できない。

(9) ライセンス契約にサブライセンスの付与に関する規定がない場合は、サブライセンスは、権利所有者の書面による許可を得た場合に限り付与することができる。

第 IV 章 工業所有権の失効

第 33 条 無効

(1) 特許、実用新案及び登録は、次の場合は、その全部又は一部を無効とする。

(a) その対象を保護することができない場合

(b) 権利が付与される時に、当該権利の付与に不可欠な手続又は方式が守られていなかった場合

(c) 公の規則に違反している場合

(2) 何れの利害関係人も、いつでも無効を主張することができる。

第 34 条 取消

(1) 特許、実用新案及び登録は、所有者がこれらに係る権原を有さない場合は、その全部又は一部を取り消すことができる。すなわち、

(a) 当該権利が所有者に属していない場合

(b) それらが第 58 条、第 59 条、第 121 条、第 122 条、第 156 条、第 157 条、第 181 条、第 182 条及び第 226 条に定める権利を無視して付与されている場合

(2) 前項(b)に定める場合において、法律上可能なときは、利害関係人は、取消に代えて権利の全部又は一部の自己への帰属を請求することができる。

第 35 条 無効及び取消の宣言

(1) 無効又は取消の宣言は、司法決定によってのみ行うことができる。

(2) 公訴庁又は利害関係人は、前項にいう訴訟を提起ことができ、また、訴訟提起の相手方である登録権利所有者に加え、第 30 条(1)(d)に定める注記の公告日において国家工業所有権庁における派生的権利の注記を請求している者はすべて言及されなければならない。

(3) 司法裁定が確定した後、裁判所書記課は、できる限り電子データ送信により、書類及び通知の工業所有権公報による公告のため並びに注記のために、タイプした書面その他の容認可能な様式を工業所有権庁に送付する。

(4) 裁判所は、本条にいう訴訟が提起された場合はいつでも、注記の目的で、できれば電子データ送信によりその事実を国家工業所有権庁に通知する。

第 36 条 無効又は取消の宣言の効果

無効又は取消の宣言の遡及効果は、義務の遵守、最終裁定又は処分の効果を害さないものとし、未だ副署されていないか、又は他の類似の行為の結果として生じているものであっても、同様とする。

第 37 条 消滅

- (1) 工業所有権は、その主張の有無に拘らず次の場合に消滅する。
 - (a) 権利の存続期間が終了した場合
 - (b) 手数料を納付しなかった場合
- (2) 前項に規定されていない消滅事由は、利害関係人が主張する場合にのみ有効であるものとする。
- (3) 利害関係人は、(1)に定める消滅の注記を請求することもできる。

第 38 条 放棄

- (1) 権利所有者は、国家工業所有権庁に明示的にその旨を宣言することを条件として、自己の工業所有権を放棄することができる。
- (2) 放棄は、当該の権利の性質上それが可能な場合は、部分的なものとするができる。
- (3) 放棄の宣言は、当該の事件ファイルに添付する様式により行う。
- (4) 放棄の様式に当該の当事者の署名がない場合は、その弁護士は、特別の権限を付与する委任状を添付しなければならない。
- (5) 放棄は、注記された派生的権利を害するものではない。ただし、これらの権利の所有者が適正に通知を受け、かつ、これらの権利を確保するのに必要な範囲で、主たる権利の所有者に取って代わるのでなければならない。

第 V 章 不服申立

第 I 節 司法上の不服申立

第 39 条 不服申立の対象にできる決定

国家工業所有権庁による次の決定に対しては、全面的な管轄の下で管轄裁判所に不服申立を行うことができる。

- (a) 工業所有権を付与し又は拒絶する決定
- (b) 移転、ライセンス、消滅の宣言、又は工業所有権に影響を及ぼし、これを変更し若しくは消滅させるその他の行為に関する決定

第 40 条 管轄裁判所

- (1) 前条に定める不服申立は、リスボン商事裁判所がこれを管轄する。
- (2) 2001 年 12 月 12 日の理事会規則(EC)6/2002 第 80 条から第 92 条まで及び 1993 年 12 月 20 日の理事会規則(EC)40/94 第 91 条から第 101 条までの適用上、リスボン商事裁判所及びリスボン控訴裁判所がそれぞれ第 1 審及び第 2 審において領域的管轄権を有する。

第41条 正当性

- (1) 出願人及び権利主張者、並びに国家工業所有権庁の決定により直接かつ實際上影響を受ける者は、不服申立の当事者としての正当性を有する。
- (2) 副次的に、請求はしなかったが国家工業所有権庁による決定の維持に利害関係を有することを証明する者も、不服申立に加わることができる。

第42条 期限

不服申立は、第39条に定める決定若しくは第23条に基づいて行われた最終決定の工業所有権公報における公告から、又は権利主張者が請求する各証明書の交付日が公告より早い場合はその日から2月以内に提起しなければならない。

第43条 答弁書

- (1) 訴状が提出された後、訴状の写しは、その各関係書類と共に国家工業所有権庁に送付され、不服申立の対象である決定を行った組織が適宜応答することができ、かつ、決定の基礎となった事件ファイルを裁判所に発送できるようにする。
- (2) 事件ファイルに裁判所にとって十分な情報が含まれている場合は、同ファイルは、答弁書を添えて10日以内に送付される。
- (3) そうでない場合は、不服申立人の訴状中の主張に対する応答を記載した答弁書が事件ファイルと共に20日以内に送付される。
- (4) 国家工業所有権庁が正当な理由で前各項に定める期限を遵守できない場合は、同庁は、裁判所に対し、それが必要と認める期間及び条件で期限を延期するよう求める。
- (5) 本条にいう通信は、できる限り電子データ送信により行われなければならない。

第44条 相手方当事者への要求

- (1) 裁判所が事件ファイルを受領した後、相手方当事者(存在する場合は)、希望するときは30日以内に応答するよう要求される。
- (2) 当該当事者に対する要求状は弁護士の事務所送付されるものとし、弁護士がない場合は、行政手続において当事者を代理した公式の工業所有権代理人の事務所に送付される。ただし後の場合は、当該代理人は、弁護士により代理されている場合にのみ訴訟に関与することができる旨を予告される。
- (3) 応答期間が終了したとき、事件は最終決定を待つて停止するものとし、最終決定は、正当な遅延理由がある場合を除き、15日以内に下されなければならない。
- (4) 不服申立の対象である決定を取り消し、又は全面的に若しくは部分的に変更する裁定は、当該決定の条件をそのまま維持して当該決定に代わるものとする。
- (5) 国家工業所有権庁は、如何なる場合も、相手方当事者とはみなされない。

第45条 専門家の参加要請

不服申立の間、当該の問題において追加の情報が必要になった場合、又は裁判所が望ましいと認めた場合は、裁判所はいつでも、不服申立の対象である決定の根拠となった意見を出した1又は複数の専門家に対して、口頭で必要な説明をさせるため、出頭するよう要請し、出頭の日時を定めることができる。

第 46 条 裁判所の決定に対する上訴

- (1) 民事手続の一般法に基づいて下された裁定に対して、次項を害することなく上訴することができる。
- (2) 控訴裁判所による決定に対して最高司法裁判所に上訴することはできない。ただし、上訴が常に認められている場合を害するものではない。

第 47 条 最終決定の公告

第 35 条(3)を上訴に適用する。

第 II 節 不服申立の仲裁

第 48 条 仲裁裁判所

- (1) 他の司法手続外の紛争解決方法に付託する可能性を害することなく、不服申立の対象とすることができるすべての問題を処理するために仲裁裁判所を設置することができる。
- (2) 第三者が関与する事件は、その第三者が仲裁契約に同意する場合を除き、前項の例外とする。
- (3) 仲裁裁判所は、第 35 条(3)に基づいて決定の公告を命じることができる。

第 49 条 仲裁契約

- (1) 前条に定める紛争において仲裁への付託を希望する利害関係人は、任意仲裁に関する法律に基づく任意契約の締結を請求し、かつ、紛争を仲裁に付託することに同意することができる。
- (2) 前項に基づく請求が提出された場合は、裁判所への不服申立のための期間は進行を停止する。
- (3) 次項を害することなく、国家工業所有権庁による仲裁契約の締結は幹部会議長の承認を得なければならず、その決定は請求の日から 30 日後に下される。
- (4) 国家工業所有権庁を指揮する政府構成員の命令により、前条(1)にいう紛争を解決する権限を有する制度化された任意仲裁センターへの付託を同庁に包括的に義務付けることができ、当該命令においては、対象とする紛争の種類及び最高額を定め、当該紛争を解決するためにこのセンターに付託する権限を利害関係人に付与するものとする。

第 50 条 構成及び機能

仲裁裁判所は、任意仲裁に関する法律が規定する条件に基づいて構成され、機能する。

第 II 編 工業所有権法

第 I 章 発明

第 I 節 特許

第 I 款 総則

第 51 条 対象

- (1) 進歩性を含む新規の発明は、産業上利用することができる場合は、生物学的材料から成る若しくは生物学的材料を含む製品、又は生物学的材料を生産、処理若しくは使用する方法に用いられるときであっても、特許を受けることができる。
- (2) すべての技術分野における発明は、前項に従うことを条件として、それが製品であるか方法であるかに拘らず、特許を受けることができる。
- (3) 既知の製品、物質又は組成物を取得するための新規の方法もまた、特許を受けることができる。
- (4) (1)に定める条件に従う発明は、出願人の選択により特許又は実用新案で保護することができる。
- (5) 同一の発明を、同時に又は続いて、特許出願及び実用新案出願の対象にすることができる。
- (6) 前項にいう連続する出願は、最初の出願の日から 1 年以内のみ認められる。
- (7) (5)に定める場合において、実用新案は、同一の発明について特許が付与された後には消滅する。

第 52 条 対象に関する制限

- (1) 次のものは、前条から除外される。
 - (a) 発見、科学的理論及び数学的方法
 - (b) 既に自然界に存在している材料又は物質及び核物質
 - (c) 審美的創作物
 - (d) 知的行為、遊戯又は業務を行うための計画、規則又は方法、並びにコンピュータ・プログラムそれ自体
 - (e) 情報の提示
- (2) (廃止)
- (3) (1)は、特許請求の対象が同項に記載されている要素に限定されている場合に限り、特許性を排除する。

第 53 条 特許に関する制限

- (1) その商業的利用が法律に反し又は公序良俗若しくは公衆衛生に反する発明は特許を受けることができないが、ただし、発明の利用は、法律又は規則により禁止されているとの単なる事実のみによっては当該利用とみなしてはならない。
- (2) 前項に基づいて、次のものは特許を受けることができない。

- (a) 人間をクローン化する方法
 - (b) 人間の胚の遺伝子的同一性を変更する方法
 - (c) 人間の胚の工業的又は商業的目的での利用
 - (d) 動物の遺伝子的同一性を変更するための方法であつて、人又は動物に多大の医学上の利益をもたらすことなく当該動物に苦痛を与える可能性があるもの、及びこの方法から生じる動物
- (3) 次のものも特許を受けることができない。
- (a) 次条(1)(c)を害することなく、様々な形成及び発達段階での人体、並びに遺伝子の配列又は部分配列の発見を含む人体の要素の1の単なる解読
 - (b) 植物及び動物の品種、並びに植物又は動物を取得するための本質的に生物学的方法
 - (c) 人間又は動物の体に処置を施すための手術又は治療の方法、及び人間又は動物の体に用いられる診断方法。ただし、これらの方法の何れかで用いられる製品、物質又は組成物は、特許を受けることができる。

第54条 特許性についての特例

- (1) 次のものは特許を受けることができる。
- (a) 技術水準に含まれる物質又は組成物であつて、前条(3)(c)にいう方法において使用するのためのもの。ただし、同項に記載された方法に係る使用が技術水準に含まれていないことを条件とする。
 - (b) 前号にいう物質又は組成物であつて、前条(3)(c)に記載された方法における他の特定の使用のためのもの。ただし、この使用が技術水準に含まれていないことを条件とする。
 - (c) 人体から分離され又は技術的方法により他の手段で生産された遺伝子の配列又は部分配列を含む要素に関する新規の発明であつて、進歩性を含み、産業上の利用が可能なもの。この要素の構造は、自然の要素の構造と同一であっても差し支えない。ただし、遺伝子の配列又は部分配列の産業上の利用については、これが明白に認められ、かつ、特許出願において明確に説明されることを条件とする。
 - (d) 植物又は動物に関する発明であつて、その技術的实施可能性が特定の植物又は動物の品種に限定されないもの
 - (e) 自然の環境から分離された又は技術的方法に基づいて生産された生物学的材料。自然の状態以前から存在するものであつても差し支えない。
 - (f) 微生物学的方法若しくはその他の技術的方法又はこれらの方法により取得された製品に関する発明
- (2) 植物又は動物を取得するための本質的に生物学的方法とは、交配又は淘汰等の全面的に自然現象から成るすべての方法をいう。
- (3) 微生物学的方法とは、微生物学的材料を用い、当該材料に対して行われ、又は当該材料を生み出すすべての方法をいう。
- (4) 生物学的材料とは、遺伝子情報を含み、かつ、自己繁殖又は生体系中での繁殖が可能なすべての材料をいう。

第55条 特許性の要件

- (1) 発明は、技術水準の一部を構成しない場合に、新規であるものとみなされる。

(2) 発明は、技術水準を考慮して当該技術の熟練者にとって自明でない場合に、進歩性があるものとみなされる。

(3) 発明は、農業を含む何れかの種類の産業において作ることができるか又は使用することができる場合に、産業上利用可能であるものとみなされる。

第 56 条 技術水準

(1) 技術水準は、特許出願日前に、記述の方法、使用又はその他の方法で、ポルトガル国内又は外国において公衆の利用に供されているすべてのものを含んでいるとみなされる。

(2) 更に、ポルトガルでの効力を求める特許出願の前に出願されたがまだ公開されていない特許及び実用新案出願の内容も、技術水準に含まれるものとみなされる。

第 57 条 無害な開示

(1) 次のものは発明の新規性を損なわない。

(a) 国際博覧会条約の条件に該当する公式の又は公認の博覧会における開示。ただし、6 月以内にポルトガルにおいて特許の出願が行われることを条件とする。

(b) 発明者若しくはその権原承継人に対するすべての種類の明白な濫用に起因する開示、又は国家工業所有権庁によって不当になされた公開

(2) 前項(a)は、出願人が、発明が実際に同号に定めるとおりに陳列又は開示されたことを当該特許の出願日から 1 月以内に証明し、かつ、博覧会において当該発明が最初に陳列又は開示された日及び当該発明の名称を表示する博覧会の管理機関が発行した証明書を提出する場合に限り適用される。

(3) 前項にいう期間は、出願人の請求に基づき、同一期間について 1 回のみ延長することができる。

第 58 条 特許を受ける権利に関する一般則

(1) 特許を受ける権利は、発明者又はその権原承継人に属する。

(2) 2 以上の者が発明を行った場合は、その何れもが全員の代理として特許を出願することができる。

第 59 条 特許を受ける権原に関する特則

(1) 発明の職務についての規定がある雇用契約を履行している間に発明が行われた場合は、特許を受ける権利は会社に属する。

(2) 前項にいう場合において、発明の職務について特別の報酬が定められていないときは、発明者は発明の重要性に応じて報酬を受ける権利を有する。

(3) (1)に定める条件如何に拘らず、次のとおりとする。

(a) 発明が会社の業務の一部である場合は、会社は、発明の重要性に応じた報酬の見返りとして特許を受ける先買権を有するものとし、また、発明の所有権を取得し、又はその排他的実施、特許取得に係る権利若しくは外国特許を出願し若しくは取得する権利を留保することができる。

(b) 発明者は、自己が行った発明について、発明が完成したものとみなされる日から 3 月以内に会社に通知しなければならない。

- (c) この期間中に発明者が当該発明に係る特許を出願した場合は、会社に通知する期間は国家工業所有権庁への出願から1月とする。
- (d) 発明者が(b)及び(c)に定める義務に違反した場合は、一般的な民事及び労働法上の責任が生じる。
- (e) 会社は、発明者の通知の受領から3月以内にその先買権を行使することができる。
- (4) 前項(e)に関し、発明者に支払うべき報酬全額が所定の期間内に支払われなかった場合は、会社は、前記各項にいう特許を受ける権利を発明者に手放すものとする。
- (5) 発明者が会社を退職した日から1年以内に特許出願された発明は、雇用契約の履行中になされたものとみなされる。
- (6) (2)及び(3)に定める場合において当事者が合意に達さないときは、問題は仲裁により解決するものとする。
- (7) 別段の合意がなされない限り、(1)、(2)、(4)及び(5)は、必要な手直しを施した上で、注文に応じてなされた発明に適用される。
- (8) 別段の定めがない限り、前各項は、すべての場合について国及び行政機関並びにその従業者及びサービス提供者に適用される。
- (9) 発明者の公認された権利は、予め放棄することができない。

第60条 発明者の権利

- (1) 特許が発明者の名義で出願されない場合は、発明者は、出願及び特許証において発明者として記載される権利を有する。
- (2) 発明者がその旨を書面により請求する場合は、発明者は、出願から生じる公開において発明者として記載されない。

第II款 特許手続

第I目 国内経路

第61条 出願様式

- (1) 特許出願は、ポルトガル語による様式によって行うものとし、同様式には次の事項を記載する。
- (a) 出願人の名称、国籍、宛先又は事業地、ポルトガルに居住する場合は納税番号、及びある場合は電子メールアドレス
- (b) 発明を要約する名称又は表題
- (c) 発明者の名称及び居住国
- (d) 出願人が優先権を主張しようとするときは、最初の出願を行った国、当該出願の日付及び番号
- (e) 該当する場合は、第51条(5)に基づき同一の発明について実用新案出願を行ったこと
- (f) 出願人又はその代理人の署名又は電子ID
- (2) 発明について架空の表現をクレームの対象にしてはならない。
- (3) 第11条(1)の適用上、先の出願の優先権が主張される場合は、(1)(a)により要求される事項のほか、先の出願の番号及び日付並びに当該出願の提出先機関を最初に表示した特許出

願に優先権が付与される。

第 62 条 提出書類

- (1) 出願には、次の情報をポルトガル語で含めなければならない。
 - (a) 新規であるとみなされるもの及び発明の特徴を示すものに関するクレーム
 - (b) 発明の明細書
 - (c) 明細書を完全に理解するために必要な図面
 - (d) 発明の要約
- (2) 前項にいう要素は、国家工業所有権庁の幹部会議長命令により定める方式要件に従ったものでなければならない。
- (3) クレームは、請求している保護の対象を定義するものとし、また、明瞭、簡潔、正確に記載され、かつ、明細書に基づいていなければならない。クレームには、適切な場合は、次のものを含める。
 - (a) 発明の対象、及びクレームされている要素を定義するために必要な技術的特徴であって、合わせて技術水準の一部を構成するものについて記載した前文
 - (b) 「により特徴付けられる」の語句を文頭に置いた、前号にいう特徴と共に請求している保護の範囲を特定する技術的特徴について記述する説明
- (4) 明細書においては、当該技術の熟練者が発明を実施することができるよう、発明を構成するすべてのものについて何らの留保又は脱漏もなしに簡潔、明確に記載し、かつ、発明を実施するための少なくとも 1 の方法に係る詳細な説明を含めなければならない。
- (5) 図面は、発明を理解するために正確に必要な数の図形から構成されなければならない。
- (6) 工業所有権公報における公開のための発明の要約については次のとおりとする。
 - (a) 明細書、クレーム及び図面の簡潔な概要を記載するものとし、かつ、150 を超える語を用いないことが望ましい。
 - (b) 専ら技術的情報を目的とするものであり、請求する保護の範囲の決定等それ以外の目的で考慮に入れてはならない。
- (7) 前各項に定める要素は英語で提出することができ、出願人は、第 65 条の条件に基づいてポルトガル語の翻訳文を提出するよう通知される。

第 62-A 条 仮特許出願

- (1) 特許出願の優先権の確保を希望しながら前条に定める要素のすべては有さない者は、仮出願を行い、これらの要素の提出を最長 12 月遅らせることができる。
- (2) 第 11 条(1)の適用上、優先権は、ポルトガル語で作成された仮出願であって次の事項を記載するものに付与される。
 - (a) 出願人の名称、国籍、宛先又は事業地、ポルトガルに居住する場合は納税番号、及びある場合は電子メールアドレス
 - (b) 発明を要約する名称又は表題
 - (c) 発明者の名称及び居住国
 - (d) 出願人又はその代理人の署名又は電子 ID
 - (e) 当該技術の熟練者が当該発明を実施できるような方法での出願対象の記述
- (3) 仮出願を行う者は、先の出願の優先権を主張することができない。

(4) 出願人の請求に基づき、仮出願から 12 月の期間の満了前に、(2) (e) にいう書類に基づいて調査を実施するものとする。ただし、当該書類に調査可能な技術的資料が含まれている場合に限る。

第 62-B 条 仮特許出願の変更

(1) 仮出願から 12 月の期間の満了前は、当該出願は、適正にポルトガル語により作成された第 61 条及び第 62 条に定める要素を伴う確定特許出願に変更されるものとする。

(2) 確定出願中のクレームが前条(2) (e)に基づいて出願人が提出した書類に基づいていない場合は、当該出願の優先権は、仮出願日ではなく当該クレームの提出日を基準として決められる。

(3) 確定特許出願への変更の後、第 65 条に定めるとおり、様式及び対象又は特許の制限について審査が行われる。

(4) 第 66 条にいう公開は、仮出願日から 18 月後に行われ、その後、第 68 条以下に定める手続の条件により手続が続けられる。

(5) (1) にいう変更が行われた場合は、第 99 条に定める特許の存続期間は、仮出願日から起算する。

(6) (1) が遵守されなかった場合は、仮出願は取り下げられたものとみなされる。

(7) 出願人に対し、(1) にいう期間の終期について、情報目的でのみ注意を喚起することができる。

(8) 前項にいう注意喚起が行われなかったとしても、当該期間の不遵守を正当化する根拠にはならない。

第 63 条 生物工学的発明

(1) 発明が、公衆の利用に供されない生物学的材料に関係し、当該技術の熟練者が発明を実施できるように特許出願において記述することができない場合、又はこのような種類の材料を使用することを必要とする場合は、明細書は、次のことを条件としてのみ、特許取得の目的で十分なものとみなされる。

(a) 当該生物学的材料が、特許出願日までに公認の寄託機関、例えば特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関する 1977 年 4 月 28 日のブダペスト条約に基づいてこの資格を取得した国際寄託機関に寄託されていること

(b) 提出時の出願に、寄託された生物学的材料の特徴に関して出願人に利用可能な関連情報が記載されていること

(c) 寄託機関及び寄託された生物学的材料の受託番号が出願に記載されていること

(2) 寄託された生物学的材料については、次により、試料分譲による利用可能性が確保されなければならない。

(a) 特許出願の最初の公開までは、国内法に基づいて資格を有する者に利用を限ること

(b) 特許出願の最初の公開から特許付与までの間は、利用を請求する者すべてに、又は寄託者の要求があるときは独立の専門家に限って、利用させること

(c) 特許付与後は、無効又は消滅により特許が終了している場合であっても、利用を請求するすべての者に利用させること

(3) 特許の存続期間中、材料は、それを請求する者が次のことを約束する場合に限り引き渡

される。

(a) 寄託された生物学的材料又はそれから得られた材料の試料を第三者が利用することを認めないこと

(b) 出願人又は特許所有者が明示的に当該約束を免除しない限り、寄託された生物学的材料又はそれから得られた材料の試料を実験目的以外に使用しないこと

(4) 特許出願が拒絶され又は取り下げられた場合において、寄託者の請求があったときは、寄託された材料の利用は、特許出願日から 20 年間は独立の専門家に限られるものとし、その場合は(3)が適用される。

(5) (2) (b) 及び(4)にいう寄託者からの請求は、特許出願公開の技術的準備が完了したものとみなされる日までに限って行うことができる。

(6) 前各項に定める寄託された生物学的材料が公認の寄託機関において入手できなくなった場合は、ブダペスト条約の条件に基づいて、当該材料の再寄託が認められる。

(7) 再寄託の際は、再寄託される生物学的材料が最初に寄託されたものと同一であることを証明する寄託者により署名された陳述書を添えなければならない。

第 64 条 明細書及び図面の提出期限(廃止)

第 65 条 様式及び制限の審査

(1) 特許出願が国家工業所有権庁に対して行われた後 1 月以内に、様式及び対象又は特許の制限について、これが第 52 条、第 53 条及び第 61 条から第 63 条までの要件を満たしていることを点検するために審査を行う。

(2) 国家工業所有権庁が出願に方式上の瑕疵があるか、又は対象若しくは特許に関して制限があると認めた場合は、出願人は 2 月以内にこれらを訂正しなければならない。

(3) 出願人が所定の期間内に当該訂正をしない場合は、出願は拒絶され、当該決定が工業所有権公報において公告されるものとし、その場合は、第 66 条に定める公開は行われぬ。

第 65-A 条 調査報告書

(1) 前条に定める審査の後、新規性及び進歩性の要件が満たされているか否かについて判断するために、事件ファイル中のすべての要素に基づく技術水準に係る調査が行われる。

(2) 調査報告書は、拘束力はないが、直ちに出願人に送付される。

第 66 条 出願の公開

(1) 出願が適正であるか又は第 65 条(2)に基づいて更正された場合は、出願は工業所有権公報において、要約の写し及び国際特許分類と共に公開される。

(2) 前項にいう公開は、国家工業所有権庁への特許出願日又は優先権主張日から 18 月後に行われる。

(3) 公開は、出願人の明示の請求に基づいて時期を早めることができる。

(4) 公開後は、何人もファイル中の要素の写しを請求することができる。

(5) 前各条を害することなく、第 61 条(2)に違反するクレーム又は表現は、特許証及び当該出願から生じるすべての公開から職権により削除される。

第 67 条 異議申立(廃止)

第 68 条 発明の審査

- (1) 国家工業所有権庁は、ファイル中のすべての要素を考慮して発明の審査を進める。
- (2) 期限内に何らの異議も申し立てられなかった場合は、1 月以内に審査報告書が作成される。
- (3) 異議が申し立てられた場合は、第 17 条にいう手続の最後の部分の提出から 1 月以内に報告書が作成される。
- (4) 審査において特許を付与することができることが明らかになった場合は、その旨の通知が工業所有権公報において公告される。
- (5) 審査において特許を付与することができないことが明らかになった場合は、報告書及びその中に言及されているすべての要素の写しが出願人に送付され、出願人は、付されている意見に 2 月以内に応答しなければならない。
- (6) 出願人の応答の後に特許の付与に対する異論がなお存在すると認められる場合は、出願人は、疑義が残る事項について 1 月以内に説明しなければならない。
- (7) 出願人の応答の結果、特許を付与できると認められる場合は、その旨の通知が工業所有権公報において公告される。
- (8) 通知に対する応答が十分でないとして認められる場合は、審査報告書に則って、拒絶又は一部付与の通知が公告される。
- (9) 出願人が通知に応答しない場合は、特許は拒絶され、その旨の通知が工業所有権公報において公告される。

第 69 条 一部付与

- (1) 問題が単に通知に従って保護される範囲を限定すること、クレーム、図面、又は要約若しくは明細書中の語句を削除すること、又は発明の名称若しくは表題を変更することにあり、かつ、出願人が自発的に当該変更を施さない場合は、国家工業所有権庁は、当該変更を施した上で特許の一部付与の通知を工業所有権公報において公告することができる。
- (2) 前項にいう通知の公告には、表題、クレーム、明細書又は要約への変更に係る記載を含めなければならない。
- (3) 一部付与は、拒絶された部分が審査報告書における限度を超えないように行われなければならない。

第 70 条 出願についての変更

- (1) 審査段階において出願が変更された場合は、工業所有権公報において公告される付与通知にその旨を記載する。
- (2) 権利主張者がある場合は、不服申立の目的で、審査段階において出願に施された変更を同人に通知する。

第 71 条 発明の単一性

- (1) 同一出願において、複数の特許又は複数の発明に係る単一の特許を出願することはできない。
- (2) 単一の包括発明概念を構成するように相互関連する複数の発明は、単一の発明を構成す

る。

第72条 分冊の公告

第27条(1)に定める期間の終了時に特許の分冊を公告することができる。

第73条 拒絶理由

- (1) 特許は、第24条の規定に加え、次の場合に拒絶される。
 - (a) 発明が新規性若しくは進歩性に欠け、又は産業上の利用ができない場合
 - (b) その対象が第52条又は第53条の規定に該当する場合
 - (c) 発明の表題又は名称が異なる対象を扱っている場合、又は明細書と図面との間に相違がある場合
 - (d) その対象が、当該技術の熟練者が当該発明を実施することができるように記述されていない場合
 - (e) その明細書及びクレームからそれが意匠又はひな形であるものとみなされる場合
 - (f) 第58条又は第59条の違反がある場合
 - (g) それが、ポルトガルにおいて有効な欧州特許が同一の発明者に対して又は当該発明者の同意を得て付与されている発明に関わるものである場合
- (2) 前項(f)に定める場合において、利害関係人がそのように請求したときは、特許拒絶の代わりに当該人への全部又は一部の移転を認めることができる。
- (3) 出願人が不正競争を行うことを意図していること又は同人の意図如何に拘らず不正競争が行われる可能性があることが認められることも、拒絶理由となる。

第74条 最終決定の通知

最終決定の通知は、第16条(1)に基づいて直ちに行うものとし、それには当該通知が公告された工業所有権公報の表示がされる。

第II目 欧州経路

第75条 範囲

- (1) 次の各規定をポルトガルで効力を有する欧州特許出願及び欧州特許に適用する。
- (2) 本法の規定は、1973年10月5日の欧州特許条約に抵触しないすべての事項に適用される。

第76条 欧州特許出願

- (1) 欧州特許出願は、国家工業所有権庁又は欧州特許庁に行わなければならない。
- (2) 欧州特許出願人がポルトガルに居住するか又は事業所を有する場合は、出願は、ポルトガルでなされた先の出願の優先権を主張しているときを除き、国家工業所有権庁に行わなければならない。そうしない場合はポルトガルで効力を有さない。
- (3) (廃止)

第77条 欧州特許出願の作成に用いることができる言語

- (1) ポルトガルでなされる欧州特許出願は、欧州特許条約に規定する言語の何れによっても

作成することができる。

(2) 欧州特許出願がポルトガル語以外の言語を用いてなされる場合は、当該出願においてポルトガルでなされた先の出願の優先権を主張しているときを除き、明細書、クレーム及び要約のポルトガル語翻訳文、並びに図面の写し(図面に翻訳されるべき表現が含まれていない場合であっても)を添付しなければならない。

(3) 前項にいう翻訳文は、ポルトガルにおける欧州特許出願の日から 1 月以内に国家工業所有権庁に提出しなければならない。

第 78 条 公開された欧州特許出願によって付与される権利

(1) 欧州特許出願は、欧州特許条約の条件に基づいて公開された後、クレームのポルトガル語翻訳文が図面の写しを添えて国家工業所有権庁の利用に供された日から、公開された国内特許出願に付与されるのと同等の仮保護を享受する。

(2) 国家工業所有権庁は、当該欧州特許出願を特定するのに必要な記載を添えた通知を工業所有権公報において公告する。

(3) 前項にいう通知の公告の日から、何人も翻訳文を閲覧し、その写しを取得することができる。

第 79 条 欧州特許の翻訳文

(1) 欧州特許庁がポルトガルにおいて有効な特許を付与したときはいつでも、特許権者は、明細書、クレーム及び要約のポルトガル語翻訳文、並びに特許の図面及び該当する場合は異議申立の段階で施された変更の写しを国家工業所有権庁に提出するものとし、そうしない場合は、特許はポルトガルにおいて効力を有さない。

(2) 欧州特許の翻訳文には、図面の写し(図面に翻訳されるべき表現が含まれていない場合であっても)を添付する。

(3) 前各項の規定は、欧州特許庁が出願人の請求に基づいて欧州特許を制限するすべての場合に適用される。

(4) (1) 及び(2)に定める場合においては、第 73 条及び第 88 条の適用上、特許権者は、欧州特許の対象である発明がポルトガルにおいて特許を受けているか否か、又は既になされた特許出願の対象であるか否かについても、その番号、出願日及びその他の関連事項を表示して記載する。

第 80 条 欧州特許の翻訳文の提出期限

(1) 欧州特許の明細書、クレーム及び要約のポルトガル語翻訳文並びに図面の写しは、欧州特許公報における付与通知の公告の日、又は該当する場合は欧州特許に係る異議申立又は制限に関する通知の日から 3 月以内に国家工業所有権庁に提出しなければならない。

(2) 前項にいう書類は、一括して、納付すべき手数料を添えて提出するものとする。

(3) 出願人は、(1)に定める要件のすべてを所定の期間内に満たすことができなかつた場合は、国内特許出願手数料を参照して算出される追加料金を納付した上で、当該期間の終期から 1 月以内にそうすることができる。

第 81 条 翻訳の責任

欧州特許の出願人又は所有者がポルトガルに住所又は登録事務所を有さない場合は、翻訳は、公認の工業所有権代理人又は国家工業所有権庁に認可された代理人の責任においてなされなければならない。

第 82 条 翻訳文に関する通知の公告

- (1) 国家工業所有権庁は、欧州特許を特定する上で必要な表示及び制限を付記した第 79 条にいう翻訳文に関する通知を国家特許公報において公告する。
- (2) 通知は、所定の手数料が納付された後にのみ公告される。

第 83 条 特許登録簿への記入

- (1) 欧州特許の付与が欧州特許公報において公告された後、国家工業所有権庁は、欧州特許登録簿に記入されている詳細を添えて同庁の特許登録簿に当該特許を記入する。
- (2) 第 79 条にいう翻訳文も受領の日に国家工業所有権庁特許登録簿に記入しなければならないが、翻訳文が送付されなかった場合は、異議申立手続に関して欧州特許登録簿に記入されている詳細及びポルトガル特許について定められている詳細を記入しなければならない。
- (3) 欧州特許出願又は欧州特許に関する権利を移転し又は変更する行為は、欧州特許登録簿に記入されたときに、第三者に対抗することができる。
- (4) 欧州の制度に基づいて付与された特許は、欧州特許条約に規定される場合において、特許権者の請求に基づいて制限し、又は取り消すことができ、その事実は国家工業所有権庁特許登録簿に記入される。
- (5) 前項に定める行為の通知は、所定の手数料が納付された後に欧州特許公報において公告される。

第 84 条 欧州特許出願の正本

前各条に基づいてポルトガル語翻訳文が提出された場合において、翻訳文での欧州特許出願又は欧州特許により付与される保護がファイルで用いられている言語での当該出願又は特許により付与される保護より狭いときは、当該翻訳文が正文であるものとみなされる。

第 85 条 翻訳文の訂正

- (1) 欧州特許の出願人又は所有者は、いつでも翻訳文を訂正することができるが、翻訳文は、国家工業所有権庁において公衆の閲覧に供され、かつ、所定の手数料が納付された場合に限り、効力を生じる。
- (2) 善意で発明の使用を開始している者又はその目的で実際上の誠実な準備を行っている者は、当該使用が元の翻訳文での出願又は特許の侵害を構成しないことを条件として、対価を支払うことなく又は補償の義務を負うことなく、自己の業としての又はそのために必要な使用を継続することができる。

第 86 条 国内特許出願への変更

- (1) 欧州特許出願は、欧州特許条約に定められている場合において国内特許出願に変更することができる。

(2) 欧州特許出願は、取り下げられ、取下とみなされ又は拒絶された場合はいつでも、国内出願に変更することができる。

(3) 前各項にいう変更の権能は、欧州特許が取り消された場合にも適用される。

(4) 欧州特許出願は、変更の請求を国家工業所有権庁が受領した日から、国内特許出願であるものとみなされる。

(5) 国内特許出願には欧州特許出願日が付与され、かつ、該当する場合はその優先権が付与される。ただし、その日の付与が欧州特許条約により禁じられていないことを条件とする。

(6) 特許出願は、変更請求の受領日から 2 月以内に出願人が国内特許出願のために納付すべき手数料を納付しないとき、又は該当する場合に元の欧州特許出願のポルトガル翻訳文を提出していないときは、拒絶される。

第 87 条 ポルトガル実用新案出願への変更

(1) - (2) (廃止)

(3) 前条は、必要な手直しを施した上で、実用新案出願への変更請求がなされた場合に適用される。

第 88 条 二重保護の禁止

(1) 国内特許であって、その対象である発明に対しポルトガルで有効な欧州特許が同一の出願日又は優先権日をもって同一の発明者に対して又はその同意を得て付与されているものは、次のときに消滅する。

(a) 欧州特許に対する異議申立期間が、異議申立がなされないままに満了したとき

(b) 異議申立手続が終了し、欧州特許が維持されたとき

(2) 前項(a)及び(b)に記載する何れかの日の後に国内特許が付与された場合は、その特許は消滅し、その旨の通知が工業所有権公報において公告される。

(3) 欧州特許のその後の失効又は取消は、前各項の規定に影響を及ぼさない。

第 89 条 年次手数料

ポルトガルにおいて効力を有するすべての欧州特許について、本法で定められている期間内に、国内特許に適用される年次手数料を国家工業所有権庁に納付しなければならない。

第 III 目 特許協力条約経路

第 90 条 定義及び範囲

(1) 国際出願とは、1970 年 6 月 19 日にワシントンで署名された特許協力条約に基づいてなされた出願をいう。

(2) 特許協力条約の規定及び以下の各条の規定は、国家工業所有権庁が受理官庁又は指定官庁若しくは選択官庁として行動する国際出願に適用される。

(3) 本法の規定は、特許協力条約に抵触しないすべての事項に適用される。

第 91 条 国際出願

(1) ポルトガルに居所又は登録事務所を置く自然人又は法人による国際出願は、国家工業所

有権庁、欧州特許庁又は世界知的所有権機関にしなければならない。

(2) ポルトガルにおいてなされた先の出願の優先権が主張されない場合は、国際出願は常に国家工業所有権庁にするものとし、そうしない場合はポルトガルにおいて効力を有さない。

(3) (廃止)

(4) (1)に定める条件の下で、国家工業所有権庁は、協力条約に基づく受理官庁として行動する。

(5) 受理官庁として行動する国家工業所有権庁になされた国際出願については、協力条約に定める手数料及び送付手数料を納付しなければならない。

(6) 送付手数料は、国際出願受領の日から1月以内に納付しなければならない。

(7) 受理官庁として行動する国家工業所有権庁に行う国際出願は、ポルトガル語、フランス語、英語又はドイツ語で書くことができる。

(8) ポルトガル語で国際出願をする者は、受理官庁が国際出願を受領した日から1月以内に前項にいう言語の1による国際出願の翻訳文を当該官庁に提出しなければならない。

(9) 出願人は、前項に定める期間内に同項に定める要件を満たさなかった場合は、国際出願に関する協力条約の条件に基づき、同条約の施行規則に定める追加料金を受理官庁に納付して要件を満たすことができる。

(10) 国際出願が同一の発明についてポルトガルでなされた先の出願の優先権を主張する場合を除き、当該出願には、明細書、クレーム及び要約のポルトガル語翻訳文、並びに図面の写し(図面に翻訳されるべき表現が含まれていない場合であっても)を添付しなければならない。

第92条 指定又は選択官庁

国家工業所有権庁は、ポルトガルにおける発明の保護を狙いとする国際出願が欧州特許出願としての効力を有していないときはいつでも、協力条約に基づく指定官庁及び選択官庁として行動しなければならない。

第93条 国際出願の効力

国家工業所有権庁が前条に基づいて指定官庁及び選択官庁として行動する国際出願は、ポルトガルにおいて同日になされたポルトガルの特許出願の効力と同じ効力を有するものとする。

第94条 国際出願の翻訳文の提出期限

(1) 出願人は、ポルトガルにおいて国際出願に関する手続が実施されることを希望する場合はいつでも、協力条約に定められている期間内に当該国際出願のすべての要素のポルトガル語翻訳文を国家工業所有権庁に提出し、同時に国内出願に対応する手数料を納付しなければならない。

(2) (廃止)

(3) 出願人は、(1)に定める要件すべてを同項に定められている期間内に満たさなかった場合は、国内特許出願を参照して算出される追加料金を納付して、当該期間の終期から1月以内にその要件を満たすことができる。

第 95 条 国際出願の公開により付与される権利

(1) 協力条約に基づく公開の後、国際出願は、クレームの翻訳文が図面の写し(図面に翻訳されるべき表現が含まれていない場合であっても)と共に国家工業所有権庁において利用に供された日の後、公開された国内特許出願に付与される仮保護と同等の仮保護をポルトガルにおいて享受する。

(2) 国家工業所有権庁は、国際出願を同定するのに必要な事項についての通知を工業所有権公報において公告する。

(3) 当該通知の公告日から、何人も翻訳文を閲覧し、また、その写しを取得することができる。

第 96 条 独立の発明を含む国際出願

(1) 出願が独立した発明を含んでおり、かつ、出願人が協力条約に定められている追加手数料を期限までに納付しなかったことにより、国際出願の一部が国際調査又は国際予備審査に付されなかった場合は、国家工業所有権庁は、当該出願に関して調査又は審査を行わないとの決定の理由を再審査する。

(2) 国家工業所有権庁が当該決定は適切でないとは判断する場合は、相応する本法の規定が当該出願に適用される。

(3) 国家工業所有権庁が当該決定は適切であると判断する場合は、調査又は審査に付されなかった出願部分は、出願人が通知から 2 月以内に本法の分割出願に関する条件に基づいて出願の分割を請求する場合を除き、無効とみなされる。

(4) 本法に定められている国内出願に関する手数料を個々の分割出願について納付しなければならない。

第 III 款 特許の効力

第 97 条 保護の範囲

(1) 特許により付与される保護の範囲は、クレームの内容により決定され、明細書及び図面はそれを解釈するために用いられる。

(2) 特許が方法に関するものである場合は、特許により付与される権利は、特許を受けた方法により直接に取得された製品に及ぶ。

(3) 発明の結果として固有の特徴を有する生物学的材料に関する特許により付与される保護は、繁殖又は増殖を通じて当該生物学的材料から得られた同一の又は異なる形態の、同一の特徴を有するすべての生物学的材料に及ぶ。

(4) 発明の結果として固有の特徴を有する生物学的材料を作り出すのを可能にする方法に関する特許により付与される保護は、当該方法を通じて直接に取得された生物学的材料、及び繁殖又は増殖を通じて直接に取得された同一の又は異なる形態の、同一の特徴を有する生物学的材料から得られた他のすべての生物学的材料に及ぶ。

(5) 遺伝子情報を含む又は遺伝子情報から成る製品の特許により付与される保護は、第 53 条 (3) (a) に規定するものを除き、当該製品がその中に組み込まれている、その中に含まれている、また、その中で機能するすべての材料に及ぶ。

(6) (3) から (5) までの適用除外として次のとおりとする。

(a) 特許所有者が、又は同人の同意を得て、農業者に対して植物繁殖材料を農業利用のために販売し又はその他の形態で商業化することは、当該農業者が自ら収穫した生産品を自己の農場において繁殖又は増殖のために自ら使用することを認めることを意味する。

(b) 特許所有者が、又は同人の同意を得て、農業者に対して種畜その他の動物繁殖材料を販売し又はその他の形態で商業化することは、当該農業者がこの保護を受けている家畜を農業目的で利用することを認めることを意味する。これには、動物又はその他の動物繁殖材料を当該農業者自身の農業活動遂行の目的での利用に供することが含まれるが、商業繁殖活動の一環としての又は商業繁殖活動の目的で販売することは含まれない。

第 98 条 挙証責任の転嫁

特許の対象が新規の製品の製造方法である場合は、別段の証明がある場合を除き、第三者により製造された同一の製品は、特許を受けた方法により製造されたものとみなされる。

第 99 条 存続期間

特許の存続期間は、出願日から 20 年とする。

第 100 条 特許の表示

特許が効力を有する間、その所有者は製品に「特許取得済」、「特許第…号」又は「Pat 第…号」の語句を使用することができる。

第 101 条 特許により付与される権利

(1) 特許は、ポルトガルの全領域において発明を排他的に実施する権利を付与する。

(2) 特許はまた、その所有者に対して、他人が所有者の同意を得ないで特許を受けた製品を製造し、販売の申出をし、貯蔵し、商業化し若しくは使用すること、又はその何れかの目的で輸入し若しくは所有することを妨げる権利を付与する。

(3) 特許権者は、その特許の侵害を構成するすべての行為に対して、それらが後の優先日を有する他の特許に基づく場合であっても対抗することができ、この権利が関係する特許の権原に異議を唱え又は当該特許の取消を請求する必要はない。

(4) 特許により付与される権利は、クレームにより定義されている範囲を超えない。

(5) 特許権者は、手数料を納付して、クレームを変更することにより発明の保護の範囲を制限するよう国家工業所有権庁に求めることができる。

(6) 審査において制限請求を認めることができることが明らかになった場合は、国家工業所有権庁は、クレームの変更通知の公告を進めるものとし、そうでない場合は、当該請求は拒絶され、その決定が請求人に伝達される。

第 102 条 特許により付与される権利についての制限

特許により付与される権利は、次のものには及ばない。

(a) 私的に、非商業目的でなされる行為

(b) 薬局において医師の処方箋に基づき即席にかつ個々の症例について行われる医薬品の調合、又は当該方法で調合された医薬品に関する行為

(c) 専ら試験又は実験の目的でなされる行為。所轄公的機関による製品の承認に必要な行政

手続を整えるための実験を含むが、当該製品の産業上又は商業上の利用は、当該製品を保護する特許の消滅までは開始してはならない。

(d) 同盟又は WTO に加盟している外国の船舶が一時的に又は偶発的にポルトガル領水に入った場合における、その船舶内での船体、機械、索具、装備その他の船舶付属物についての特許発明の利用。ただし、当該発明が専ら当該船舶の必要のために利用されることを条件とする。

(e) 同盟又は WTO に加盟している外国の航空機若しくは車両又はこれらの付属物が一時的に又は偶発的にポルトガル領域に入った場合における、これらの構造又は操作における特許発明の利用

(f) 国際民間航空に関する 1944 年 12 月 7 日の条約第 27 条に定められている行為。ただし、当該行為が、前記の条項が適用される外国の航空機に関するものである場合に限る。

第 103 条 権利の消尽

(1) 特許により付与される権利は、それにより保護される製品が特許権者により又はその同意を得て欧州経済地域において販売された後は、当該製品に関する行為を特許所有者が禁止することを許容するものではない。

(2) 第 97 条(3)から第 97 条(5)までにいう保護は、欧州経済地域において特許権者により又はその同意を得て販売された生物学的材料の繁殖又は増殖により取得される生物学的材料には及ばない。ただし、このことは、繁殖又は増殖が、当該生物学的材料が市場に出されたことの目的である利用の必然的結果であること、及び取得される材料が更なる繁殖又は増殖に利用されないことを条件とする。

第 104 条 対抗できない事項

(1) 特許により付与される権利は、これを、ポルトガル領域内において出願日又は優先日の前に、善意で、自己の手段により当該発明について知得し、かつ、当該発明を利用するか又はこの利用のために実際上の誠実な準備をしていた者に対して主張する場合は、対抗することができない。

(2) その知得が特許権者に対する不法な又は不道德な行為の結果である場合は、前項は適用されない。

(3) 挙証責任は、(1)に定める状況を申し立てる者に存する。

(4) 第 57 条(1)(a)にいう情報に基づく先使用又はそのための準備は、善意を害するものではない。

(5) (1)に定める場合において、受益者は、自己の事業目的のために自己の先の知識の範囲内で当該発明の利用を遂行し又は開始する権利を有するが、この権利は、発明が利用されている事業施設と共にのみ移転することができる。

第 IV 款 使用の条件

第 105 条 特許の喪失及び収用

(1) 第三者との関係で義務を負う者又は公共の利益のために自己の特許を収用される者は、法律に基づいて特許を剥奪されることがある。

- (2) 発明の普及又は公的機関による利用のために必要な場合は、公正な補償金を支払って、公益のために特許を収用することができる。
- (3) 収用法を、必要な手直しを施して適用する。

第 106 条 実施義務

- (1) 特許権者は、直接に又は自己が許可した者を通じて、特許発明を実施し、かつ、その成果を国内市場の必要を満たすために販売する義務を負う。
- (2) 実施は、特許出願日から 4 年又は特許付与日から 3 年の何れか遅い方までに開始しなければならない。
- (3) 特許権は、発明の場所、技術分野又は当該製品が欧州連合若しくは WTO に加盟する国から輸入されたか若しくは国内で生産されたかの事実如何により区別されることなく享受することができる。

第 107 条 強制ライセンス

- (1) 強制ライセンスは、次の何れかの事情がある場合に、一定の特許について付与することができる。
 - (a) 特許発明の不実施又は不十分な実施
 - (b) 特許間の従属性
 - (c) 公共の利益という理由
- (2) 強制ライセンスは、非排他的なものとし、かつ、それを実施している会社又は施設の部分と共にする場合にのみ移転することができる。
- (3) 強制ライセンスは、実施権者になろうとしている者が特許権者から契約によるライセンスを受け入れ可能な商業条件で取得する努力をし、かつ、この努力が合理的な期間内に成功しなかった場合にのみ付与することができる。
- (4) 強制ライセンスは、それが必要とされた事情が消滅するか又は再び生じる虞がないときは、実施権者の正当な利益の適切な保護を害することなく撤回することができる。管轄当局は、適切な理由を付した請求に基づいて、当該事情の継続如何について再審査することができる。
- (5) 特許が半導体技術に関わっている場合は、強制ライセンスは非商業的な公共の目的でのみ付与することができる。
- (6) 特許権者は、個々の具体的な場合につき、当該ライセンスの経済的価値に基づいて適正な支払を受けるものとする。
- (7) 支払を認める又は拒絶する決定は、第 48 条から第 50 条までに基づく司法上又は仲裁上の不服申立の対象となる。

第 108 条 発明の不実施によるライセンス

- (1) 第 106 条(2)にいう期間が満了した後、適切な理由又は法的根拠なしに、直接に若しくはライセンスに基づいて発明を実施しないか又は国の必要を満たすような方法で実施しない特許権者に対しては、その実施のためのライセンスの付与を義務付けることができる。
- (2) 特許権者が適切な理由又は法的根拠なしに、3年間連続して発明の実施を止めた場合も、発明実施ライセンスの付与を義務付けることができる。

(3) 特許権者の支配の範囲を超える客観的な技術的又は法的な理由は、発明の実施を不可能又は不十分なものにする特許権者の事情の如何に関わりなく、適切な理由であるものとみなされるが、経済的又は財務的な難局はそのようにみなされない。

(4) 強制ライセンスが効力を有する間は、その強制ライセンスが取り消されるまで特許権者に別の強制ライセンスの付与を義務付けることはできない。

(5) 強制ライセンスは、実施権者が国の必要を満たすような方法で発明を実施しない場合は取り消すことができる。

第 109 条 従属ライセンス

(1) 先の特許により付与されている権利を害することなしにはある特許発明を実施することができず、かつ、当該の 2 発明が異なる産業上の目的で利用されている場合は、最初の発明が第 2 の発明の実施に不可欠であることを条件として、当該実施のために必要な部分についてのみライセンスを付与することができ、かつ、先の特許の所有者は適正な補償を受ける権利を有する。

(2) 従属特許により保護されている発明が同一の産業上の目的で利用され、かつ、強制ライセンスが付与される場合は、先の特許権者も、後の特許について強制ライセンスを要求することができる。

(3) 発明が現に有効な特許により保護されている化学製品、医薬品又は食料品を作るための方法に関するものである場合において、この方法特許が先の特許に比較して顕著な技術的進歩を示しているときは、方法特許の所有者及び製品特許の所有者の双方とも、他方の所有者の特許に係る強制ライセンスを要求することができる。

(4) 植物品種の取得者が先の特許を侵害することなしには植物獲得権を取得又は実施することができない場合は、当該人は、当該特許により保護されている発明の非排他的実施のための強制ライセンスを、適正な報酬を支払うことにより請求することができる。ただし、このライセンスが同一の植物品種を実施するために必要であることを条件とする。

(5) 前項に規定する種類のライセンスが付与された場合は、特許権者は、合理的な条件の下に、保護品種を利用するための相互ライセンスを受けることができる。

(6) 生物工学的発明に係る特許の所有者が、先の植物品種獲得権を侵害することなしには当該発明を実施することができない場合は、当該人は、適正な金額を支払うことにより当該獲得権によって保護されている品種を非排他的に実施するための強制ライセンスを請求することができる。

(7) 前項に規定する種類のライセンスが付与された場合は、当該獲得権の所有者は、合理的な条件の下で、保護されている発明を利用するための相互ライセンスを受けることができる。

(8) (4) 及び(6)にいうライセンスの申請人は、次のことを証明しなければならない。

(a) 申請人が契約によるライセンスを取得するために特許権者又は植物獲得権所有者に接触したが無駄に終わったこと

(b) 当該の植物品種又は発明が、特許においてクレームされている発明又は保護されている植物品種と比較して多大の経済的利益を伴う重要な技術的進歩を示すこと

(9) 本条は、発明の 1 が特許により保護され、他の発明が実用新案により保護されている場合にも適用される。

第 110 条 公共の利益

- (1) 特許権者は、公共の利益のために、自己の発明の実施に係るライセンスを付与するよう義務付けられることがある。
- (2) 発明の実施の開始、増大若しくは普及又はその実施条件の改善が公衆衛生又は国防にきわめて重要である場合は、公共の利益という理由が存在するものとみなす。
- (3) 実施しないこと又は実施の質又は量が不十分なことがポルトガルの経済的又は技術的発展に著しく不利である場合にも、公共の利益という理由が存在するものとみなす。
- (4) 政府は、公共の利益のためにライセンスを付与する責任を負う。

第 111 条 強制ライセンスの請求

- (1) 強制ライセンスは、国家工業所有権庁に請求するものとする。申請人は、その請求の理由付けとなる証拠を提出しなければならない。
- (2) 強制ライセンスを求める請求は、請求が国家工業所有権庁に提出された順に従って審査される。
- (3) 国家工業所有権庁は、強制ライセンスを求める請求を受領したときは、特許権者に対し、当該人が何らかの申立をし、かつ、証拠を提出するための 2 月の猶予期間を与える。
- (4) 国家工業所有権庁は、各当事者の主張及び強制ライセンスを求める申請人が申し出た発明の実施に係る保証を検討し、2 月以内に、強制ライセンスを付与するか否かについて決定する。
- (5) 国家工業所有権庁は、強制ライセンスの付与を決定した場合は、双方の当事者に対し、同庁が選任した専門家と共に 2 月以内に強制ライセンスの条件及び特許権者に支払われるべき対価について合意すべき専門家を選任するための 1 月の猶予期間を与える。

第 112 条 ライセンスの付与又は拒絶に係る通知及び不服申立

- (1) 国家工業所有権庁は、双方の当事者にライセンスの付与又は拒絶及びその実施の条件を通知する。
- (2) 国家工業所有権庁のライセンスを付与若しくは拒絶する決定、又は強制ライセンス付与の条件に関しては、第 39 条以下の条件に基づく管轄裁判所に対し、前項にいう通知の日から 3 月以内に不服申立を提起することができる。
- (3) 付与の決定は、国家工業所有権庁において確認及び注記が行われた後、通常のライセンスの場合と同様に同庁において適正な手数料が納付された場合にのみ効力を生じる。
- (4) 前項にいう登録の抄本が工業所有権公報において公表される。

第 V 款 特許の無効

第 113 条 無効

第 33 条の規定によるほか、特許は、次の場合に無効となる。

- (a) 特許の対象が新規性、進歩性及び産業上の利用の要件を満たさない場合
- (b) 第 51 条、第 52 条及び第 53 条に基づいて特許の対象を保護することができない場合
- (c) 発明に付された名称又は表題が異なるものを対象としていると認められた場合
- (d) 特許の対象が、当該技術の熟練者がそれを実施できるような態様で記述されていない場

合

第 114 条 無効又は一部取消の宣言

- (1) 1 又は複数のクレームを無効又は取消と宣言することができるが、部分的無効を宣言することはできず、1 のクレームを部分的に取り消すこともできない。
- (2) 裁判手続において、特許権者は、クレームを変更することにより発明の保護の範囲を制限することができる。
- (3) 1 又は複数のクレームが無効又は取消と宣言された場合は、当該特許は、独立特許の要素があるときは、残りのクレームについて効力を維持する。

第 VI 款 医薬品及び植物薬剤に係る補充的保護証明書

第 115 条 証明書の申請

- (1) 国家工業所有権庁に提出された医薬品及び植物薬剤に係る補充的保護証明書を求める申請には、次の事項を表示し又は付したポルトガル語による申請様式を含めなければならない。
 - (a) 申請人の名称又は会社名、国籍、宛先又は事業地、ポルトガルの居住者の場合は納税番号、及びある場合は電子メールアドレス
 - (b) 特許番号及び特許により保護されている発明の表題又は名称
 - (c) ポルトガルにおける最初の販売許可の番号及び日付、並びにそれが欧州経済地域における最初の販売許可でない場合は欧州経済地域における最初の販売許可の番号及び日付
 - (d) 該当する場合は、補充的保護証明書の有効期間の延長を求める請求の同時提出への言及
 - (e) 申請人又はその代理人の署名又は電子 ID
- (2) 申請には、ポルトガルにおける最初の販売許可の写しで当該製品を同定し、かつ、許可の番号及び日付を記載しているもの、並びに製品の特徴の要約を添えなければならない。
- (3) 前項にいう許可が欧州経済地域における医薬品又は植物薬剤としての当該製品に係る最初の販売許可でない場合は、許可された製品の名称及び製品許可の根拠となった法律を表示しなければならない、また、当該許可の公報における公告の写しを添付しなければならない。

第 115-A 条 存続期間の延長を求める申請

- (1) 小児科用の医薬品の場合は、補充的保護証明書の延長請求を提出することができる。
- (2) 延長請求は、補充的保護証明書の請求が提出されて同請求が係属している間、又は証明書が既に付与されている場合はそれが消滅する前 2 年間に、国家工業所有権庁に提出することができる。
- (3) 既に付与されている補充的保護証明書の延長請求については、12 月 12 日の欧州議会及び理事会規則(EC)1901/2006 の発効後 5 年間は、当該証明書の消滅前 6 月以内に提出することができる。
- (4) 補充的保護証明書請求の提出時に延長請求が提出された場合は、前項に定める請求には、承認された完成小児科研究計画に従っていることの証明書の写し、及び 8 月 30 日の法律 176/2006 に定める手続の場合はすべての欧州連合加盟国についての販売許可の証拠を添えなければならない。
- (5) 補充的保護証明書の請求が係属している場合は、延長の請求は、前項に定める事項を表

示するのみならず、既に提出されている証明書に係る請求への言及も含む様式をもって提出するものとする。

(6) 延長の請求が既に付与されている補充的保護に関わるものである場合は、当該請求には、(4)に定める事項のみならず当該証明書への言及も含めなければならない。

第 116 条 審査及び公告

(1) 国家工業所有権庁に請求が提出された後、それが医薬品及び植物薬剤に係る補充的保護証明書の創設に関する 6 月 18 日の理事会規則(EEC)1768/92 第 115 条及び 7 月 23 日の欧州議会及び理事会規則(EC)1610/96 に定める期間内に提出され、条件を満たしているか否かを確認するために審査が行われる。

(2) 証明書の請求及びそれに言及される製品が前項に定める条件を満たしている場合は、国家工業所有権庁は、証明書を付与し、かつ、請求及びそれを認める決定を工業所有権公報において公告する。

(3) 証明書の請求が前項に定める条件を満たしていない場合は、国家工業所有権庁は、発見された瑕疵を訂正するための 2 月の猶予期間を与える。

(4) 国家工業所有権庁が、申請人の応答により、証明書の請求が所要の条件を満たしていると認める場合は、同庁は、証明書の請求及びその付与に係る通知を工業所有権公報において公告する。

(5) 申請人が通知に従わない場合は、請求は拒絶され、かつ、請求及びその拒絶の通知が工業所有権公報において公告される。

(6) (3)を害することなく、請求又はその対象である製品が規則中の条件又は本法で定める条件を満たさない場合は、証明書は拒絶される。請求及びその拒絶の通知が工業所有権公報において公告される。

(7) 公告には少なくとも次の事項を含めるものとする。

(a) 申請人の名称及び宛先

(b) 特許番号

(c) 発明の表題又は名称

(d) ポルトガルにおける販売許可の番号及び日付並びに許可された製品を同定する事項

(e) 該当する場合は、欧州経済地域における最初の販売許可の番号及び日付

(f) 場合に応じ、証明書の付与通知及び有効期間又は拒絶通知

(8) 本条は、必要な手直しを施した上で、補充的保護証明書の存続期間の延長を求める申請に適用される。

第 II 節 実用新案

第 I 款 総則

第 117 条 対象

(1) 進歩性を含む新規の考案は、産業上利用することができる場合は、実用新案として保護を受けることができる。

(2) 実用新案の目的は、特許の場合よりも簡単に迅速な行政手続を用いて考案を保護するこ

とにある。

(3) (1)に定める条件に従う考案は、出願人の選択により、実用新案又は特許による保護を受けることができる。

(4) 同一の考案を同時に又は連続して特許及び実用新案出願の対象とすることができる。

(5) 前項にいう連続する出願は、最初の出願の日から1年以内に限って認められる。

(6) (4)に定める場合において、実用新案は、同一の考案について特許が付与されると消滅する。

第 118 条 対象に関する制限

第 52 条が実用新案に適用される。

第 119 条 実用新案に関する制限

次のものは、実用新案の対象とすることができない。

(a) その商業的利用が違法であるか又は公序良俗若しくは公衆衛生に反する考案。ただし、考案の利用は、法律又は規則により禁止されているとの単なる事実のみによっては当該利用とみなしてはならない。

(b) 生物学的材料に関わる考案

(c) 化学又は薬剤に係る物質又は方法に関わる考案

第 120 条 付与の要件

(1) 技術水準の一部ではない考案は、新規のものとみなされる。

(2) 次の要件の1を満たす考案は、進歩性を伴うものとみなされる。

(a) 当該技術の熟練者にとって自明でないこと

(b) 当該の製品又は方法の製造又は利用について実際の又は技術的利点をもたらすこと

(3) 農業を含む何れかの種類の産業において作るか又は利用することができる考案は、産業上の利用が可能なものとみなされる。

(4) 第 56 条及び第 57 条の規定を、必要な手直しを施して実用新案に適用する。

第 121 条 実用新案を受ける権利に関する一般則

第 58 条を実用新案に適用する。

第 122 条 実用新案の所有権に関する特則

第 59 条を実用新案に適用する。

第 123 条 考案者の権利

第 60 条を実用新案に適用する。

第 II 款 実用新案の手続

第 I 目 国内経路

第 124 条 出願の様式

(1) 実用新案出願は、次の事項を表示又は記載したポルトガル語による様式でなされなければならない。

(a) 出願人の名称、国籍、宛先又は事業地、ポルトガルに居住する場合は納税番号、及びある場合は電子メールアドレス

(b) 考案を要約した名称

(c) 考案者の名称及び居住国

(d) 出願人が優先権を主張しようとする場合は、最初の出願がなされた国、当該出願の日付及び番号

(e) 該当する場合は、第 51 条(5)の規定に基づき同一の考案について特許が請求されている旨の言及

(f) 出願人又はその代理人の署名又は電子 ID

(2) 考案について架空の名称をクレームの対象としてはならない。

(3) 第 11 条(1)の適用上、(1)(a)で要求されている事項に加え、当該技術の熟練者が当該考案を実施できるような方法で出願の対象を記載した書類を、又は先の出願の優先権が主張されている場合は、代わりに、先の出願の番号及び日付並びに当該出願の提出先機関を記載した書類を最初に提出した実用新案出願に優先権が付与される。

(4) 前項に規定する書類は、英語により提出することができ、出願人は、第 127 条に基づいてポルトガル語翻訳文を提出するよう命じられる。

第 125 条 提出書類

第 62 条を実用新案に適用する。

第 126 条 明細書及び図面の提出期限(廃止)

第 127 条 様式及び制限の審査

(1) 実用新案出願が国家工業所有権庁になされた後 1 月以内に、様式並びに対象及び実用新案の制限について、これが第 118 条、第 119 条、第 124 条及び第 125 条の要件を満たすことを点検するために審査が行われる。

(2) 国家工業所有権庁が出願に方式上の瑕疵が含まれる、又は対象若しくは実用新案に関して制限があると認めた場合は、出願人は、これを訂正するための 2 月の猶予期間を与えられる。

(3) 出願人が所定の期間内に当該訂正をしない場合は、出願は拒絶され、その決定が工業所有権公報において公告される。この場合は、第 128 条に定める公開は行われない。

第 127-A 条 調査報告書

(1) 前条に定める審査が実行された後、かつ、第 132 条に定める審査が請求された場合はい

つでも、新規性及び進歩性の要件が満たされているか否かを判断するために、事件ファイルのすべての要素に基づく技術水準の調査が行われる。

(2) 調査報告書は、拘束力はないが、直ちに出願人に送付される。

第 128 条 出願の公開

(1) 出願が適正であるか又は第 127 条(2)に基づいて更正されている場合は、実用新案出願は工業所有権公報において、要約の写し及び国際特許分類と共に公開される。

(2) 前項にいう公開は、出願日から 6 月以内に行われるものとするが、出願人の明示の請求があったときはこれを早めることができる。

(3) 公開は、出願人の請求があったときは、実用新案出願日又は優先権主張日から 18 月を限度として延期することができる。

(4) 延期は、第三者又は出願人自身により審査が請求された時点で終止する。

(5) 公開後は、何人もファイル中の要素の写しを請求することができる。

(6) 第 66 条(5)を実用新案に適用する。

第 129 条 異議申立(廃止)

第 130 条 仮付与

(1) 審査が請求されず、かつ、異議申立もなかった場合は、実用新案が仮に付与され、出願人はその決定の通知を受ける。

(2) 仮付与書類は、請求に基づいてのみ出願人に交付される。

(3) 仮実用新案の効力は、考案の審査が請求され次第終止する。

第 131 条 審査請求

(1) 審査は、出願段階において又は仮実用新案が有効である間に請求することができる。

(2) 審査を請求する者は、請求日から 1 月以内に審査手数料を納付しなければならない。

(3) 仮実用新案の所有者が仮実用新案により付与される権利を守るために訴訟を提起し又は仲裁を請求しようとする場合は、国家工業所有権庁に対し、次条にいう審査を行うよう求めなければならない。第 5 条が適用される。

第 132 条 考案の審査

(1) 国家工業所有権庁は、出願人又は何れかの利害関係人の請求に基づいて考案の審査を進める。

(2) 異議申立期間の終了前に審査が請求され、かつ、何らの権利主張もなされない場合は、1 月以内に審査報告書が作成される。

(3) 異議申立があった場合は、審査は、第 17 条にいう手続の最後の部分の提出から 1 月以内に行われる。

(4) 仮実用新案が付与された後に審査が請求された場合は、(2)にいう 1 月の期間は、審査が請求された日から起算する。

(5) 審査により実用新案を付与することができることが明らかになった場合は、その通知が工業所有権公報において公告される。

(6) 他方、実用新案を付与することができないとの結論が出た場合は、報告書及びその中に言及されたすべての要素の写しが出願人に送付されるものとし、出願人は、付された意見に応答するための2月の猶予期間を与えられる。

(7) 出願人の応答の後、実用新案の付与になお異論があると認められる場合は、出願人は、疑義が残る事項について説明するための1月の猶予期間を与えられる。

(8) 出願人の応答の結果、実用新案を付与ことができると認められる場合は、その旨の通知が工業所有権公報において公告される。

(9) 通知に対する応答が十分でないとして認められる場合は、審査報告書に則って、拒絶又は一部付与の通知が公告される。

(10) 出願人が通知に応答しない場合は、実用新案は拒絶され、拒絶通知が工業所有権公報において公告される。

第 133 条 一部付与

第 69 条を実用新案に適用する。

第 134 条 出願についての変更

第 70 条を実用新案に適用する。

第 135 条 考案の単一性

第 71 条を実用新案に適用する。

第 136 条 分冊の公告

第 72 条を実用新案に適用する。

第 137 条 拒絶理由

(1) 実用新案は、第 24 条の規定に加え、次の場合に拒絶される。

(a) 考案に新規性若しくは進歩性が欠けるか又は産業上の利用可能性がない場合

(b) その対象が第 118 条又は第 119 条の規定に該当する場合

(c) 考案の表題又は名称が異なる対象を示しているか又は明細書と図面との間に矛盾がある場合

(d) その対象が、当該技術の熟練者が当該考案を実施することができるように記述されていない場合

(e) 明細書及びクレームからそれが意匠又はひな形であるものとみなされる場合

(f) 第 58 条又は第 59 条の違反がある場合

(g) それが、ポルトガルにおいて有効な欧州特許が同一の発明者に又はその同意を得て付与されている発明に関わるものである場合

(2) 前項(f)に定める場合において、利害関係人がそのように請求したときは、実用新案拒絶の代わりに当該人への全部又は一部の移転を認めることができる。

(3) 出願人が不正競争を行うことを意図していること又は同人の意図如何に拘らずその可能性のあることも、拒絶理由となる。

(4) (1)(g)に規定する拒絶理由も、実用新案消滅の理由となり、その場合は、第 88 条を、必

要な手直しを施して適用する。

第 138 条 最終決定の通知

第 74 条を実用新案に適用する。

第 II 目 特許協力条約経路

第 139 条 適用規定

第 90 条から第 96 条までを、必要な手直しを施して実用新案に適用する。

第 III 款 実用新案の効力

第 140 条 保護の範囲

- (1) 実用新案特許により付与される保護の範囲は、クレームの内容により決定され、明細書及び図面はそれを解釈するために用いられる。
- (2) 実用新案が方法に関わるものである場合は、それにより付与される権利は、特許を受けた方法により直接に得られる製品に及ぶ。

第 141 条 挙証責任の転嫁

第 98 条を実用新案に適用する。

第 142 条 存続期間

- (1) 実用新案の存続期間は、出願日から 6 年とする。
- (2) 実用新案所有者は、実用新案の有効期間の最後の 6 月間に 2 年の延長を請求することができる。
- (3) 実用新案所有者は、前項にいう存続期間の最後の 6 月間に、保護の 2 度目で最後の 2 年延長を請求することができる。
- (4) 実用新案の存続期間は、出願日から 10 年を超えてはならない。

第 143 条 実用新案の表示

実用新案の有効期間中、その所有者は「実用新案第…号」及び「UM 第…号」との表示又は第 130 条に規定する場合においては「仮実用新案第…号」及び「仮 UM 第…号」との表示を用いることができる。

第 144 条 実用新案により付与される権利

- (1) 実用新案は、ポルトガルの全領域において当該考案を実施する排他権を付与する。
- (2) 実用新案が製品に関わるものである場合は、その所有者は、自己の同意なしに他人が当該製品を製造し、使用し、販売の申出をし、販売し又はこれらの目的で輸入することを禁止する権利を享受する。
- (3) 実用新案が方法に関わるものである場合は、その所有者は、他人が当該方法を使用し又は当該方法により直接に得られた製品を使用し、販売の申出をするか若しくは販売し、若し

くはこれらの目的で輸入することを禁止する権利を享受する。

(4) 実用新案所有者は、自己の考案の侵害となるすべての行為に対して、それが後の優先日を有する別の実用新案に基づいている場合であっても、この権利に関わる実用新案の権原に異論を唱えるか又は当該実用新案の取消を請求するまでもなく対抗することができる。

(5) 実用新案により付与される権利は、クレームにより定義される範囲を超えないものとする。

第 145 条 実用新案により付与される権利の制限

(1) 実用新案により付与される権利は、次のものには及ばない。

(a) 私的に、非商業目的でなされる行為

(b) 保護の対象に関わる実験的行為

(2) 第 102 条(d)、第 102 条(e)及び第 102 条(f)の規定を実用新案に適用する。

第 146 条 権利の消尽

実用新案により付与される権利は、当該実用新案により保護されている製品が実用新案所有者により又はその同意を得て欧州経済地域においてに販売された後は、所有者が当該製品に関わる行為を禁止することを許容するものではない。

第 147 条 対抗できない事項

第 104 条を実用新案に適用する。

第 IV 款 使用の条件

第 148 条 実用新案の喪失及び収用

第 105 条を実用新案に適用する。

第 149 条 実施義務

第 106 条を実用新案に適用する。

第 150 条 強制ライセンス

第 107 条から第 112 条までを実用新案に適用する。

第 V 款 実用新案の無効

第 151 条 無効

(1) 第 33 条に加え、実用新案は次の場合に無効となる。

(a) その対象が新規性、進歩性及び産業上の利用の要件を満たさない場合

(b) その対象を第 117 条、第 118 条及び第 119 条に基づいて保護することができない場合

(c) 発明に付された名称又は表題が異なるものを対象としていると認められる場合

(d) その対象が、当該技術の熟練者がそれを実施できるように記述されていない場合

(2) その考案が審査を受けた実用新案に限り、無効を宣言することができる。

第 152 条 無効又は一部取消の宣言

第 114 条を实用新型に適用する。

第 II 章 半導体製品の回路配置

第 I 款 総則

第 153 条 半導体製品の定義

半導体製品とは、次の規準をすべて満たす製品の最終又は中間の形態をいう。

- (a) それが半導体材料の層を含む材料の集合体から成ること
- (b) それが導電性材料、絶縁材料又は半導体材料でできた 1 又は複数の層を伴い、かつ、この層が予め決まった 3 次元パターンに従って並べられていること
- (c) それが専ら又は他の機能と相俟って電子的機能を果たすことが意図されていること

第 154 条 半導体製品の回路配置の定義

半導体製品の回路配置とは、製品を構成する層の 3 次元配置を表す 1 組の相関する固定され又はコード化された形象であって、その各々が何れかの製造段階にある同じ製品の表面の配置又はその一部を示すものをいう。

第 155 条 法による保護の対象

- (1) その創作者の知的努力により生み出され、かつ、半導体業界において知られていない半導体製品の回路配置のみが保護を受けることができる。
- (2) 半導体業界において知られている要素から成る回路配置も、この要素の組合せが全体として前項の条件を満たすことを条件として保護を受けることができる。
- (3) 半導体製品の回路配置に付与される保護は、回路配置自体のみを対象とし、それに組み込まれている概念、方法、体系、技術又はコード化情報は対象としない。
- (4) 半導体製品の最終又は中間回路配置の創作者は、登録に関するものを含む法的要件を満たすことを条件として、当該回路配置を利用する排他権を享受する。
- (5) ただし、登録は、何れかの場所における当該回路配置の最初の商業的实施から 2 年を経過した後、又は当該回路配置が実施されていない場合はそれが最初に固定され又はコード化された日から 15 年を経過した後は行うことができない。

第 156 条 登録を受ける権利に関する一般則

第 58 条を半導体製品の回路配置に適用する。

第 157 条 登録を受ける権原に関する特則

第 59 条を半導体製品の回路配置に適用する。

第 158 条 創作者の権利

第 60 条を半導体製品の回路配置に適用する。

第 159 条 適用規則

特許に関する規定を半導体製品の回路配置に適用するが、これは、当該規定がこの私権の性質と矛盾しない場合に限る。

第 II 款 登録手続

第 160 条 出願様式

第 61 条、第 62 条及び第 65 条から第 72 条までを、必要な手直しを施して半導体製品の回路配置の登録に係る出願に適用する。

第 161 条 拒絶理由

- (1) 半導体製品の登録は、第 24 条に加え、次の場合に拒絶される。
 - (a) 半導体製品の回路配置が第 153 条及び第 154 条にいう回路配置でない場合
 - (b) 半導体製品の回路配置が第 155 条に定める要件を満たしていない場合
 - (c) 半導体製品の回路配置に付された表題又は名称が異なる対象に関わるものであるか又は明細書と図面との間に相違がある場合
 - (d) 登録の対象が、当該技術の熟練者が当該半導体製品の回路配置を実施することができるように記述されていない場合
 - (e) 第 58 条又は第 59 条の違反がある場合
- (2) 前項(e)に規定する場合において、利害関係人がそのように請求したときは、登録拒絶の代わりに当該人への全部又は一部の移転を認めることができる。
- (3) 出願人が不正競争を行うことを意図している、又は出願人の意図如何に拘らずその可能性があると認められることも、拒絶理由となる。

第 III 款 登録の効力

第 162 条 存続期間

登録の存続期間は、出願日、又はそれより早い場合に何れかの場所で当該回路配置が最初に実施された日から 10 年とする。

第 163 条 登録の表示

登録が効力を有する間、その所有者は、保護されている回路配置を用いることにより製造された半導体製品上に、次のように大文字の「T」を用いることができる。T, "T", [T], (原本参照), T*又は T。

第 164 条 登録により付与される権利

- (1) 回路配置を登録することにより、その所有者は、ポルトガルの全領域において当該回路配置又はそれが用いられている物品を生産し、製造し、販売し又は実施する排他的使用権を享受するが、それには効果的にかつ市場の必要に合わせて使用する義務が伴う。
- (2) 回路配置の登録により、その所有者は、次の行為を許可し又は禁止する権利も享受する。
 - (a) 保護された回路配置の複製

(b) 保護された回路配置が組み込まれている半導体製品の保護された回路配置，又はこの種の半導体製品が組み込まれている物品の商業目的での輸入，販売又は他のすべての態様での流通。ただし，それが不法に複製された回路配置を引続き包含している場合に限る。

第 165 条 登録により付与される権利の制限

回路配置の登録により付与される権利は，次のものには及ばない。

(a) 非商業目的での回路配置の私的な複製

(b) 分析，評価又は教授の目的での複製

(c) 前号にいう分析又は評価に基づく異なる回路配置の創作。これは，本法に規定する保護の利益を享受することができる。

(d) 前条(2)にいう何れかの行為であって，不法に複製された回路配置が組み込まれている半導体製品又はこの種の半導体製品が組み込まれている物品に関係するものの実行。ただし，当該行為を行ったか又は命令した者が，当該の半導体製品又は半導体製品が組み込まれている物品を取得した時に，これに不法に複製された回路配置が組み込まれていることを知らなかったか又は知る義務がなかった場合に限る。

(e) 当該回路配置が不法に複製されているとの十分な情報を前号にいう者が得た後に，当該人が所有する又はそれ以前に注文した製品に関連して当該の行為の何れかが行われた場合は，この種の回路配置に係る自由に取り決めたライセンスに基づき支払われる適正なロイヤルティと同等の金額が登録所有者へ支払われなければならない。

第 166 条 権利の消尽

回路配置の登録により付与される権利は，登録によって保護される回路配置又は半導体製品が欧州経済地域において登録所有者により又はその同意を得て販売された後に，これらの物に関わる行為を登録所有者が禁止することを許容するものではない。

第 167 条 対抗できない事項

第 104 条を半導体製品の回路配置の登録により付与される権利に適用する。

第 IV 款 使用条件

第 168 条 登録の喪失及び収用

第 105 条を半導体製品の回路配置に適用する。

第 169 条 強制実施ライセンス

第 106 条から第 112 条までを公共の非商業的目的のために強制ライセンスを付与する場合の半導体製品の回路配置に適用する。

第 V 款 登録の無効

第 170 条 無効

第 33 条の規定に加え，半導体製品の回路配置の登録は，次の場合は無効とする。

- (a) その対象が第 153 条, 第 154 条及び第 155 条に定める要件を満たしていない場合
- (b) 回路配置の名称又は表題が異なるものを対象としていると認められる場合
- (c) その対象が, 当該技術の熟練者が実施できるように記述されていない場合

第 171 条 無効又は一部取消の宣言

第 114 条を半導体製品の回路配置の登録に適用する。

第 172 条 消滅

第 37 条の規定に加え, 半導体製品の回路配置の登録は, 次の時点で消滅する。

- (a) 登録出願が正式になされた暦年の末日, 又はそれより早い場合は当該回路配置が何れかの場所で商業的に実施された暦年の末日から 10 年が経過した時
- (b) 当該回路配置が商業的に実施されたことがない場合は, 当該回路配置が最初に固定され又はコード化された日から 15 年が経過した時

第 III 章 意匠又はひな形

第 I 款 総則

第 173 条 意匠又はひな形の定義

意匠又はひな形は, 製品自体又はその装飾に用いられている線, 輪郭, 色彩, 形, 織り方又は材料等の特徴により, 製品の全体又は一部の外観を表示する。

第 174 条 製品の定義

- (1) 製品とは, 工業的に又は工芸的に作られたすべての物品をいい, 特に複合製品を組み立てるための構成部品, 包装, 表示要素, 図形標識及び活字を含むが, コンピュータ・プログラムを除く。
- (2) 複合製品とは, 多数の構成部品から成る製品であって, それを分解する目的で構成部品をそれから取り除き, かつ, それを再び組み立てる目的で構成部品を元の位置に戻すことができるものをいう。

第 175 条 登録に関する制限(廃止)

第 176 条 付与の要件

- (1) 識別性を有する新規の意匠又はひな形は, 法による保護を受けられる。
- (2) 完全に新規ではないが, 既知の要素の新規の組合せ, 又は関係製品に識別性を与えるような方法での既に使用されている要素の異なる配置を含む意匠又はひな形も, 法による保護を受けられる。
- (3) 前各項を害することなく, 同一の出願人が, 意匠又はひな形の開示前に, 最初に提出した意匠又はひな形と些細な点でのみ異なる他の意匠又はひな形登録を出願することは可能である。
- (4) 複合製品の構成部品を構成する製品に用いられ又は組み込まれている意匠又はひな形は,

次の規準をすべて満たす場合は、新規で識別性を有するものとみなされる。

(a) これらが複合製品に組み込まれた後も複合製品の通常の使用の間引き続き外部から視認できるものと合理的に予想できること

(b) 当該構成部品の外部から視認できる特徴が新規性及び識別性の要件を満たすこと

(5) 前項(a)の適用上、通常の使用とは、最終使用者による保全、維持又は修理以外の使用をいう。

(6) 次のものは、登録による保護を受けることができない。

(a) 外部から視認できる製品の特徴であって、専ら製品の技術的機能に基づくもの

(b) ある製品の外観の特徴であって、当該ひな形若しくは意匠が組み込まれているか又はこれらが用いられている製品が、機械的に他の製品に連結されているか又は他の製品の中、周囲若しくはそれに接して設置され、双方ともがその機能を果たすことができるためには、必ず正確な形状及び寸法で複製されなければならないもの

(7) 前項(b)を害することなく、意匠又はひな形登録は、その目的が互換性のある製品の多重組立又はモジュール方式を形成するためのこれらの連結を可能にすることにあることを条件として、第 177 条及び第 178 条に定める条件に基づいて可能である。

(8) 登録が第 197 条(1)から(3)まで若しくは第 197 条(4)(a)、第 197 条(4)(d)及び第 197 条(4)(e)に基づいて拒絶されたか又は第 208 条(1)、第 209 条及び第 210 条に基づいて無効を宣言されたか若しくは取り消された場合は、変更された形で意匠又はひな形を登録し、その権利を維持することができる。ただし、次の規準がすべて満たされることを条件とする。

(a) その同一性が維持されること

(b) 保護の要件を満たすために必要な変更を加えること

(9) 前項にいう変更された形で登録し又は登録を維持する際に、その所有者が自己の権利を一部放棄する宣言、又は登録の一部無効若しくは一部取消を宣言した裁判所の決定を伴わせることができる。

第 177 条 新規性

(1) 意匠又はひな形は、登録出願又は優先権主張の前に、ポルトガル内又は国外において同一の意匠又はひな形が開示されていない場合は、新規であるものとする。

(2) 複数の意匠又はひな形は、それらの特徴が些細な点でのみ異なる場合は、同一であるものとみなされる。

第 178 条 識別性

(1) 意匠又はひな形は、情報に通じた使用者に与える全体的な印象が、登録出願日又は優先権主張日より前に公表されたすべてのひな形又は意匠が当該使用者に与えた全体的な印象と異なる場合は、識別性があるものとみなされる。

(2) 識別性の評価に当たっては、意匠又はひな形を創作するために創作者に与えられた自由度を考慮に入れるものとする。

第 179 条 開示

(1) 第 177 条及び第 178 条の適用上、意匠又はひな形は、登録の後に公告されたか、又はその他の事情で博覧会において展示され、商業上使用され若しくはその他の方法で知らしめら

れた場合は、公衆に開示されたものとみなされる。ただし、この事実が、登録出願日又は優先権主張日より前に、欧州連合で活動し、当該技術に熟練している者の通常の活動において知るところとは合理的になり得ない場合を除く。

(2) 他方、ひな形又は意匠は、明示又は暗黙の秘密保全の条件で第三者に知らされていることのみでは、開示されたものとはみなされない。

第 180 条 無害な開示

(1) 第 177 条及び第 178 条の適用上、登録されるべき意匠又はひな形は、次の場合は開示されたものとはみなされない。

(a) 創作者若しくはその承継人により、又は創作者若しくはその承継人が提供した情報又は講じた措置に基づいて第三者により公衆に開示された場合

(b) 登録出願日又は優先権が主張されている場合は優先日に先立つ 12 月の間に公衆に開示された場合

(2) (1) は、意匠又はひな形が創作者若しくはその承継人に対する濫用の結果として公衆に開示された場合にも適用される。

(3) 前各項の規定を援用しようとする出願人は、出願時に又は 1 月以内に、開示又は展示が行われた日及び場所を表示すると共に、前記の日を示し、当該意匠又はひな形が組み込まれていたか又は用いられていた製品を表わす証拠書類を提出しなければならない。

(4) 意匠又はひな形が組み込まれ又は用いられた製品を 1928 年 11 月 22 日にパリで署名され 1972 年 11 月 30 日に改正された国際博覧会に関する条約に該当する公式の又は公認の国際博覧会において展示した意匠又はひな形の登録出願人は、当該製品の最初の展示の日から 6 月以内に出願することを条件として、その日から第 12 条に基づいて優先権を主張することができる。

(5) 前項に基づいて優先権を主張しようとする出願人は、出願時に又は 1 月以内に、当該博覧会について責任を有する機関から交付された証明書であって、最初の一般開示の日を示し、当該意匠又はひな形が組み込まれ又は用いられていた製品を表わすものを提出しなければならない。

(6) 出願人の請求に基づいて、(3) 及び (5) に定める期間は 1 回に限り同じ期間について延長することができる。

第 181 条 登録を受ける権利に関する一般則

第 58 条を意匠又はひな形に適用する。

第 182 条 登録の所有権に関する特則

著作権に関する規定を害することなく、第 59 条を意匠又はひな形登録に適用する。

第 183 条 創作者の権利

第 60 条を意匠又はひな形に適用する。

第 II 款 登録手続

第 184 条 出願の様式

(1) 意匠又はひな形を登録するための出願は、次のものを表示又は記載するポルトガル語での様式により行われるものとする。

(a) 出願人の名称、国籍、宛先又は事業地、ポルトガルに居住する場合は納税番号及びある場合は電子メールアドレス

(b) 意匠又はひな形の使用又は組込みが意図されている製品の工業意匠及びひな形の国際分類を用いた表示

(c) 創作者の名称及び居住国

(d) 出願人が優先権を主張しようとする場合は、最初の出願が提出された国及び当該出願の日付及び番号

(e) 色彩がクレームの一部を成す場合は、色彩

(f) 出願人又はその代理人の署名又は電子 ID

(2) 意匠若しくはひな形を指定するために用いられた又はそれらの表示に関して示す架空の表現は、保護を受けられない。

(3) 第 11 条(1)の適用上、(1)(a)の要件に加え、意匠若しくはひな形の表示を、又は先の出願の優先権が請求されている場合は、代わりに、当該先の出願の番号及び日付並びにその提出先であった機関の表示を最初に提出する意匠又はひな形に係る登録出願に優先順位が付与される。

第 185 条 提出書類

(1) 出願には、ポルトガル語による次の要素を添付しなければならない。

(a) (廃止)

(b) 意匠又はひな形の図面又は写真

(c) その意匠又はひな形が登録されるべき製品の複製を添えた、国家工業所有権庁の幹部会議長命令により定められる様式による、公告の目的での意匠又はひな形の図面又は写真

(d) (廃止)

(2) 出願には、次の要素も添えなければならない。

(a) 意匠又はひな形に、国、自治体又はその他のポルトガル若しくは外国の公私の団体の表象、紋章、記章若しくは勲章、赤十字又はその他類似の団体の記章及び名称、並びに工業所有権保護に関するパリ条約第 6 条の 3 にいう標識を含めることの許可

(b) 意匠又はひな形に、宗教的表象など、高い象徴的価値を有する標識を含めることの許可

(3) 出願人は、自発的に又は国家工業所有権庁の命令により、1 製品につき 50 語以下で、意匠又はひな形の表示又は提出された見本に示されている要素のみについて記述し、当該意匠又はひな形の新規性、識別性又は技術的価値についての記述を省いた明細書を提出することができる。

(4) 前項にいう要素は、国家工業所有権庁の幹部会議長命令により定められた方式要件に従わなければならない。

(5) 出願の対象が複合製品である場合は、(1)にいう図面は、通常の使用の間に外部から視認できる製品の部分を表示し、かつ、同定するものでなければならない。

(6) 出願の対象が平面の意匠であり、かつ、願書に第 190 条に基づく公告延期の請求が含まれている場合は、(1)にいう図面に代えて当該意匠が組み込まれるか又は用いられている製品の標本又は見本を添付することができる。ただし、延期期間の終了時に図面を提示することを妨げない。

(7) 第 187 条(1)にいう意匠又はひな形の図面又は写真には、同一の出願に含まれる意匠又はひな形の総数に従って連続番号を付さなければならない。

(8) 出願人は、国家工業所有権庁の指示があったときは、製品自体、又は当該意匠若しくはひな形についてより正確な概念を有することを可能にするような角度から撮った別の写真を提出しなければならない。

(9) 意匠又はひな形登録出願において色彩の組合せをクレームしている場合は、図面又は写真ではクレームされた色彩を示し、明細書(これがある場合)ではこれに言及しなければならない。

第 186 条 出願の単一性

(1) 複数の登録を請求するために同一の出願を用いることはできず、かつ、各登録は各意匠又はひな形に相応するものとする。

(2) 全体を形成する複数の不可欠な部分を含む複数の意匠又はひな形は、単一の登録に含めるものとする。

第 187 条 複合出願

(1) 前条を害することなく、出願には製品を 100 まで含めることができる。ただし、製品が国際意匠及びひな形分類の同一クラスに属することを条件とする。

(2) 製品が同一クラスに属さない場合は、出願人は出願を分割するよう指示される。

(3) 複合出願又は登録に含まれている各意匠又はひな形は、それぞれ他とは独立に分離し又は移すことができる。

(4) 複合出願に含まれている製品の一部が第 173 条及び第 174 条にいう意匠又はひな形ではないと判定された場合は、出願人はそれを特許又は実用新案として構成し直すよう指示される。ただし、出願日として元の出願日が維持される。

第 188 条 方式に関する審査及び職権による審査

(1) 登録出願が国家工業所有権庁になされてから 1 月以内に、第 173 条及び第 174 条、第 180 条(3)及び第 180 条(5)並びに第 184 条から第 187 条までに定める方式要件が審査される。

(2) 前項にいう期間中、国家工業所有権庁は、職権により、出願が第 197 条(1)から第 197 条

(3)までに定める禁止事項の何れかに該当するか否かを確認する。

(3) 国家工業所有権庁が出願に方式上の瑕疵又は第 197 条(1)から第 197 条(3)までに定める拒絶理由の何れかを認めた場合は、出願人は、なされた異論を訂正又は除去するための 1 月の猶予期間を与えられる。

(4) 出願人の請求に基づいて、前項にいう期間は 1 回に限り同じ期間について延長することができる。

(5) 出願人の応答において瑕疵が訂正され又は異論が除去された場合は、出願は、次条に定める目的で公告される。

(6) 他方、瑕疵又は異論が持続される場合は、登録は拒絶され、その決定が当該意匠又はひな形の複製と共に工業所有権公報において公告される。

(7) 異論が一部の製品のみに関わるものである場合は、他の製品について出願が公告されるものとし、異論が残っている製品について言及がなされる。

(8) 第 16 条(1)に基づき、(6)に定める拒絶について直ちに通知がなされるものとし、通知には、当該の決定が公告された工業所有権公報を表示するものとする。

(9) 本条の規定は、国家工業所有権庁が、第 17 条に定める期間の経過後に、出願人に対し本条に定める条件及び期限に従ってなされた異論を訂正又は除去するよう指示して、(1)にいう要件の違反があったこと又は(2)にいう禁止事項が存在したことを提起することを妨げるものではない。

第 189 条 公告

(1) 登録出願が適切であるか又は前条(5)に従ってすべての瑕疵が訂正され若しくは異論が除去された場合は、当該出願は、当該登録の付与により自己が損害を被っていると考えられる者が異論を唱えることができるように、当該意匠又はひな形の複製及び国際意匠及びひな形分類と共に工業所有権公報において公告される。

(2) 前項にいう公告は、次条の条件に基づいて延期することができる。

(3) 公告後、何人も、希望する場合は、当該事件ファイルの要素の写しを請求することができる。

(4) 前条を害することなく、出願人が必要な説明又は許可を提出しないときは、第 184 条(2)に違反するすべての表現は、職権により、製品の表示、並びに意匠又はひな形の表示及び当該出願に基づく公告から除去される。

第 190 条 公告の延期

(1) 出願人は、意匠又はひな形登録出願の際に、その公告について出願日又は優先権主張日から 30 月以内の延期をするよう請求することができる。

(2) 登録出願日の後になされた公告延期の請求は、国家工業所有権庁により検討され、決定を下される。

(3) 公告が延期された場合は、当該の意匠又はひな形は国家工業所有権庁の登録簿に記入されるが、出願手続は開示されない。

(4) 出願人が出願の 4 月後に公告延期を請求した場合は、国家工業所有権庁は、当該延期の通知を公告するものとし、かつ、それには少なくとも出願人、出願の提示日及び請求された延期期間の表示を含める。

(5) 出願人の請求に基づき、すべての必要な法的手続が完了したことを条件として、延期期間が終了する前に出願を公告することができる。

(6) (廃止)

第 190-A 条 その後の手続

(1) 期限内に異議申立がなされなかった場合は、全部又は一部の登録が付与されるものとし、全部又は一部付与の決定が工業所有権公報において公告される。

(2) 検討が終わった後に異議申立がなされたときは、国家工業所有権庁は 1 月以内に異議申

立人から申し立てられている拒絶理由を分析する。

(3) 第 197 条(4)及び第 197 条(5)に定める拒絶理由は、異議申立人が申し立てた場合にのみ、国家工業所有権庁により分析される。

(4) 異議申立に根拠があると認められた場合は、登録は拒絶され、拒絶の決定が工業所有権公報において公告される。

(5) 異議申立に根拠がないと認められた場合は、登録が付与され、付与の決定が工業所有権公報において公告される。

(6) 異議申立が出願に含まれる製品の一部に関してのみ根拠があると認められた場合は、登録は残りの製品について一部付与され、かつ、当該一部付与が、拒絶された製品への言及を添えて工業所有権公報において公告される。

(7) 第 16 条(1)に定めるとおり、前各項にいう決定の通知が、当該決定を公告した工業所有権公報の表示を添えて直ちになされるものとする。

第 191 条 異議申立(廃止)

第 192 条 仮登録(廃止)

第 193 条 審査請求(廃止)

第 194 条 審査(廃止)

第 195 条 一部付与(廃止)

第 196 条 出願についての変更(廃止)

第 197 条 拒絶理由

(1) 第 24 条の規定に加え、意匠又はひな形に次のものが含まれる場合は、当該意匠又はひな形登録は拒絶される。

(a) 許可されていない場合において、国、自治体又はその他のポルトガル又は外国の公私の団体の表象、紋章、記章又は勲章、赤十字その他類似の団体の記章及び名称、並びに工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条の 3 に規定するすべての標識

(b) 許可されていない場合において、宗教的表象等の高い象徴的価値を有する標識

(c) 法律、公序良俗及び認められた原則に反する表現又は図形

(d) - (g) (廃止)

(2) 意匠又はひな形登録は、当該意匠又はひな形が専らポルトガルの旗又はその要素の一部から成る場合も拒絶される。

(3) 他の要素に混じってポルトガルの旗を包含している意匠又はひな形登録は、当該意匠又はひな形が次の虞がある場合にも拒絶される。

(a) 消費者に、当該製品又はサービスが公的機関からのものであると誤解させること

(b) ポルトガルの旗又はその何れかの要素について軽視の念を引き起こすこと

(4) 次の事柄が異論提起において申し立てられたときは、登録は拒絶される。

- (a) 意匠又はひな形が第 176 条から第 180 条までに定める条件を満たさないこと
 - (b) 必要な手直しを施した第 58 条又は第 59 条の違反があること
 - (c) 意匠又はひな形が、出願日又は優先権主張日の後に公衆に開示され、かつ、優先日以後意匠又はひな形の出願又は登録により保護されている先の意匠又はひな形に抵触すること
 - (d) 後の意匠又はひな形に識別性を有する標識が用いられ、かつ、EU の法律又は当該標識に適用される規定が当該標識の使用を禁止する権利を付与していること
 - (e) 意匠又はひな形が、著作権により保護されている著作物の無許可の使用となる場合
- (5) 出願人が不正競争を行おうとしていること又は出願人の意図如何に拘らずその可能性があることの認識も、異論提起に関わるときは、意匠又はひな形登録の拒絶理由になる。

第 198 条 最終決定の通知(廃止)

第 III 款 登録の効力

第 199 条 保護の範囲

- (1) 登録により付与される保護の範囲は、情報に通じた使用者に異なる全体的印象を与えないすべての意匠又はひな形に及ぶ。
- (2) 保護の範囲の評価に当たっては、創作者がその意匠又はひな形を完成する上で有した自由度を考慮に入れるものとする。

第 200 条 著作権との関係

登録された意匠又はひな形も、それが何れかの形で創作又は明示された日から、著作権法制により付与される保護を享受する。

第 201 条 存続期間

- (1) 登録の存続期間は、出願日から 5 年とし、25 年までを限度として同じ期間ずつ更新することができる。
- (2) 前項にいう更新の請求は、登録の有効期間の最後の 6 月間に行わなければならない。

第 202 条 意匠又はひな形の表示

登録が効力を有する間、その所有者は、自己の製品に「意匠又はひな形第…号」又は略語で「DM 第…号」の表現を用いることができる。

第 203 条 登録により付与される権利

- (1) 意匠又はひな形登録は、その所有者に、当該意匠又はひな形を使用し、かつ、自己の同意を得ない第三者によるその使用を禁止する排他権を付与する。
- (2) 前項にいう使用は、特に当該の意匠又はひな形が組み込まれているか又は用いられている製品の製造、販売の申出、商業化、輸入、輸出又は使用、及び当該製品のそのような目的での貯蔵を包含する。

第 204 条 登録により付与される権利の制限

登録により付与される権利は、次のものには及ばない。

- (a) 非商業目的で私的になされる行為
- (b) 実験目的の行為
- (c) 参照又は教授の目的での複製行為。ただし、この行為が、公正な商慣行に合致していること、当該の意匠又はひな形の通常の利用を不当に損なわないこと、及び出所を表示することを条件とする。
- (d) 外国で登録された船舶及び航空機が一時的にポルトガルの領域を通過している際の、当該船舶及び航空機中の装置
- (e) 当該船舶及び航空機のための予備部品及び付属物の輸入
- (f) 当該船舶及び航空機の修理

第 205 条 権利の消尽

登録により付与される権利は、その所有者に、意匠又はひな形が組み込まれているか又は用いられている製品に関わる行為を禁止することを許容するものではない。ただし、このことは、当該意匠若しくはひな形が登録による先の保護の対象となっている場合か又は当該製品が所有者により若しくはその同意を得て欧州経済地域において販売されている場合に限られる。

第 206 条 意匠又はひな形の変更不能性

- (1) 意匠又はひな形は、登録が効力を有する限り変更してはならない。
- (2) 意匠又はひな形の一定比率での拡大又は縮小はこれらの変更不能性を損なわない。

第 207 条 意匠又はひな形についての変更

- (1) 意匠又はひな形の本質的な特性の変更は、それが第 176 条に定める要件に従うことを条件として、登録することができる。
- (2) 登録所有者によりなされた意匠又はひな形の些細な点を変えるのみの修正を新たな登録の対象とすることができる。
- (3) 前項にいう登録は、事件ファイルに注記され、かつ、ある場合は元の権原証書及び同規定に基づいてなされたすべての登録に記入される。
- (4) (2)にいう修正された登録は、元の登録の効力の終了時に公有財産に帰属する。

第 IV 款 登録の無効

第 208 条 無効

- (1) 第 33 条の規定に加え、意匠又はひな形登録は、登録付与手続において第 197 条(1)から(3)まで、(4)(a)及び(4)(c)の規定の違反があったときは無効とされる。
- (2) (廃止)

第 209 条 取消可能性

- (1) 第 33 条の規定に加え、意匠又はひな形登録は、登録付与手続において第 197 条(4)(d)、

(4) (e) 及び(5)の規定の違反があったときは取り消すことができる。

(2) (廃止)

第 210 条 無効又は一部取消の宣言

(1) 同一の登録における 1 又は複数の製品の登録について無効又は取消を宣言することはできるが、登録の無効を部分的に宣言すること又は 1 製品についての登録を部分的に取り消すことはできない。

(2) 1 又は複数の製品について無効又は取消を宣言した場合は、登録の残りの部分については当該登録の効力が維持される。

第 V 款 先の保護

第 I 目 総則

第 211 条 出願対象(廃止)

第 212 条 先の保護に係る出願(廃止)

第 213 条 秘密及び申立(廃止)

第 II 目 保護出願手続

第 214 条 出願の方式(廃止)

第 III 目 先の保護に係る出願の効力

第 215 条 存続期間(廃止)

第 216 条 出願の更正(廃止)

第 217 条 先の保護により付与される権利(廃止)

第 218 条 消滅(廃止)

第 219 条 出願の変更(廃止)

第 220 条 行政行為又は訴訟に係る申請の登録(廃止)

第 221 条 手数料(廃止)

第 IV 章 商標

第 I 款 総則

第 I 目 商品及びサービスの商標

第 222 条 商標の構成

(1) 商標は、視覚的に、すなわち語(人名を含む)、図形、文字、数字及び音響、商品の形状又はその包装により表現することができる標識又は標識の組から構成することができる。ただし、これらが 1 の会社の商品及びサービスを他の会社の商品及びサービスから適切に区別することを条件とする。

(2) 商標は、当該の商品又はサービスに係る広告のための語句から構成することもできる。ただし、著作権により当該語句に付与される保護の如何に拘らず、当該語句に識別性があることを条件とする。

第 223 条 除外例

(1) 前条の条件は、次のものによっては満たされない。

(a) 識別性に欠けている商標

(b) 専ら商品自体の性質によりもたらされる形状、技術的成果を得るために必要な商品の形状、又は商品に実質的な価値を与える形状から成る標識

(c) 専ら当該商品又はサービスの種類、品質、数量、目的、価額、原産地、生産の時期若しくは方法、又はその他の特徴を示すために商業において用いられる表示から成る標識

(d) 専ら現代の言語又は商慣行において一般に用いられるようになっている標識又は表示から成る商標

(e) 色彩(互いに又は図と組み合わせられる場合を除く)、文言又はその他の特別の識別性を有する要素

(2) 商標の構成の一部である前項(a)、(c)及び(d)にいう一般的な要素は、商慣行において当該標識が識別的な効果を有するようになった場合を除き、出願人の排他的使用に関しては考慮されない。

(3) 国家工業所有権庁は、出願人又は不服申立人の請求に基づき、それぞれの付与命令において、出願人が排他的使用権を有していない商標を構成する要素を同定するものとする。

第 224 条 所有権及び排他権

(1) 登録は、その所有者に、商標の対象である各商品及びサービスについて当該商標の財産権及び排他権を付与する。

(2) 国も同様に、法の規定に従うことを条件として、自らが使用する商標の財産権及び排他権を享受することができる。

第 225 条 登録を受ける権利

商標の登録を受ける権利は、正当な利害関係を有する者、すなわち次の者に属する。

(a) 自己が製造する製品を区別する目的で、企業又は製造業者

- (b) 自己が販売する商品を区別する目的で、商人
- (c) 自己の活動の生産品を区別する目的で、農業者及び生産者
- (d) 自己の芸術、工芸又は職業の産物を区別する目的で、芸術家及び職人
- (e) 自己の活動を区別する目的で、サービス提供者

第 226 条 権利所有者の代理人による登録

EU 又は WTO 加盟国の 1 において登録されたがポルトガルにおいては登録されていない商標に係る権利の所有者の代理人が、前記の所有者の許可を得ないで、自己の名義で当該商標の登録を出願した場合は、所有者は、当該出願に異議を申し立てる権利を有する。ただし、代理人が当該手続を正当化することができる場合はこの限りでない。

第 227 条 無登録商標

- (1) 6 月を超えない期間無登録商標を使用する者は、その期間中当該商標の登録を受ける優先権を有し、また、他の主体によりなされた登録出願に異議を申し立てることができる。
- (2) 当該優先権の証拠として提示された書類の真実性は、公正証書を除いて、自由に評価されるものとする。

第 II 目 団体商標

第 228 条 定義

- (1) 団体商標は、組合商標又は証明商標であるものとして定義される。
- (2) 商品又はサービスの出所を示すために商業において使用される標識又は表示は、団体商標を構成することができる。
- (3) 団体商標の登録は、法律、規約又は内部規則において定められる条件に従って当該の商品の販売を規制する権利をも所有者に付与する。

第 229 条 組合商標

組合商標とは、自然人又は法人の組合に属する特定の標識であって、組合の構成員が組合の目的に関わる商品又はサービスについて使用するか又は使用する意思を有するものをいう。

第 230 条 証明商標

- (1) 証明商標とは、商品若しくはサービスを規制する、又は商品若しくはサービスに関して守らなければならない基準を定める法人に属する特定の標識をいう。
- (2) 当該標識は、前記の規制の対象であるか又は基準が制定された商品又はサービスについて使用されるものとする。

第 231 条 登録を受ける権利

- (1) 次の者は、団体商標を登録する権利を有する。
 - (a) 法人であって、保証標章又は証明標章を割り当てられ又は認められており、かつ、商品又はサービスの一定の品質に当該標章を用いることができるもの
 - (b) 経済活動についての又は一定の地域を出所とする商品とその目的に応じて、かつ、関連

する規約又は基本定款に従って区別するために、経済活動について監督、規制又は証明を行う法人

(2) 前項(b)にいう法人は、その基本定款、規約又は内部規則の中に、当該商標を使用する権利を有する者、当該使用の条件、並びに不法使用又は偽造があった場合における利害関係人の権利及び義務を定める規定を含めるべく努めなければならない。

(3) 当該の団体商標制度を変更することになる基本定款、規約又は内部規則の改正は、第三者との関係では、国家工業所有権庁が、当該商標を登録した組織指令評議会からそれについて通知された場合にのみ効力を生じる。

第 232 条 適用規定

商品及びサービス商標に関する本法の規定を、適正な調整を施した上で団体商標に適用する。

第 II 款 登録手続

第 I 目 国内経路

第 233 条 出願

(1) 商標の登録出願は、次のものを表示又は記載するポルトガル語による様式でされなければならない。

(a) 出願人の名称、国籍、宛先又は事業地、ポルトガルに居住している場合は納税番号、及びある場合は電子メールアドレス

(b) 商標の対象である商品又はサービス。これらは、国際商品及びサービス分類の категорияに従って分類され、正確な用語、望ましくは前記分類の一覧のアルファベットの用語を用いて表示されるものとする。

(c) 出願人が団体商標を登録することを希望する場合は、商標が組合又は証明商標である旨の明示的表示

(d) 商標が立体又は音響標章である旨の明示的表示

(e) 商標において表現又は引用されている褒章の登録番号

(f) 色彩が識別の要素として主張されている場合は、商標に使用されている色彩

(g) 出願人が優先権を主張することを希望する場合は、商標の最初の登録出願の国名、並びに当該出願の日付及び番号

(h) 第 227 条に規定する場合においては、出願人が当該商標を使用し始めた日の表示

(i) 出願人又はその代理人の署名又は電子 ID

(2) 第 11 条(1)の適用上、(1) (a)及び(b)に基づいて必要とされる情報のほか、意図されている商標の表示を最初に提出した登録出願に優先順位が与えられる。

第 234 条 出願の作成

(1) 出願には、国家工業所有権庁の幹部会議長命令により定められる補助資料として当該の標識の図形的表示、又は商標が音響標章であるときは当該楽句を添えなければならない。

(2) 登録出願において色彩の一定の組合せに係る権利を主張するときは、前項にいう図形的表示において当該色彩を示さなければならない。

(3) 出願には次のものも添えなければならない。

(a) 商標にその名称又は肖像が使われている，出願人以外の者からの許可

(b) 商標が団体商標であるときにその使用について適用される法律及び規約の規定又は内部規則の表示

(c) 商標に国，自治体又はその他のポルトガル若しくは外国の公私の団体の表象，紋章，記章若しくは勲章，赤十字又はその他の類似の団体の記章及び名称，並びに工業所有権の保護に関するパリ条約第6条の2に定めるすべての標識を含めることについての許可

(d) 先の登録の所有者及び該当する場合は排他的ライセンスの所有者からの，かつ，契約に別段の規定がない限り，第243条適用上の許可

(e) 商標に宗教的表象等の高い象徴的価値を有する標識を含めることについての許可

(4) 前項にいう要件が満たされない場合も，優先権の目的での出願の意義は損なわれない。

(5) 商標がよく知られていない文字での刻銘を伴うときは，出願人はその翻字及び可能であれば当該刻銘の翻訳を提出しなければならない。

(6) 商標の図形要素が言葉の要素を含んでいるときは，出願人はこれを登録出願において明記しなければならない。

第235条 単一の登録

同一の商品又はサービスについての同一の商標については，1の登録に限り認められる。

第236条 出願の公告

(1) 当該の登録が許可される場合に損害を被るであろうと考える者が異議申立をすることができるようにするために，出願についての通知が工業所有権公報において公告される。

(2) 当該通知には，商標の複製，商品及びサービスの国際分類に則ったそれぞれのカテゴリーでの分類，並びに出願人の納税番号及び電子メールアドレスを除く第233条(1)にいう情報を含めなければならない。

(3) 国家工業所有権庁は，前項にいう分類を確認すること，並びに必要な場合は正確なカテゴリーの用語を含め，不正確な用語を除くことにより当該分類を訂正することについて責任を有する。

第237条 手続上の方式

(1) 国家工業所有権庁は，出願を分析するものとし，これは，登録が求められている商標の審査及び他の商標及び識別性を有する商業標識との比較から成る。

(2) (廃止)

(3) 審査が完了した後，拒絶理由が認められず，かつ，提起された異議申立が根拠のないものとして却下された場合は，登録が付与される。

(4) 異議申立が根拠のあるものとみなされた場合は，登録は直ちに拒絶される。

(5) 審査により拒絶理由が発見され，かつ，異議申立が根拠のないものとみなされたときは，登録は仮に拒絶される。

(6) 出願人は仮拒絶について通知を受け，1月以内に応答しなければならないものとし，応答しない場合において発見された異論がそのままにされているときは，拒絶が最終的なものとなる。前記の期間は，利害関係人の請求に基づき，1回に限り同じ期間について延長するこ

とができる。

(7) (廃止)

(8) 出願人の応答の後、拒絶に根拠がない旨、又は申し立てられた異論が解決された旨の結論が下された場合は、第 11 条(7)を害することなく、応答提出の日から 1 月以内に付与命令が出される。

(9) 出願人の応答の後、元の評価が変更されなかった場合は、確定命令により仮拒絶が追認される。

(10) (廃止)

(11) 確定命令の通知は、第 16 条(1)に従って直ちになされるものとし、それにはその通知が公告された工業所有権公報を表示する。

第 238 条 登録拒絶理由

(1) 第 24 条の規定に加え、商標の登録は次の場合に拒絶される。

(a) 商標が視覚的に表示することができない標識で構成されている場合

(b) 商標が識別性に欠ける標識で構成されている場合

(c) 商標が専ら第 223 条(1)(b)から(e)までにいう標識又は表示で構成されている場合

(d) (廃止)

(e) 商標が第 222 条、第 225 条、第 228 条から第 231 条まで及び第 235 条の規定に反する場合

(2) (廃止)

(3) 専ら第 223 条(1)(a)、(c)及び(d)にいう標識又は表示で構成される商標の登録は、当該商標が識別性を取得した場合は拒絶されない。

(4) 商標の登録は、商標の構成要素の一部又は全部に次のものが含まれている場合も拒絶される。

(a) 国、自治体又はその他のポルトガル若しくは外国の公私の団体の標章、紋章、記章又は勲章、赤十字又はその他の類似の団体の記章及び名称、並びに工業所有権に関するパリ条約第 6 条の 3 に定めるすべての標識

(b) 宗教的表象等の高い象徴的価値を有する標識。ただし、これらが許可されていない場合に限る。

(c) 法律、公序良俗及び道徳律に反する表現又は図形

(d) 商標の対象である商品又はサービスの性質、特性、効用又は原産地に関して公衆に誤認を生じさせる虞がある標識

(5) 専らポルトガル共和国の国旗又はその構成要素の一部から成る商標の登録も拒絶される。

(6) 特に国旗を含む商標についての登録も、商標に次の虞がある場合は、拒絶される。

(a) 商標の対象である商品又はサービスの原産地に関して公衆に誤認を生じさせること

(b) 消費者に、当該商品又はサービスが公的機関からのものであると誤解させること

(c) 国旗又はその何れかの要素について軽視の念又は威信の低下を生じさせること

第 239 条 その他の拒絶理由

(1) 商標登録のその他の拒絶理由は次のとおりである。

(a) 同一の又は類似する商品又はサービスについて先に他人が登録した商標の全部若しくは

一部の複製又は模倣であって、消費者に誤認若しくは混同を生じさせる虞があるか又は当該既登録商標を連想させる虞があるもの

(b) 既に他人が登録したロゴタイプの全部又は一部の複製又は模倣であって、その活動が当該商標の対象である商品又はサービスと同一の又は類似する事業体を識別するためのもの。ただし、それが消費者に誤認又は混同を生じさせる虞がある場合に限る。

(c) 他の工業所有権の侵害

(d) 名称、肖像若しくはその他の表現若しくは表示の使用であって、これらが関係する者、又は当該人が死亡している場合はその相続人若しくは4親等までの親族の許可を得ていないもの。許可が得られている場合は、これらの使用であって、当該人について軽視の念又は名声の低下を生じさせるもの

(e) 出願人が不正競争を意図している、又は出願人の意図如何に拘らず不正競争が生じる可能性があるとの認識

(2) 次の事項が異議申立において言及された場合も、拒絶理由となる。

(a) 企業若しくは法人の名称及びその他の識別性を有する標識若しくはこれらの特徴的部分であって、出願人に属さないもの又は出願人がこれらを使用することを許可されていないものの複製又は模倣。ただし、それが消費者に誤認又は混同を生じさせる虞がある場合に限る。

(b) 著作権の侵害

(c) 出願人に属さない農村又は都市にある特定の不動産物件の引用

(d) 第226条の違反

(3) 前項(d)に定める場合において、所有者がそのように請求したときは、登録拒絶の代わりに当該人への一部又は全部の移転を許可することができる。

第240条 無登録の包装又はラベルの模倣

(1) 第245条(1)(b)及び(c)に基づいて、他人の登録商標において当該他人により使用されていることが証明されている一定の外観、すなわち関係する文言、メダル、褒章その他の要素の形状、色合い並びに配置を含めた包装又はラベルの複製又は模倣である商標の登録も拒絶される。

(2) 本条に基づく商標の拒絶における利害関係人は、前項にいう外観を有する自己の商標の登録出願を既に行っている場合にのみ、関係の手續に参加することができる。

第241条 周知商標

(1) 全体として又は本質的部分においてポルトガルにおける他の周知商標の写し、模倣又は翻訳である商標であって、同一の若しくは類似する商品若しくはサービスに用いられ、他の商標と間違われる虞があるもの、又はそのような使い方により当該周知商標の所有者との連想を生じさせる可能性があるものの登録も拒絶される。

(2) 前項にいう商標登録の拒絶における利害関係人は、自己の利害関係の根源及び基礎である商標の登録出願を既に行っている場合にのみ、関係の手續に参加することができる。

第242条 名声のある商標

(1) 前条を害することなく、商標が同一性又は類似性がない商品又はサービスを対象としている場合であっても、それがポルトガル又は欧州連合において名声を享受している既存の商

標の翻訳であるか又は当該商標と同一であるか若しくは類似するときは、登録が拒絶される。ただし、このことは、当該既存の商標が欧州連合において登録されており、かつ、後の商標の使用が当該既存の商標の識別性若しくは名声を不当に利用しようとしているか、又は当該既存の商標を害する虞がある場合に限る。

(2) 前条(2)の規定は本条(1)に適用され、従ってこの場合は、商標に名声を与えた商品又はサービスについてその商標の登録が出願されなければならないものと解される。

第 243 条 同意の宣言

既に登録されている商標又はその他の工業所有権と混同される虞がある商標の登録には、前記の権利の所有者、及び排他的ライセンスが存在し、かつ、当該の契約に別段の定めがないときは当該ライセンスの所有者からの同意の宣言を必要とする。

第 244 条 一部拒絶

登録出願の対象である商品又はサービスの一部に関してのみ商標の登録を拒絶する理由がある場合は、拒絶は当該商品又はサービスのみを対象とする。

第 245 条 模倣又は不法使用の概念

(1) 登録商標は、次の場合に、他の商標により、その全部又は一部が模倣された又は不法使用されたものとみなす。

(a) 登録商標が優先権を有する場合

(b) 両商標が同一の又は類似する商品又はサービスを対象とする場合、及び

(c) 両商標が消費者に容易に誤認若しくは混同を生じさせるか又は既に登録されている商標を連想させる虞を包含する程に図形的に、形状的に、音響的に又はその他の点で類似しており、そのために消費者は、注意して吟味又は比較した後でなければ両者を区別することができない場合

(2) (1) (b)の適用上、

(a) ニース分類の同じカテゴリー内の商品及びサービスが類似していないものとみなされることがある。

(b) ニース分類の同じカテゴリーにない商品及びサービスが類似するものとみなされることがあり得る。

(3) 商標の一部の模倣又は不法使用は、他の登録済みの商標の一部である一定の架空の名称の使用であると定義される。

第 246 条 特別の登録手続(廃止)

第 II 目 共同体商標

第 247 条 国内商標登録出願への変更

(1) 共同体商標登録出願が拒絶され、取り下げられ若しくは取下とみなされたとき、又は共同体商標の登録がもはや効力を有さないときは、当該の出願人又は所有者は、第 40 条(2)という規則に基づいて、その出願又は登録の国内商標登録出願への変更を申請することができ

る。

(2) 国家工業所有権庁は、前項に基づく変更申請を受領したときは、その認可可能性について決定を行う。認可可能である場合は、同庁は申請人に対し、通知の日から 2 月以内に次のことを行うよう通知する。

(a) 特別国内登録出願様式にポルトガル語で記入すること

(b) 当該標識の図形表示、又は当該商標が音響から構成される場合は国家工業所有権庁の幹部会議長命令に定める補助資料で当該の楽句を提出すること

(c) (廃止)

(d) 申請人が第 10 条(1) (b)に規定する事情にある場合は同条(4)の適用上、ポルトガルにおける宛先、電子メールアドレス又はファックス番号を提示すること

(e) 所定の国内登録出願手数料を納付すること

(3) 前項に掲げる要件が満たされているときは、申請には国内登録事件ファイル番号が付与され、所定の手続を進めることができる。

第 III 目 国際登録

第 248 条 登録を受ける権利

(1) ポルトガルの国民であるか又はポルトガルに住所若しくは事業所を有する商標登録の出願人又は所有者は、マドリード協定又は議定書に基づいて、マドリード同盟の締約国である加盟国において自己の商標の保護を受けることができる。

(2) (廃止)

第 249 条 出願

国際登録出願は、前記の協定又は議定書の規定に従い、特別の様式を国家工業所有権庁に提出して行う。

第 250 条 放棄

国際登録所有者は、マドリード協定又は議定書に基づいて、いつでも、1 又は複数の締約国の領域における自己の商標の保護を全部又は一部放棄することができる。

第 251 条 登録についての変更

(1) 国家工業所有権庁は、国際登録に影響を及ぼす可能性がある国内商標登録のすべての修正を、国際登録簿への登録並びに公告及び当該商標に保護を付与している締約国への通知の目的で、前記の国際事務局長に通知する。

(2) 国際登録を取得する法的能力を有さない者への商標の移転の登録申請はすべて拒絶される。

第 252 条 出願の公告

ポルトガルでの保護を求める出願についての通知が、登録が許可されると自己の利益が損なわれると考える者に異議申立をする機会を与える目的で、工業所有権公報において公告される。

第 253 条 手続上の方式

- (1) 第 237 条(1)及び(3)から(11)までの規定を国際的に登録された商標に適用する。
- (2) 手続のその後の条件も同様に、国内登録に適用される規定及びマドリッド協定又は議定書に定める規定により規制される。

第 254 条 拒絶理由

国際的に登録された商標のポルトガル内での保護は、国内登録の拒絶理由がある場合は拒絶される。

第 III 款 登録の効力

第 255 条 存続期間

登録の存続期間は、その付与の日から 10 年とする。これは、同じ期間ずつ無制限に更新することができる。

第 256 条 使用意思の陳述(廃止)

第 257 条 登録の表示

登録の有効期間中、所有者は、「登録商標」の語、「R. T.」のイニシャル又は単に「R」又は®を使用することができる。

第 258 条 登録により付与される権利

商標の登録は、権利所有者に対し、第三者が所有者の同意なしに、当該商標の登録の対象であり、かつ、双方の標識間の類似性及び双方の商品又はサービス間の類似性の結果として消費者に混同又は連想の危険を生じさせる虞がある商品又はサービスと同一の又はこれらに類似する商品又はサービスに係る経済活動において同一の又は類似する標識を使用することを妨げる権利を付与する。

第 259 条 権利の消尽

- (1) 登録により付与される権利は、所有者に対し、自己自身により又は自らの同意により欧州経済地域で販売された商品に当該商標を使用することを禁止することを許容するものではない。
- (2) 商品が市場に出された後に一部修正又は変更された場合のように、禁止することについて正当な理由があるときは、前項は適用されない。

第 260 条 登録により付与される権利の制限

商標の登録により付与される権利は、第三者がその経済活動において次のものを使用することを妨げる権限を所有者に与えるものではない。ただし、当該使用が工業的及び商業的な事柄における規則及び誠実な慣行に則っていることを条件とする。

- (a) 第三者自身の名称及び宛先
- (b) 商品若しくはサービスの種類、品質、数量、目的、価額、原産地並びに生産の時期及び

手段、又は商品若しくはサービスのその他の特徴に関わる表示

(c) 商標。ただし、それが商品又はサービスの目的を付属品又は予備部品などの形態により表示する必要がある場合に限る。

第 261 条 商標の変更禁止

(1) 商標を変更してはならない。その構成要素についての如何なる変更も新規の登録を受けなければならない。

(2) 商標の同一性を損なわず、単にその大きさ、それが押印、印刷又は複製された材料、並びにインク又は色彩のみに影響する単純な修正は、これらが商標の特定の特徴の 1 として明示的に主張されていない限り、前項の適用対象としない。

(3) 商標の対象である商品又はサービスの明示的な表示の記載若しくは不記載、又は所有者の住所若しくは事業地の変更は、商標の同一性に影響を及ぼさない。

(4) 記名商標は、当該商標を構成する表現に関してのみ変更禁止の原則に従う。当該商標は、第三者の権利を侵害しないことを条件として、如何なる図形と共に使用しても差し支えない。

第 IV 款 移転及びライセンス

第 262 条 移転

(1) 商標登録は、商品若しくはサービスの出所について又はその評価のための本質的特性について公衆に誤認を生じさせない場合は移転することができる。

(2) 移転が商品又はサービスの一部に関わるものである場合は、手続書類の写しが、権原に係る権利書を含め、独立の登録の基礎として用いるために請求される。

(3) 前項の規定を登録出願に適用するものとし、かつ、一部移転の場合は、新規の出願は、既に有する優先権を維持する。

第 263 条 移転の制限

経済活動を監視又は規制する組織に対して登録された商標は、法律、規約又は内部規則中の特別の規定により認められている場合を除き、移転することができない。

第 264 条 ライセンス

使用権者がライセンス許諾契約の条項又は規定に違反する場合、特に契約の有効期間、商標の同一性、ライセンス付与の対象である商品若しくはサービスの内容、ライセンスの区域若しくは地域の範囲、又は使用権者により製造される商品若しくは提供されるサービスの品質に関して違反する場合は、商標登録所有者は使用権者に対して、登録により付与された権利を行使することができる。

第 V 款 商標登録又はそれから得られる権利の失効

第 265 条 無効

(1) 第 33 条の規定に加え、商標登録を付与する過程で次の規定の違反があったときは、商標登録は無効とする。

- (a) 第 238 条(1)及び(4)から(6)まで
- (b) (廃止)
- (2) 必要な調整を施した上で、第 238 条(3)を無効訴訟に適用する。

第 266 条 取消

- (1) 第 34 条の規定に加え、商標登録は、付与の過程において第 239 条から第 242 条までの規定の違反があったときは取り消される。
- (2) 商標取消における利害関係人は、第 241 条又は第 242 条に基づき、当該標章に名声又は威信を与えた製品又はサービスについて、取消請求を生じさせた商標の登録を出願しなければならない。
- (3) 異議申立において主張される既存の商号が第 268 条に従う誠実な使用の条件を満たしていない場合は、登録を取り消すことはできない。
- (4) 時効の適用がない不誠実に登録された商標の取消を申請する権利を害することなく、取消訴訟は、登録付与命令の発出日から 10 年以内に提起されなければならない。

第 267 条 容認による除外

- (1) 自己の標章の登録後に登録された商標が使用されていることを知りながら連続して 5 年間これを容認した登録商標所有者は、後の商標が不誠実に登録されていた場合を除き、先の商標の適切性に基づいて、後の商標の登録の取消を申請する権利又は後の商標の使用の対象である商品又はサービスについてのその使用に異議申立をする権利を喪失する。
- (2) 前項に規定する 5 年の期間は、所有者が当該の事実を知った日から開始する。
- (3) 後に登録された商標の所有者は、既存の権利が後の商標に対して権利主張できない場合であっても、当該既存の権利に異議申立をすることはできない。

第 268 条 商標の使用

- (1) 次のものは、商標の誠実な使用とみなされる。
 - (a) 商標が登録された形での、又は第 261 条に従い商標の識別性を変更しない要素においてのみ異なる形での、商標所有者又は適正に登録されたライセンスを有する使用権者による商標の使用
 - (b) 輸出向けに限られた商品又はサービスについての、前号において定義された商標の使用
 - (c) 第三者による商標の使用。ただし、この使用が所有者により管理されており、かつ、登録を維持する目的のものであることを条件とする。
- (2) 団体商標の使用とは、所有者の同意を得て行われるその使用をいう。
- (3) 保証又は証明商標の使用とは、資格を有する者により行われるその使用をいう。
- (4) 誠実な使用の開始又は再開であって、連続する 5 年の不使用期間の終了の日に始まる、消滅宣言を求める申請提出の直前 3 月の期間中になされたものは、そのための努力が消滅宣言の申請提出が可能なことを所有者が知った後に行われている場合は考慮に入れないものとする。

第 269 条 消滅

- (1) 第 37 条の規定に加えて、商標が連続する 5 年の期間中誠実な使用の対象となっていなか

った場合も、登録の消滅が宣言される。ただし、不使用について正当な理由が存在し、かつ、第 268 条(4)の規定を害さない場合はこの限りでない。

(2) 登録がなされた日の後に次の事情が生じた場合にも、登録の消滅が宣言される。

(a) 商標が、所有者の行為又は無為の結果、登録の対象であった商品又はサービスに関して、商業上の通常が表示となる場合

(b) 商標が、所有者又は所有者の同意を得た第三者による使用の結果、登録の対象であった商品又はサービスに関し、その内容、品質及び原産地について公衆に誤認を生じさせる虞がある場合

(3) 次の場合は、団体商標登録の消滅が宣言される。

(a) そのために団体商標が登録された法人が存在しなくなった場合

(b) 当該法人が、その一般的目的又は規約の規定に反する方法で当該商標が使用されることに同意する場合

(4) 前条(4)を害することなく、登録は、商標の誠実な使用が消滅宣言申請より前に開始又は再開されている場合は、消滅しない。

(5) (1)にいう期間は、商標の登録日から起算するものとし、国際商標の場合は、その登録日は、国際事務局長への登録日とする。

(6) 商標登録の消滅理由が登録の対象である商品又はサービスの一部のみに関わるものである場合は、消滅は、当該製品又はサービスにのみ効力を有する。

第 270 条 消滅宣言の申請

(1) 消滅宣言の申請は、国家工業所有権庁に行うものとする。

(2) 前記の申請は、前条(1)から(3)までに定める事由の何れに基づいても行うことができる。

(3) 登録所有者は、常に、消滅宣言の申請について 1 月以内に応答することができるように通知される。

(4) 適時に提出された利害関係人の請求に基づいて、前項にいう期間は 1 回に限り 1 月を延期することができる。

(5) (廃止)

(6) 該当する場合は、商標の使用の証拠を提示することは登録所有者又は使用権者の責任であり、提示されないときは、当該商標は使用されていないものと推定される。

(7) 応答期間が終了したときは、国家工業所有権庁は、登録が消滅した旨を宣言するか否かについて 1 月以内に決定する。

(8) 消滅宣言申請が取り下げられた場合は、消滅宣言手続は、決定に達する前に終了する。

(9) 消滅は、国家工業所有権庁において全手続の完結を受けて宣言された後に効力を生じる。

(10) 消滅は登録され、その通知が工業所有権公報において公告される。

第 V 章 褒章

第 I 款 総則

第 271 条 対象

次のものを褒章という。

- (a) ポルトガル又は外国により授与される褒賞
- (b) ポルトガル又は外国で開催される公式又は公認の博覧会、見本市及び競技会で取得されるメダル、賞状及び金銭その他の賞品
- (c) 国の研究所又はその目的で資格を有する機関若しくは組織が交付した免状及び分析又は賞賛の証明書
- (d) ポルトガル及び外国の国家元首、政府又はその他の公的機関の御用達としての認可状
- (e) 公的性格を有する前記以外のすべての褒賞又は選好の表示

第 272 条 褒章の表示についての条件

褒章は、その付与の対象である製品又はサービス以外の製品又はサービスに用いてはならない。

第 273 条 所有権

如何なる種類のものであっても、製造者、商人、農業者及び他の企業主に付与された褒章は、これらの者の財産である。

第 II 款 登録手続

第 274 条 出願

- (1) 褒章登録の出願は、ポルトガル語による様式で行い、次のものを表示又は記載する。
 - (a) 出願人の名称、国籍、宛先又は事業地、ポルトガルに居住する場合は納税番号、及びある場合は電子メールアドレス
 - (b) 登録を出願している褒章、褒章を付与した組織及びその日付
 - (c) 褒章により区別される商品又はサービス
 - (d) 該当する場合は、対応する褒章に係る全体としての又は部分的なロゴタイプ
 - (e) 出願人又はその代理人の署名又は電子 ID

第 275 条 出願の準備

- (1) 出願には、褒章の付与を証明する免状その他の書類の原本又はその認証された写真複写を添えなければならない。
- (2) 褒章受章は、褒章が付与又は発表された公告、又は受賞を確認する上で十分な当該公告の部分の適正に認証された謄本を同封することによっても証明することができる。
- (3) 国家工業所有権庁は、外国語による免状その他の書類のポルトガル語の翻訳文を要求することができる。
- (4) ロゴタイプの引用を含む褒章の登録には、当該ロゴタイプの事前の登録を必要とする。

第 276 条 拒絶理由

第 24 条の規定に加え、褒章の登録は次の場合に拒絶される。

- (a) 当該の褒章の種類が本法に規定するカテゴリーの何れにも含まれていない場合
- (b) 褒章が、付与の対象であった商品又はサービス以外の商品又はサービスに用いられていたことが証明された場合

(c) 該当する場合において、褒章の所有権が、当該事業又は当該事業の関係部分が移転されないままに移転されている場合

(d) 褒章が取り消されたこと又は出願人に属していないことが証明された場合

第 277 条 書類の返却

(1) 異議申立期間が終了したときは、手続において提出された免状その他の書類は、その旨の請求をした出願人に返却され、認証された写真複写で代替されるものとする。

(2) 書類は受領書と引き換えに返却されるものとし、受領書は手続ファイルに綴じられる。

第 III 款 使用及び移転

第 278 条 褒章の表示

正当に取得された褒章は、登録されていない場合でも使用することが認められるが、褒章の引用又は褒章の謄本において「登録褒章」の表示又はその略号である「RA」若しくは「RA」を付すことができるのは、登録が完了したときのみである。

第 279 条 移転

褒章の所有権の移転は、褒章が属する資産の移転に要求される法律上の手続に従って行われるものとする。

第 IV 款 登録の失効

第 280 条 取消可能性

第 34 条の規定に加え、褒章が取り消されたときは、登録を取り消すことができる。

第 281 条 消滅

(1) 褒章が撤回され又は取り消されたときは、登録は消滅する。

(2) 登録が消滅した場合は、褒章の使用は終了する。

第 VI 章 商号及び記章

第 I 款 総則

第 282 条 登録を受ける権利(廃止)

第 283 条 商号の構成(廃止)

第 284 条 記章の構成(廃止)

第 285 条 拒絶理由(廃止)

第 II 款 登録手続

第 286 条 出願(廃止)

第 287 条 出願の準備(廃止)

第 288 条 同意の宣言(廃止)

第 289 条 単一登録(廃止)

第 290 条 出願の公告(廃止)

第 291 条 その後の手続(廃止)

第 292 条 拒絶(廃止)

第 III 款 登録の効力

第 293 条 存続期間(廃止)

第 294 条 商号又は記章の表示(廃止)

第 295 条 登録により付与される権利(廃止)

第 296 条 商号又は記章の変更禁止(廃止)

第 IV 款 登録の移転, 無効, 取消可能性及び消滅

第 297 条 移転(廃止)

第 298 条 無効(廃止)

第 299 条 取消可能性(廃止)

第 300 条 消滅(廃止)

第 VII 章 ログタイプ

第 301 条 ログタイプの構成(廃止)

第 302 条 ログタイプに係る権利(廃止)

第 303 条 ロゴタイプの表示(廃止)

第 304 条 適用規則(廃止)

第 I 款 総則

第 304-A 条 ロゴタイプの構成

(1) ロゴタイプは、1 又は複数の標識であって、視覚的に、すなわち記名の若しくは形象的な要素又はこれらの要素の組合せにより表現することが可能なもので構成することができる。

(2) ロゴタイプは、サービスを提供し又は商品を販売する事業体を区別するのに適していなければならない。ロゴタイプは、例えば、事業所、広告、様式及び通信に使用することができる。

第 304-B 条 登録を受ける権利

如何なる個人又は公私の法人も、これらの者が当該ロゴタイプについて正当な権利を有することを条件として、如何なるロゴタイプの登録も適法に出願することができる。

第 II 款 登録手続

第 304-C 条 単一登録

(1) 同一の標識が同一の事業体を区別するのに用いられるときは、当該標識は、1 のロゴタイプ登録のみの対象とすることができる。

(2) 同一の事業体を、複数のロゴタイプ登録により区別することができる。

第 304-D 条 出願

(1) ロゴタイプの登録出願は、ポルトガル語による様式で行い、次のものを表示又は記載するものとする。

(a) 出願人の名称、国籍、宛先又は事業地、ポルトガルに居住する場合は納税番号、及びある場合は電子メールアドレス

(b) 自己を区別しようとする事業体により提供されるサービス又は販売される商品の種類、並びにポルトガルでの経済活動分類コードの表示

(c) 使用されているロゴタイプの色彩。ただし、この色彩が当該ロゴタイプの識別要素として主張されている場合に限る。

(d) 出願人又はその代理人の署名又は電子 ID

(2) 第 11 条(1)の適用上、前項(a)及び(b)に基づいて必要とされる情報に加え、意図されているロゴタイプの表示を最初に提出した登録出願に優先順位が与えられる。

第 304-E 条 書類

(1) 出願においては、国家工業所有権庁の幹部会議長により出される命令において定義される補助資料により当該記章の図形的表示を添えなければならない。

(2) 登録出願において一定の色彩の組合せに係る権利を主張しているときは、前項にいう図

形的表示において当該色彩を示さなければならない。

(3) 出願には、第 234 条(3)にいう許可を添えなければならない。

(4) 前項にいう許可が欠けても、優先権目的での出願の意義は損なわれない。ただし、登録は、前記の要件がすべて満たされている場合にのみ付与される。

(5) ロゴタイプに殆ど知られていない文字による記載が含まれるときは、出願人は、当該記載の翻字及び可能な場合は翻訳を提出しなければならない。

(6) ロゴタイプの図形要素に言葉の要素が含まれているときは、出願人は、登録出願においてこれを明記しなければならない。

第 304-F 条 出願の公告

(1) 出願については、当該の登録が付与された場合は、工業所有権公報においてその通知を公告して、自己の利益が損なわれると考える者は何人も異議申立を行うことができるようにするものとする。

(2) 公告には、ロゴタイプの複製を含め、かつ、出願人の納税番号及び電子メールアドレスを除く第 304-D 条(1)にいう表示を含めるものとする。

第 304-G 条 手続上の方式

第 237 条にいう商標に係る手続上の方式を、必要な調整を施した上でロゴタイプの登録にも適用する。

第 304-H 条 登録拒絶理由

(1) 第 24 条の規定に加え、ロゴタイプの登録は次の場合に拒絶される。

(a) ロゴタイプが図形的に表示できない標識から構成される場合

(b) ロゴタイプが識別性に欠ける標識から構成される場合

(c) ロゴタイプが専ら第 223 条(1) (b)から (e)までにいう標識又は表示から構成される場合

(d) ロゴタイプが第 304-A 条から第 304-C 条に違反する場合

(2) 専ら第 223 条(1) (a), (c)及び(d)にいう標識又は表示から構成されるロゴタイプの登録は、当該ロゴタイプが識別性を取得している場合は拒絶されないものとする。

(3) ロゴタイプの登録は、当該ロゴタイプの構成要素の一部又は全部に次のものが含まれている場合も拒絶される。

(a) 国、自治体又はその他のポルトガル又は外国の公私の団体の表象、紋章、記章又は勲章、赤十字又はその他の類似の団体の記章及び名称、並びに工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条の 3 に定めるすべての標識。ただしこれらが許可されている場合を除く。

(b) 宗教的表象等の高い象徴的価値を有する標識。ただし、これらが許可されている場合を除く。

(c) 法律及び公序良俗に反する表現又は図形

(d) 公衆に誤認を生じさせる虞がある標識。特に自己を区別しようとしている事業者により行われる活動に関するもの

(4) 専らポルトガル共和国の国旗又はその構成要素の一部から構成されているロゴタイプの登録も拒絶される。

(5) 他の要素に混じって、ポルトガルの旗が含まれているロゴタイプに係る登録も、当該ロ

ゴタイプが次の虞がある場合は拒絶される。

- (a) 当該ロゴタイプの対象である事業体により販売される商品又は提供されるサービスの出所に関して公衆に誤認を生じさせること
- (b) 公衆に、当該商品又はサービスが公的機関からのものであると誤解させること
- (c) ポルトガルの旗又はその何れかの要素について軽視の念又は威信の低下を生じさせること

第 304-I 条 その他の拒絶理由

(1) 登録のその他の拒絶理由は次のとおりである。

- (a) 他人が先に登録したロゴタイプの全部若しくは一部の複製又は模倣であって、その活動が自己を区別しようとしている事業体の活動と同一であるか又は類似する事業体を区別するためのもの。ただし、それが消費者に誤認又は混同を生じさせる虞がある場合に限る。
- (b) 自己を区別しようとしている事業体が行う活動に含まれている商品若しくはサービスと同一の又は類似する商品若しくはサービスについて他人が先に登録した標章の全部若しくは一部の複製又は模倣。ただし、これが消費者に誤認若しくは混同を生じさせるか又は既に登録されている商標を連想させる危険性を生じさせる虞がある場合に限る。
- (c) 他の工業所有権の侵害
- (d) 名称、肖像又はその他の何らかの語句若しくは図形の使用であって、これらが関係する者又はこれらの者が死亡している場合はこれらの者の相続人若しくは 4 親等までの親族の許可を得ていないもの、又は許可を得ているときは、当該使用がこれらの者について軽視の念若しくは名声の低下を生じさせること
- (e) 出願人の意図が不正競争にあるとの認識、又は出願人の意図如何に拘らず不正競争が結果として生じる可能性があるとの認識
- (f) 他人が既に登録しているロゴタイプの複製又は模倣である名称、図形若しくは意匠の使用。ただし、同一の姓名を有する 2 以上の者がその名称をそれぞれのロゴタイプに含めることは、これらのロゴタイプがそれぞれ他方から完全に識別可能であることを条件として認められる。

(2) 第 240 条から第 242 条までに定める拒絶理由は、必要な調整を施した上でロゴタイプの登録にも適用される。

(3) 次のものも、異議申立において援用された場合は拒絶理由となる。

- (a) 出願人に属さない、又は出願人がその使用を許可されていない場合における事業上の名称若しくは法人の名称若しくはそれらの特徴的な部分のみの複製又は模倣。ただし、これが消費者に誤認又は混同を生じさせる可能性がある場合に限る。
- (b) 著作権の侵害
- (c) 出願人に属さない特定の農村又は都市の不動産に係る呼称の使用

第 304-J 条 同意の宣言

第 243 条の規定を、必要な調整を施した上でロゴタイプの登録に適用する。

第 III 款 登録の効力

第 304-L 条 存続期間

登録の存続期間は、当該の付与の日から 10 年とする。これは、同期間ずつ無期限に更新することができる。

第 304-M 条 ロゴタイプの表示

所有者は、登録の有効期間中、ロゴタイプに「登録ロゴタイプ」、「登録ロゴ」又は単に「RL」の表示を使用することができる。

第 304-N 条 登録により付与される権利

ロゴタイプの登録は、所有者に、自己の標識の複製又は模倣である他の同一の若しくは類似する標識を自己の同意なしに第三者が使用することを妨げる権利を付与する。

第 304-O 条 ロゴタイプの変更禁止

(1) ロゴタイプは、変更されていない状態に維持されなければならない。その構成要素に対する如何なる変更も、新規の登録を受けなければならない。

(2) 変更禁止は、第 261 条(2)、(3)及び(4)において商標について定められた規則に必要な調整を施したものに基いて定義される。

第 IV 款 登録の移転、無効、取消可能性及び消滅

第 304-P 条 移転

(1) ロゴタイプの登録は、移転が公衆に誤認又は混同を生じさせない場合には移転可能である。

(2) ロゴタイプがある事業で使用されている場合は、ロゴタイプの登録出願又は登録に基づく権利は、無償の移転であるか有償の移転であるかを問わず、ロゴタイプが関連する事業又は事業の一部と共にする場合にのみ移転することができる。

(3) 第 31 条(5)を害することなく、事業の移転は関係するロゴタイプを伴うものとし、ロゴタイプは、移転者がこれを既存の又は将来の事業のために留保する場合を除いて、登録されている形のままで維持することができる。

第 304-Q 条 無効

(1) 第 33 条の規定に加え、ロゴタイプの登録は、付与手続において第 304-H 条(1)及び(3)から(5)までの違反があったときは無効とする。

(2) 第 304-H 条(2)の規定を、必要な調整を施した上で無効訴訟に適用する。

第 304-R 条 取消可能性

(1) 第 34 条の規定に加え、登録は、付与手続において第 304-I 条の違反があったときは無効とする。

(2) 次項の規定を害することなく、取消訴訟は、登録付与命令の発出日から 10 年以内に提起

しなければならない。

(3) 不誠実に登録されたロゴタイプの取消を申請する権利は、時効の対象とならない。

第 304-S 条 消滅

第 37 条の規定に加え、登録は、次の事態により消滅する。

- (a) 事業の閉鎖及び清算又は事業体の失効
- (b) 正当な理由によらない連続 5 年間にわたるロゴタイプの不使用

第 VIII 章 原産地名称及び地理的表示

第 I 款 総則

第 305 条 定義及び所有権

(1) 原産地名称とは、次の製品を指定又は識別するために用いられる地域、特定の場所、又は例外的に国の名称をいう。

- (a) 当該の地域、特定の場所又は国を原産地とする製品
- (b) その品質又は特徴が、本質的に又は専ら、自然要因及び人的要因を含む地理的環境から由来する製品であって、その生産、加工及び開発が当該の地理的範囲内で行われるもの

(2) 地理的なものであるか否かを問わず、特定の地域又は場所を原産地とする製品を指定する一定の伝統的名称であって、前項(b)に規定する条件を満たすものも、原産地名称とみなされる。

(3) 地理的表示とは、次の製品を指定又は識別するために用いられる地域、特定の場所、又は例外的に国の名称をいう。

- (a) 当該の地域、特定の場所又は国を原産地とする製品
- (b) その評判、特別の品質又はその他の特徴を当該の原産地に帰することができる製品であって、その生産、加工又は開発が当該の地理的範囲内で行われるもの

(4) 原産地名称及び地理的表示は、登録されたならば、当該の場所、地域又は領域の居住者又はそこに実際上かつ誠実に定着している者の共有財産となり、当該の区域内で特徴的な生産分野に従事している者は、登録所有者の許可を受けた場合は、差別なしに使用することができる。

(5) この権利の行使は、事業活動の重要度又は製品の性質により左右されない。従って、原産地名称又は地理的表示は、伝統的かつ慣行上の又は適切に規制された条件を満たす、当該の場所、地域又は領域からのすべての典型的な製品に用いることができる。

第 306 条 地域の境界画定

ある名称又は表示に関わる場所、地域又は領域の境界が法律により定められていない場合は、当該境界は、当該の区域において当該の生産分野を管理する公認機関により定められるものとし、当該機関は、伝統的な持続的慣行並びに国民経済又は地域経済という高度の利害を考慮に入れる。

第 II 款 登録手続

第 I 目 国内経路

第 307 条 出願

(1) 原産地名称及び地理的表示の登録出願は、ポルトガル語による様式で行い、次のものを表示するものとする。

(a) 登録を取得する資格を有する自然人又は公私の法人の名称，納税番号，及びある場合は電子メールアドレス

(b) 原産地名称又は地理的表示を含む製品の名称

(c) 原産地名称又は地理的表示の使用に係る伝統的な又は規定された条件及び当該の場所，地域又は領域の境界

(e) 出願人又はその代理人の署名又は電子 ID

(2) 必要な調整を施した上で，商標の国内登録の条件をこれらの登録に適用する。

第 308 条 拒絶理由

第 24 条の規定に加え，原産地名称又は地理的表示の登録は，次の場合は拒絶される。

(a) 出願が登録を取得する資格を有さない者によりなされた場合

(b) 当該の原産地名称又は地理的表示が第 305 条の条件を満たしていない場合

(c) これが既に登録されている原産地名称又は地理的表示の複製又は模倣となる場合

(d) これが，特に当該製品の性質，品質及び原産地に関して，公衆に誤認を生じさせる虞がある場合

(e) これが工業所有権又は著作権を侵害する場合

(f) これが法律又は公序良俗に反する場合

(g) これが不正競争を助長する虞がある場合

第 II 目 国際経路

第 309 条 原産地名称の国際登録

(1) 第 307 条(1)(a)にいう事業体は，1958 年 10 月 31 日のリスボン協定に従って自己の原産地名称の国際登録を受けることができる。

(2) 国際登録出願は，リスボン協定に従って国家工業所有権庁にしなければならない。

(3) リスボン協定に基づいて登録された原産地名称の保護については，同協定に違反しないすべての事項に関して，ポルトガルにおける原産地名称の保護に適用される規則の適用を受ける。

第 III 款 登録の効力，無効，取消可能性及び消滅

第 310 条 存続期間

原産地名称及び地理的表示の存続期間は無期限とし，かつ，これらの所有権は，これらが登録されていても，また，これらが登録商標の一部であるか否かを問わず，本法，特別立法及

び原産地の虚偽表示に対して設定されたすべての法規において定められた規定により保護される。

第 311 条 登録の表示

登録の有効期間中、使用対象として認められている製品に次の文言を付することができる。

- (a) 「登録原産地名称」又は「AO」
- (b) 「登録地理的表示」又は「GI」

第 312 条 登録により付与される権利

(1) 原産地名称又は地理的表示は、所有者に次の行為を妨げる権利を与える。

(a) 第三者による、ある製品の指定又は提示に際しての、当該製品が真正の原産地以外の地域を出所とすることを表示又は示唆する手段の使用

(b) 1967 年 7 月 14 日のストックホルム改正により修正されたパリ条約第 10 条の 2 において定義される不正競争となる使用

(c) 登録所有者により許可されていない者による使用

(2) 法的に定義、保護及び規制されている原産地名称又は地理的表示を構成する文言は、当該の境界が定められている地域を出所としていない生産品に付されている名称、ラベル、広告又は文書に如何なる形ででも用いられてはならない。

(3) 前記の禁止は、製品の真正の出所が表示されるか、又は当該の名称若しくは表示中の文言が「種類」、「式」、「質」その他類似の表現により修飾されている場合にも適用され、かつ、消費者に誤認又は混同を生じさせる虞があるすべての表現、提示又は図形の組合せの使用に及ぶ。

(4) 同一性又は類似性がない製品についてポルトガル又は欧州連合において名声を有する原産地名称又は地理的表示を使用することも、当該使用が、先に登録された原産地名称若しくは地理的表示の識別性若しくは名声から不正に利益を得ようとするものであるか、又はこれらに害する可能性がある場合は、同様に禁止される。

(5) 前各項の規定は、売主がその名称、宛先又は商標を、同一の製品が販売されている地域又は国と異なる地域又は国を出所とする製品に付すことを禁止するものではない。ただしこの場合は、売主は、生産者又は製造者の商標を隠してはならない。

第 313 条 無効

第 33 条の規定に加え、原産地名称又は地理的表示の登録は、その付与の手續において第 308 条(b), (d)又は(f)の違反があった場合は、無効とする。

第 314 条 取消可能性

(1) 第 34 条の規定に加え、原産地名称又は地理的表示の登録は、その付与の手續において第 308 条(a), (c), (e)及び(g)の規定の違反があった場合は、取り消すことができる。

(2) 次項を害することなく、取消訴訟は、登録付与命令の日から 10 年以内に提起しなければならない。

(3) 不誠実になされた登録の取消を請求する権利は、時効の対象とならない。

第 315 条 消滅

(1) 登録は、当該の原産地名称又は地理的表示が、伝統的、慣行的かつ持続的な経済活動に基づいて、製造方法又は製品の特定の種類についての単なる一般的呼称になった場合は、利害関係人の請求に基づいて消滅する。

(2) ぶどう酒製品、ミネラルウォーター・医療用水その他の製品であって、その原産地名称がそれぞれの国において特別の保護・監督法制の対象となっているものは、前項の規定の対象から除外する。

第 III 編 侵害

第 I 章 総則

第 316 条 工業所有権の保証

工業所有権は、財産一般に関して法により定められている保証を受け、かつ、本法並びに現在有効なその他の法制及び条約に基づく特別の保護を享受する。

第 317 条 不正競争

(1) 不正競争とは、経済活動のすべての分野における規則及び誠実な慣行に反するすべての競争行為をいい、特に次のものがそれに該当する。

(a) 用いられる手段の如何を問わず、競争者の会社、施設、製品又はサービスについて混同を生じさせる虞がある行為

(b) 競争者の信用を傷つける目的で、経済活動の中で行われる虚偽の陳述

(c) 他人の名称、施設又は商標の信用又は評判から利益を得る目的で行われる無許可の主張又は言及

(d) 自己の信用又は評判に関する虚偽の表示であって、会社若しくは施設の資本若しくは財務状況、活動及び事業の性質若しくは範囲、又は顧客の質若しくは量に関わるもの

(e) 用いられる態様の如何を問わず、製品又はサービスの性質、品質又は有用性に関する虚偽の記載又は表示、及び工場、仕事場、建物又は施設の出所、場所、地域又は領域に関する虚偽の情報提供

(f) 生産品の原産地名称若しくは地理的表示又は生産者若しくは製造者の登録商標であって、包装が変更されていない販売用製品に付されているものについての、売主又はその他の媒介者による隠蔽、隠匿又は変更

(2) 必要な調整を施した上で、第 338-I 条に規定する措置が適用される。

第 318 条 開示されていない情報の保護

前条に引き続き、特に競争相手の事業秘密の、その同意を得ていない開示、取得又は使用は違法行為である。ただし、当該情報が次に該当することを条件とする。

(a) それが周知の事柄ではなく、また、全体として又は構成要素の正確な形態及び繋がりにおいて、この種の情報を常態的に扱う業界の者にとって容易に利用できるものでもないという意味で秘密のものであること

(b) それが秘密のものであるという事実に基づいて商業的価値を有すること

(c) それに対する法的管理権を有する者における、それを秘密にしておく目的での多大の注意の対象となっていること

第 319 条 税関当局による介入

(1) 介入を行う税関当局は、本法違反の証拠がある商品については、その税関における局面の如何を問わず、通関手続を保留し又は停止する。

(2) 前項にいう介入は、利害関係人が請求することも、また、税関当局が職権により行うこともできる。

(3) 税関当局は、当該商品に係る通関許可の保留又は停止について、直ちに利害関係人に通知する。

(4) 税関の介入は、当該通知を権利所有者が受領した日から 10 就業日以内に当該商品の押収の請求を伴う適格の法的手続が開始されない場合は終了する。

(5) 前項に規定する期間は、適切に理由付けされた場合において、同じ期間に限り延長することができる。

第 II 章 刑事上及び行政上の違法行為

第 I 款 総則

第 320 条 副次的権利

1 月 20 日の法律 28/84 の規定は、副次的に、すなわち刑事責任、並びに法人の行政上の違法行為及び代位責任に関して適用される。ただし、当該規定が本法の規定に違反しない場合に限る。

第 II 款 刑事上の違法行為

第 321 条 特許排他性、実用新案又は半導体回路配置の侵害

次の行為が当該権利所有者の同意なしになされた場合は、3 年以下の拘禁刑又は 360 日以下相当の罰金により処罰される。

- (a) 特許、実用新案又は半導体回路配置の対象となっている工芸品又は製品の製造
- (b) 特許、実用新案又は半導体回路配置の対象である手段又は方法の使用又は利用
- (c) 前記の方法の何れかを通じて得られた製品の輸入又は流通

第 322 条 意匠又はひな形に係る排他権の侵害

当該権利所有者の同意を得ていない次の行為については、3 年以下の拘禁刑又は 360 日以下相当の罰金により処罰される。

- (a) 登録意匠又はひな形の全体又は特徴的な部分の一部の複製又は模倣
- (b) 他人に属する登録意匠又はひな形の利用
- (c) 前各項目にいう手段の何れかを通じて得た意匠又はひな形の輸入又は流通

第 323 条 商標の偽造、模倣又は違法使用

当該権利所有者の同意を得ていない次の行為については、3 年以下の懲役刑又は 360 日以下相当の罰金により処罰される。

- (a) 登録商標の全部又は一部の偽造、又は他の手段による複製
- (b) 登録商標の全体としての、又はその特徴的な部分を用いた模倣
- (c) 偽造又は模倣された商標の使用
- (d) 既にポルトガルにおいて登録出願されている周知商標の使用、偽造又は模倣
- (e) 同一性又は類似性のない商品又はサービスについてであっても、登録出願中の既存の商標を翻訳したものであるか又はその商標と同一の若しくはそれに類似する商標であって、か

つ、これが共同体商標である場合はポルトガル又は欧州連合において名声を有するものの使用。ただし、当該後の商標の使用が、当該先の商標の識別性若しくは名声に係る特徴から不当な利益を不正に得ることを意図しているか又は当該先の商標を害する虞がある場合に限る。
(f) 商品、サービス又は施設若しくは会社での、他人に属する登録商標の使用

第 324 条 製品又は物品の販売、流通又は隠匿

第 321 条から第 323 条までにいう手段及び条件の何れかにより生産された偽造品を、この状況を知りながら販売し、流通させ又は隠匿する行為については、1 年以下の拘禁刑又は 120 日以下相当の罰金により処罰される。

第 325 条 原産地名称又は地理的表示の侵害及び違法使用

次の行為については、3 年以下の拘禁刑又は 360 日以下相当の罰金により処罰される。

- (a) 登録原産地名称又は地理的表示の全部又は一部の複製又は模倣
- (b) 原産地名称又は地理的表示の複製、模倣又は表現を構成する標識を、これらを使用する権利なしに自己の製品で使用する。これは、当該の生産品の真正の出所が表示されているか又は当該名称又は表示に「式」、「種類」、「質」、「方法」、「模倣」、「匹敵する」、「より優れた」その他の修飾辞が添えられている場合も該当する。

第 326 条 不誠実に取得された意匠又はひな形の特許、実用新案及び登録

(1) 不誠実な行動により、自己に正当に属していない意匠又はひな形の特許、実用新案又は登録を一第 58 条、第 59 条、第 121 条、第 122 条、第 156 条、第 157 条、第 181 条及び第 182 条に基づいて一付与された者は、1 年以下の拘禁刑又は 120 日以下相当の罰金により処罰される。

(2) 裁判所は、その刑の宣告により、自動的に特許、実用新案若しくは登録を取り消し、又は利害関係人の請求があったときは、これらを発明者若しくは創作者に移転する。

(3) 前項にいう特許、実用新案又は登録の移転に係る法的手続は、当該犯罪により提起された刑事手続とは無関係に開始することができる。

第 327 条 権利の濫用により取得された又は維持されている登録

自己のために又は第三者の代理として、同盟の加盟国の国民に属する商標又は商号の複製又は模倣である商標、名称、記章又はロゴタイプの登録を、第 12 条において定められるとおりにポルトガルにおける優先権を享受するか否かに拘らず、かつ、当該の影響を受ける者の資産に影響を及ぼして、結果としてその者に損失をもたらし、又は不法な経済的利益を取得する、明らかな目的をもって、出願し、獲得し又はその効力を維持する者は、3 年以下の拘禁刑又は 360 日以下相当の罰金により処罰される。

第 328 条 存在しない行為の登録又は真実を隠した登録

第三者の権利の侵害とは無関係に、法的に存在しない行為又は明らかに真実を隠した行為をなす者は、3 年の拘禁刑又は 360 日以下相当の罰金に処される。

第 329 条 不服申立

本法に規定する犯罪の調査は、不服申立を待って行う。

第 330 条 押収された物品の処分

(1) 本法に規定する犯罪の証拠となる物品は、当該犯罪の実行において主に用いられた材料又は器具と共に、被害を蒙った当該権利所有者が当該物品は再び商業循環に入り得ること又はこれらには別の目的が与えられることを明示的に是認する場合を除いて、国に没収される。

(2) 前項にいう没収を宣言された物品は、当該権利の侵害を構成するそれらの部分又はそれらに付された識別性を有する標識を除去することが可能でない場合は、その全部又は一部が廃棄される。

第 III 款 行政上の違法行為

第 331 条 不正競争

第 317 条及び第 318 条において定義されている不正競争行為を実行した者は、法人である場合は 3,000 ユーロから 30,000 ユーロまでの、また、自然人の場合は 750 ユーロから 7,500 ユーロまでの罰金により処罰される。

第 332 条 褒章の援用又は違法使用

当該権利所有者の同意を得ないで、次の行為の何れかをした者は、法人である場合は 3,000 ユーロから 30,000 ユーロまでの、また、自然人の場合は 750 ユーロから 7,500 ユーロまでの罰金により処罰される。

- (a) 他人の名義で登録されている褒章の援用又は引用
- (b) 付与されていない又は存在していない褒章の使用又はこれを所有している旨の虚偽の主張
- (c) 当該人が権原を有さない褒章の模倣を構成する意匠又はその他の表示を、通信若しくは広告において、施設の看板、正面若しくは陳列窓で、又はその他の方法で使用する

第 333 条 名称及び記章に係る権利の侵害

当該権利所有者からの同意を得ないで、自己の施設において、広告、通信、製品若しくはサービスの中で、又はその他の方法で、既に他人により登録されている名称又は記章の複製又は模倣を構成する名称又は記章を使用する者は、法人である場合は 3,000 ユーロから 30,000 ユーロまでの、また、自然人の場合は 750 ユーロから 7,500 ユーロまでの罰金により処罰される。

第 334 条 ロゴタイプの排他性の侵害

当該権利所有者の同意を得ないで、自己の施設又は事業体において、広告、通信、製品若しくはサービスにおいて、又はその他の方法で、既に他人により登録されているロゴタイプの複製又は模倣を構成する標識を使用する者は、法人である場合は 3,000 ユーロから 30,000 ユーロまでの、また、自然人の場合は 750 ユーロから 3,740 ユーロまでの罰金により処罰される。

第 335 条 準備行為

当該権利所有者の同意を得ないで、かつ、第 321 条から第 327 条までにいう行為の実行を準備する意図をもって、登録されている商標、名称、記章、ロゴタイプ、原産地名称又は地理的表示の構成要素である標識を製造し、輸入し、取得し、又は自己若しくは他人のために維持する者は、法人である場合は 3,000 ユーロから 30,000 ユーロまでの、また、自然人の場合は 750 ユーロから 7,500 ユーロまでの罰金により処罰される。

第 336 条 不法な商標の使用

(1) 第 238 条(4)(a)及び(b)並びに第 238 条(6)に示す標識の何れか、並びに第 239 条(1)(d)に示す標識を、無登録の識別性を有する標識として使用する者は、法人である場合は 3,000 ユーロから 30,000 ユーロまでの、また、自然人の場合は 750 ユーロから 3,740 ユーロまでの罰金により処罰される。

(2) 前項に基づいて禁止される標章を付した製品又は物品は、公訴庁の請求に基づいて、押収し、かつ、国に没収される旨を宣言することができる。

第 337 条 名称、記章又はロゴタイプの不当な使用

出願人に属していない事業上の名称若しくは法人の名称、又は当該名称の特徴的な部分のみを、登録されているか否かを問わず自己の名称、施設の看板若しくはロゴタイプにおいて不法に使用する者は、それが消費者に誤認又は混同を生じさせる虞があるときは、法人である場合は 3,000 ユーロから 30,000 ユーロまでの、また、自然人の場合は 750 ユーロから 3,740 ユーロまでの罰金により処罰される。ただし、当該使用に対する同意又は当該使用の正当性を証明することができる場合を除く。

第 338 条 私権の不当な行使の援用

次の行為は、当該人が法人である場合は 3,000 ユーロから 30,000 ユーロまでの、また、自然人の場合は 750 ユーロから 7,500 ユーロまでの罰金により処罰される。

(a) 自己が本法に規定する工業所有権の所有者でない場合、又は当該権利が無効を宣言されるか若しくは消滅した場合における当該権利所有者としての自己表示

(b) 当該権利の所有者にのみ認められる特許、実用新案又は登録の表示の不当な使用又は利用

(c) (廃止)

第 III 章 手続

第 I 款 工業所有権の執行を確保するための措置及び手続

第 I 目 総則

第 338-A 条 商業規模

(1) 第 338-C 条(2)、第 338-H 条(2)(a)及び第 338-J 条(1)の適用上、商業規模でなされる行為とは、工業所有権を侵害し、かつ、直接的又は間接的な経済上又は商業上の利益を上げる

ことを意図したすべての行為をいう。

(2) 善意で行動する最終消費者によりなされた行為は、前項の定義から除かれる。

第 338-B 条 正当性

本款に規定する予防的措置及び手続は、これらが命じられることに直接的な利益を有する者すべて、たとえば工業所有権の所有者及び別段の定めがある場合を除いてそれぞれの契約に基づくライセンスの所有者が請求することができる。

第 II 目 証拠

第 338-C 条 証拠を入手するための措置

(1) 証拠が相手方当事者又は第三者に保有され、保持され又はこれらの者の管理下にある場合は、利害関係人は、裁判所に対し、当該証拠が提示されるべき旨を請求することができる。ただし、利害関係人が、その意図の理由付けを行うために、工業所有権が侵害されていることを十分に示すことを条件とする。

(2) 行為が商業規模でなされている場合は、申立人は、裁判所に対し、相手方当事者又は第三者に所有され、これらが利用できる又はこれらの管理下にある銀行、財務、経理又は商業関係の書類の提示を請求することもできる。

(3) 前各項の規定に従い、裁判所は、秘密の情報の保護を保証しつつ、応答人に対し、その者が保有する証拠を所定の期間内に提示しなければならない旨を通知するものとし、これが遵守されない場合は必要な措置を講じる。

第 338-D 条 証拠を保全するための措置

(1) 工業所有権が侵害された場合、又は工業所有権に第三者が重大かつ修復困難な害を及ぼす虞があると信じる根拠がある場合は、利害関係人は、申し立てる侵害の証拠を保全することを目的とする緊急のかつ効果的な暫定措置を請求することができる。

(2) この証拠保全措置には、見本付き又は見本なしでの詳細な説明、又は工業所有権を侵害しているとの疑いがある商品、並びに適切と認められる場合は当該商品の生産及び流通に用いられた材料及び器具、また、これらに関する資料の実際の押収を含めることができる。

第 338-E 条 正式手続及び係争

(1) 措置の実施が遅延すると回復できない損害が申立人に生じる虞があるとき、又は証拠の廃棄若しくは隠蔽の重大な危険性があるときはいつでも、応答人の事前の聴聞なしに前条に規定する措置を講じることができる。

(2) 応答人の事前聴聞なしに証拠保全措置が実施された場合は、応答人は直ちにその旨を通知される。

(3) 前項に規定する通知の後 10 日以内に、応答人は、裁判所がまだ考慮に入れていない証拠及び主張を提示して、応答人の事前の聴聞なしに実施された措置の再審理を請求することができる。

(4) 応答人が聴聞を受けたときは、裁判所は、実施された措置の変更、撤回又は確認を決定することができる。

第 338-F 条 失効及び消滅の原因

民事訴訟法第 389 条に規定する失効及び消滅の原因が証拠の入手及び保全に関する措置に適用される。ただし、当該措置が第 338-I 条に基づく予防的命を提起するための予備的措置として機能する場合を除く。

第 338-G 条 申請人の責任

(1) 証拠保全措置の申請は、申立人が(3)に規定する補償金を保証することを目的とする合意その他の保証を提供することを前提条件とすることができる。

(2) 合意価額を定めるに当たり、関連する要因に加え、特に申立人の経済能力を考慮に入れるものとする。

(3) 講じられた証拠保全措置に正当な根拠がないと認められるか又は申立人により主張された事実に基づく効果が当該措置になくなった場合、更には、侵害が存在しなかったこと又は他人が工業所有権に重大かつ修復が困難な損害を引き起こすかもしれないとの虞に根拠がないことが証明された場合において、応答人がそれを請求するときは、裁判所は、申立人に対し、当該措置の実施により生じた損害を修復するための適切な補償金を支払うよう命じることができる。

第 III 目 情報

第 338-H 条 情報提供義務

(1) 利害関係人は、工業所有権を侵害していると疑っている商品又はサービスの出所及び流通網に関して、次の詳細な情報の提供を請求することができる。

(a) 当該商品又はサービスの生産者、製造者、流通業者、供給者及びその他の先の所有者並びに意図された卸売業者及び小売業者の名称及び宛先

(b) 生産され、製造され、引き渡され、受領され又は注文された数量に関する情報、及び当該商品又はサービスについて得た代金

(2) 本条に規定する情報の提供は、侵害者として申し立てられた者又は次の者から要求することができる。

(a) 商業規模で、工業所有権を侵害している疑いがある商品を所有していると認められるか又はその疑いがあるサービスを用い若しくは提供していると認められる者

(b) 前号にいう者により、工業所有権を侵害していることが疑われる商品の生産、製造若しくは流通に、又はその疑いがあるサービスの提供に参加していたとされる者

(3) 本条の規定は、次のような他の法規の適用を害するものではない。

(a) 利害関係人に対しより広範な情報に係る権利を付与するもの

(b) 民事又は刑事手続における情報の利用について規制するもの

(c) 情報に係る権利の濫用に関する責任について規定するもの

(d) (2)にいう者に自己の関与又はその肉親の関与を認めることを余儀なくさせる可能性がある陳述を行わない権利を付与するもの

(e) 職業上の秘密、情報源の秘密の保護又は個人データ保護の法制を主張する権利を付与するもの

第 IV 目 予防的手続

第 338-I 差止命令

(1) 工業所有権の侵害、又は他人が工業所有権に重大かつ修復困難な損害を及ぼすかもしれないとの根拠のある虞が存在する場合において、裁判所は、利害関係人の請求があるときは、次のことのための適切な措置を命じることができる。

- (a) 急迫した侵害を防ぐこと、又は
- (b) 侵害の継続を禁止すること

(2) 裁判所は、申立人に対し、自己が当該工業所有権の所有者であること又は自己がそれを使用することを許されていること、及び侵害が存在するか若しくは急迫していることの証拠を提示するよう要求する。

(3) (1)に規定する措置は、そのサービスが工業所有権を侵害するために第三者に利用されている仲介者に対しても命じることができる。

(4) 裁判所は、手続上のこととして又は申立人の請求に基づき、(1)に規定する措置の執行を保証する目的で強制的な罰金刑を決定することができる。

(5) 第 338-E 条及び第 338-G 条の規定を本条に適用する。

(6) 応答人の請求に基づいて、(1)にいう命令による措置は、合意をもって置き換えることができる。ただし、申立人を聴聞した後、当該合意が権利所有者への補償金を保証する上で適切であることが判明した場合に限る。

(7) 裁判所は、本条に規定する措置を決定する際は、特に権利所有者が何らの制約もなしにその権利を引続き享受できることを保証するために、当該工業所有権の種類を考慮に入れるものとする。

第 338-J 条 押収

(1) 商業規模での違反の場合において、現に存在するか急迫しているかを問わず、利害関係人が損失及び損害に係る補償金の取立を害する虞がある状況の存在を証明することができるときは、裁判所は、侵害者として申し立てられている者の銀行口座残高を含めた動産及び不動産の予防的押収を命じることができる。裁判官は、侵害者に関する銀行、財務若しくは商業関係のデータ及び情報の伝達又はこれらの利用の許可を命じることでもできる。

(2) 工業所有権の侵害が生じた場合において利害関係人から請求があるときは、裁判所は、当該権利を侵害したことが疑われる商品又は当該不法行為の実行に用いられた可能性がある器具の押収を命じることができる。

(3) 前各項の適用上、裁判所は、申立人に対し、同人が当該工業所有権の所有者であること又は同人がそれを行使することを許可されていること、及び侵害が現に存在しているか又は急迫していることを証明するための合理的に利用可能なすべての証拠を提供するよう要求することができる。

(4) 第 338-E 条から第 338-G 条までの規定を本条に適用する。

第V目 補償金

第338-L条 損失及び損害に対する補償

(1) 他人の工業所有権を違法に侵害する者は、それが故意になされたものか又は単に過ちでなされたものかを問わず、当該侵害から生じた損害について、被害者に補償金を支払わなければならない。

(2) 損失及び損害に係る補償金額の決定に際し、裁判所は、特に、侵害者が取得した利益並びに生じた損害及び被害者が蒙った逸失利益を考慮に入れる。裁判所はまた、当該権利の保護並びに加害行為の調査及び終止のために負担された費用も考慮に入れる。

(3) 被害者に支払われる補償金の計算に当たって、侵害者の不法行為から生じた収入を考慮に入れる。

(4) 裁判所は、侵害者の行為に起因する精神的被害をも考慮に入れる。

(5) 前各項において、被害者が実際に蒙った損失を数量化することが不可能な場合は、裁判所は、被害者が反対しないことを条件として、最小限の価額として、侵害者が当該工業所有権を行使するための許可を求めていたならば被害者が得ていたであろう報酬、並びに当該工業所有権の保護並びに加害行為の調査及び終止のために負担された費用を基礎としている衡平法に依拠して一定の額を定めることもできる。

(6) 被害者との関係で、侵害者の行為が反復行動であるか又は特に悪質である場合は、裁判所は、(2)から(5)までに規定する要素の全部又は一部を累積したものに依拠して補償額を決定することができる。

(7) 裁判所は、何れの場合も、侵害者の権利の侵害を調査し、かつ、終止させるために同人が負担した適切な証拠を伴う費用を填補することを目的として合理的な金額を定めるものとする。

第VI目 本案判決に基づく措置

第338-M条 追加的罰則

(1) 損失及び損害に係る補償金の決定を害することなく、裁判所の本案判決においては、被害者の請求に基づき、かつ、侵害者の費用負担において、工業所有権を侵害した商品の結末に関する措置について決定する。

(2) 前項に規定する措置は、侵害の重大性に鑑みて適切であり、必要であり、かつ、釣り合いが取れていなければならない。当該措置には、侵害者に対する何らの補償金も伴わない廃棄又は商業循環からの引上げ若しくは確定的な除去を含めることができる。

(3) 裁判所は、当該措置を適用するに当たり、第三者—特に消費者—の正当な権利を考慮に入れるものとする。

(4) 工業所有権を侵害する商品を生産するために使用された器具も、本条に規定する追加的罰則の対象となる。

第338-N条 抑制措置

(1) 裁判所の本案判決においては、証明された違反の継続を防止することを目的とする措置を侵害者に課すこともできる。

- (2) 当該措置には、次のものを含めることができる。
- (a) 一定の事業活動又は職業の一時的な禁止
 - (b) 見本市又は市場に参加する権利の喪失
 - (c) 施設の一時的又は確定的な閉鎖
- (3) 本条の規定は、そのサービスが工業所有権を侵害するために第三者により用いられる媒介者に適用される。
- (4) 裁判所は、不法行為の終止を定める決定において、刑の執行を確保することを目的とする強制的罰金を含めることができる。

第 VII 目 公表措置

第 338-0 条 司法決定の公告

- (1) 被害者の請求に基づき、かつ、侵害者の費用負担において、裁判所は、その最終決定の公告を命じることができる。
- (2) 当該公告は、工業所有権公報における公表又は適切と認められる何れかの公告媒体における開示により行うことができる。
- (3) 公告は、決定及び判決の言渡しの要素並びに関係当事者の人定事項を記載した陳述書の形を取るものとする。

第 VIII 目 補則

第 338-P 条 補足的権利

本款に特に規定していないすべての事項において、法律、特に民事訴訟法に規定されている他の措置及び手続が補足的に適用される。

第 339 条 不特定の差止命令(廃止)

第 340 条 押収(廃止)

第 II 款 刑事上及び行政上の違法行為に係る手続

第 341 条 訴訟参加当事者

刑事訴訟法により訴訟参加当事者として訴訟手続に参加する権利を付与される者に加え、法的に設立された企業組合も、この資格で、本法に規定する刑事訴訟手続に参加する正当性を有する。

第 342 条 査察及び押収

- (1) 刑事警察は、取調べの開始前に、第 329 条を害することなく、その通常の調査及び予防の職務を行うものとする。
- (2) 本法にいう犯罪の証拠となる物品並びに当該犯罪の実行に主として用いられた材料及び器具は、すべての場合に押収される。

(3) 被害者が申立を行うか否かに拘らず，司法当局は，前項にいう押収物品が権利所有者又はその所有者の許可を得た者により製造又は販売されたか否かを決定するために必要と認められるときは，当該物品の専門家による検査を命じるものとする。

第 343 条 行政違法行為手続の開始

本法に規定する行政違法行為手続の開始は，食品安全経済当局の責務とする。

第 344 条 罰則に係る審理及び適用

国家工業所有権庁の指令評議会は，本法に規定する罰金及び追加的罰則について決定し，これらを適用する責任を有する。

第 345 条 罰金収入の割当

罰金は，次のとおり配分されるものとする。

- (a) 国庫に 60%
- (b) 食品安全経済当局に 20%
- (c) 国家工業所有権庁に 20%

第 IV 編 手数料

第 346 条 手数料の設定

本法に規定する各種の行為について手数料を納付しなければならない。手数料は、財務担当閣僚及び国家工業所有権庁を指揮する政府構成員が同庁の提案に基づいて共同で出す命令により決定される。

第 347 条 納付の方式

(1) 国家工業所有権庁の収入となる納付金はすべて、当該行為の請求と共に現金、小切手又は郵便為替で納付されるものとし、かつ、確認され次第、国家工業所有権庁に適用される一般会計規則に従って処理される。

(2) 前項を害することなく、国家工業所有権庁は、他の納付方式を認めることができる。

第 348 条 維持手数料の算定

(1) 特許、実用新案及び半導体回路配置に係る年次手数料並びに意匠又はひな形登録に係る 5 年ごとの手数料は、それぞれの出願日から算定される。

(2) 補充的保護証明書に係る年次手数料は、関係特許の効力終了の翌日から算定される。

(3) 他のすべての形態の登録に係る維持手数料は、それぞれの付与の日から算定される。

(4) 裁判所若しくは仲裁の決定又は経過規定の適用により特許、実用新案又は登録の有効期間の開始日が前各項に示す日と一致しない場合において、各年次手数料又は定期的維持手数料は、前者(すなわち実際の日)から算定される。

第 349 条 納付期限

(1) 特許、実用新案及び半導体製品の回路配置については、有効期間の第 3 年以降の年次手数料のみを納付するものとし、意匠及びひな形については、2 回目以降の 5 年ごとの手数料を納付する。

(2) 年次手数料及び 5 年ごとの手数料は、当該の権利がまだ付与されていない場合も、各納付期日の前 6 月間に納付する。

(3) 前項又は次条(1)を害することなく、ポルトガルにおける登録が出願されている欧州の権利及び国際的権利、並びに第 86 条及び第 87 条に定める変更に基づく特許及び実用新案に係る出願に関する年次手数料の最初の納付は、有効性確認の日又は変更の日の後の最初の周年日から 3 月以下の期間内に行うことができる。

(4) 補充的保護証明書に係る年次手数料の最初の納付は、関係する特許の有効期間の最後の 6 月間に行うものとする。証明書の有効期間が 6 月未満である場合は、納付は行わない。その後の年次手数料は、各納付期日の前 6 月間に納付する。

(5) 登録付与に係る手数料は、付与の日後、工業所有権公報における付与公告の日から 6 月以内に納付する。

(6) 他のすべての登録に係る維持手数料のその後の納付は、各権利の有効期間の最後の 6 月間に行う。

(7) 前各項にいう手数料は、追加料金を添えて有効期間の終了から 6 月間以内に納付することもできる。そうしない場合は、権利消滅となる。

(8) 権利所有者は、前各項にいう納付期間が終了する日について、通知により注意を喚起される。

(9) 前項にいう通知がなされないことは、納付期日における手数料不納の根拠にはならない。

第 350 条 回復

(1) 手数料を納付しなかったことにより消滅した特許、実用新案又は登録の回復に係る申請は、工業所有権公報における消滅通知の公告の日から 1 年間以内に行うことができる。

(2) 前項にいう回復は、第三者の権利を害することなく、滞っている手数料の金額の 3 倍を納付することによってのみ認められる。

第 351 条 減額

(1) 特許、実用新案並びに半導体製品の回路配置及び意匠又はひな形登録の出願人であって、当該権利の登録及び維持に係る費用を負担するに足る収入がないことの証拠を提示するものは、出願に先立ちその旨の請求をすることを条件として、7 回目の年次手数料及び 2 回目の 5 年ごとの手数料までのすべての手数料の 80% の納付を免除される。

(2) 国家工業所有権庁の幹部会は、前項にいう証拠を吟味し、当該請求についての決定を命令により出す。

第 352 条 払戻

(1) 不当に納付されたことが証明された手数料は、手続の一環として又は利害関係人の請求に基づいて払い戻される。

(2) 許可されていないか又は期限内に撤回された査察の費用として供託されていた金額は、供託者の請求に基づいて払い戻される。

第 353 条 納付の停止

(1) 工業所有権について訴訟手続が通常の裁判所又は仲裁裁判所において係属している間、又は権利に影響を及ぼす可能性がある押収若しくは没収、若しくは法に基づいて行われた何らかの形での留置が解除されていない間は、関係する特許、実用新案又は登録は、納付期限が到来している維持手数料を納付しなかったとの理由に基づいて消滅を宣言されることはない。

(2) 前項にいう決定の何れかが最終的になったときは、その事実についての通知が工業所有権公報において公告される。

(3) すべての未納の手数料は、前項にいう通知の工業所有権公報における公告の日から 1 年以内に納付しなければならないが、割増料金は必要とされない。

(4) 未納の手数料が納付されることなしに前項に定める期間が終了した時点で、関係する工業所有権の消滅が宣言される。

(5) 手続の一環として、裁判所は、係属中の訴訟手続について国家工業所有権庁に通知する。

(6) 訴訟手続が終結したとき、又は法に基づいて行われた押収、没収若しくはその他の留置が解除されたときは、裁判所は、手続の一環として、このことを工業所有権庁に通知する。

第 354 条 国に属する権利

国に属する工業所有権が何れかの種類の企業により実施又は使用されるときは、出願(申請)、承認、更新及び回復について同じ手続及び手数料が適用される。

第 V 編 工業所有権公報

第 355 条 工業所有権公報

工業所有権庁により工業所有権公報が刊行される。

第 356 条 内容

- (1) 工業所有権公報において次のものが公告される。
 - (a) 特許，実用新案及び登録に係る出願の通知
 - (b) 最初の出願の補正
 - (c) 消滅通知
 - (d) 付与及び拒絶
 - (e) 回復
 - (f) (廃止)
 - (g) 放棄及び取下の宣言
 - (h) 実施ライセンスの移転及び付与
 - (i) 工業所有権に関する司法手続における最終決定
 - (j) 排他権を修正するか又は消滅させるその他の事実又は決定，並びに公衆に知らせるべきすべての行為及び事項
 - (k) 保証又は使用の権利の設定並びに押収，没収及び法に基づいて行われるその他の商品の留置
 - (m) 権利の回復
- (2) (廃止)

第 357 条 目次(廃止)

第 358 条 配布(廃止)